

令和 8 年

第 1 回 定 例

夕 張 市 議 会 議 案

令和 8 年 3 月 4 日 開 会

令和 8 年 3 月 18 日 閉 会

令和8年 第1回定例市議会付議案件名

議案第 1 号	令和8年度夕張市一般会計予算
議案第 2 号	令和8年度夕張市国民健康保険事業会計予算
議案第 3 号	令和8年度夕張市市場事業会計予算
議案第 4 号	令和8年度夕張市介護保険事業会計予算
議案第 5 号	令和8年度夕張市後期高齢者医療事業会計予算
議案第 6 号	令和8年度夕張市水道事業会計予算
議案第 7 号	令和8年度夕張市公共下水道事業会計予算
議案第 8 号	令和7年度夕張市一般会計補正予算
議案第 9 号	令和7年度夕張市国民健康保険事業会計補正予算
議案第 10 号	令和7年度夕張市介護保険事業会計補正予算
議案第 11 号	令和7年度夕張市水道事業会計補正予算
議案第 12 号	夕張市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正について
議案第 13 号	夕張市職員給与条例の一部改正について
議案第 14 号	夕張市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
議案第 15 号	夕張市国民健康保険条例の一部改正について
議案第 16 号	夕張市営住宅条例の一部改正について
議案第 17 号	夕張市バイオ試験農園設置条例の廃止について
議案第 18 号	夕張市火災予防条例の一部改正について
議案第 19 号	南空知管内5消防本部消防通信指令事務協議会の設置に関する協議について
議案第 20 号	指定管理者の指定について
議案第 21 号	指定管理者の指定について
議案第 22 号	指定管理者の指定について
議案第 23 号	指定管理者の指定について
議案第 24 号	指定管理者の指定について
議案第 25 号	夕張市過疎地域持続的発展市町村計画の変更について
報告第 1 号	例月現金出納検査の結果について
報告第 2 号	例月現金出納検査の結果について
報告第 3 号	例月現金出納検査の結果について
報告第 4 号	専決処分の報告について
報告第 5 号	専決処分の報告について
報告第 6 号	定期監査の結果について
決議案第1号	閉会中の所管事務調査について

令和8年第1回定例市議会出席者名簿

職名	氏名	職名	氏名
市長	厚谷 司 君	○ 教育委員会教育長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名	
教育長	有村 宏紀 君	教育課長	押野見 正浩 君
○ 市長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名		○ 選挙管理委員会委員長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名	
副市長兼 財政課長	芝木 誠二 君	事務局長	板垣 克巳 君
総務企画課長	板垣 克巳 君	○ 農業委員会会長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名	
地域振興課長	瀧口 健太 君	事務局長	山本 健彦 君
税務課長	秋山 俊輔 君	○ 監査委員の委嘱を受けて出席した者の職・氏名	
建設課長	佐藤 浩一 君	事務局長	堀 靖樹 君
土木課長	阿部 充雅 君		
上下水道課長	矢久保 六玄 君		
市民課長	外崎 伸一 君		
保健福祉課長	鈴木 茂徳 君	○ 本議会の書記の職・氏名	
生活福祉課長兼 福祉事務所長	平塚 浩一 君	事務局長	堀 靖樹 君
消防長	松倉 暢宏 君	書記	志茂 隆 君
消防署長	鈴木 剛士 君	書記	増井 菜々実 君

令和8年

会議日程表

第1回定例市議会

1. 会 期 3月4日から同月18日までの15日間

月・日	曜日	開議時刻	会議別	付議案件・その他
3月 4日	水	10:30	本会議	・市長並びに教育委員会教育長の行政報告と報告に対する質問 ・議案の一部上程議決 ・新年度予算案の一括上程 (市政執行方針及び教育行政執行方針並びに提案理由の説明)
3月 5日	木		休 会	・議案調査
3月 6日	金		休 会	・議案調査
3月 7日	土		休 会	
3月 8日	日		休 会	
3月 9日	月		休 会	・議案調査
3月10日	火		休 会	・議案調査
3月11日	水	10:30	本会議	・大綱質問 ・新年度予算案の委員会付託
3月12日	木		休 会	・議案調査
3月13日	金		休 会	・議案調査
3月14日	土		休 会	
3月15日	日		休 会	
3月16日	月	10:30	休 会	・行政常任委員会(付託された予算案の審査)
3月17日	火		休 会	・予備日
3月18日	水	10:30	本会議	・委員会の審査報告と全議案の上程議決

・本会議 ～ 3日

・常任委員会 ～ 1日

・休 会 ～ 12日 計 15日

令和8年

議 事 日 程 表 (第1日)

第1回定例市議会

1. 招集の日時 令和8年3月4日(水) 午前10時30分開議

2. 招集の場所 市議事堂

日程番号	種 別	番 号	件 名	提出者
日程第1			会期の決定について	
日程第2			市長並びに教育委員会教育長の行政報告と報告に対する質問	市 長
日程第3	議 案	第 8 号	令和7年度夕張市一般会計補正予算	市 長
	議 案	第 9 号	令和7年度夕張市国民健康保険事業会計補正予算	
	議 案	第 10 号	令和7年度夕張市介護保険事業会計補正予算	
	議 案	第 11 号	令和7年度夕張市水道事業会計補正予算	
日程第4	議 案		議案第1号ないし議案第7号(下記のとおり)の市政執行方針及び教育行政執行方針並びに提案説明	市 長

記

- 議案第 1号 令和8年度夕張市一般会計予算
- 議案第 2号 令和8年度夕張市国民健康保険事業会計予算
- 議案第 3号 令和8年度夕張市市場事業会計予算
- 議案第 4号 令和8年度夕張市介護保険事業会計予算
- 議案第 5号 令和8年度夕張市後期高齢者医療事業会計予算
- 議案第 6号 令和8年度夕張市水道事業会計予算
- 議案第 7号 令和8年度夕張市公共下水道事業会計予算

令和8年

議 事 日 程 表 (第2日)

第1回定例市議会

1. 開催の日時 令和8年3月11日(水) 午前10時30分開議
2. 開催の場所 市議事堂

日程番号	種 別	番 号	件 名	提出者
日程第1	議 案		議案第1号ないし議案第7号(下記のとおり) 市政執行方針、教育行政執行方針に対する大綱質問並びに委員会付託	市 長

記

- 議案第 1号 令和8年度夕張市一般会計予算
議案第 2号 令和8年度夕張市国民健康保険事業会計予算
議案第 3号 令和8年度夕張市市場事業会計予算
議案第 4号 令和8年度夕張市介護保険事業会計予算
議案第 5号 令和8年度夕張市後期高齢者医療事業会計予算
議案第 6号 令和8年度夕張市水道事業会計予算
議案第 7号 令和8年度夕張市公共下水道事業会計予算

令和8年

議 事 日 程 表 (第3日)

第1回定例市議会

1. 招集の日時 令和8年3月18日(水) 午前10時30分開議

2. 招集の場所 市議事堂

日程番号	種 別	番 号	件 名	提出者
日程第1	議 案	第1号 ないし 第7号	令和8年度予算(下記のとおり)	市 長
日程第2	議 案	第12号	夕張市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正について	市 長
日程第3	議 案	第13号	夕張市職員給与条例の一部改正について	市 長
日程第4	議 案	第14号	夕張市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	市 長
日程第5	議 案	第15号	夕張市国民健康保険条例の一部改正について	市 長
日程第6	議 案	第16号	夕張市営住宅条例の一部改正について	市 長
日程第7	議 案	第17号	夕張市バイオ試験農園設置条例の廃止について	市 長
日程第8	議 案	第18号	夕張市火災予防条例の一部改正について	市 長
日程第9	議 案	第19号	南空知管内5消防本部消防通信指令事務協議会の設置に関する協議について	市 長
日程第10	議 案	第20号	指定管理者の指定について	市 長
	議 案	第21号	指定管理者の指定について	市 長
日程第11	議 案	第22号	指定管理者の指定について	市 長
日程第12	議 案	第23号	指定管理者の指定について	市 長

日程第 13	議 案	第 24 号	指定管理者の指定について	市 長
日程第 14	議 案	第 25 号	夕張市過疎地域持続的発展市町村計画の変更について	市 長
日程第 15	報 告	第 1 号	例月現金出納検査の結果について	議 長
	報 告	第 2 号	例月現金出納検査の結果について	議 長
	報 告	第 3 号	例月現金出納検査の結果について	議 長
日程第 16	報 告	第 4 号	専決処分の報告について	市 長
日程第 17	報 告	第 5 号	専決処分の報告について	市 長
日程第 18	報 告	第 6 号	定期監査の結果について	議 長
日程第 19	決議案	第 1 号	閉会中の所管事務調査について	議 員

記

- 議案第 1 号 令和 8 年度夕張市一般会計予算
 議案第 2 号 令和 8 年度夕張市国民健康保険事業会計予算
 議案第 3 号 令和 8 年度夕張市市場事業会計予算
 議案第 4 号 令和 8 年度夕張市介護保険事業会計予算
 議案第 5 号 令和 8 年度夕張市後期高齢者医療事業会計予算
 議案第 6 号 令和 8 年度夕張市水道事業会計予算
 議案第 7 号 令和 8 年度夕張市公共下水道事業会計予算

自 令和7年12月3日
至 令和8年3月3日

行政報告

令和8年3月4日 開会
第1回定例夕張市議会

月 日	事 項
2月3日	<p>※ 市長会関係について</p> <p>○ 北海道市長会令和8年第1回理事会への出席について</p> <p>札幌市において開催された北海道市長会令和8年第1回理事会に監事として出席し、令和8年度事業計画及び歳入歳出予算について審議決定した。</p>
2月3日	<p>○ 令和7年度北海道都市応援プロジェクト成果報告会への出席について</p> <p>札幌市において開催された令和7年度北海道都市応援プロジェクト成果報告会に出席し、成果報告発表及び都市応援プロジェクトに係る講演を聴講した。</p>
2月20日	<p>※ 空知地方総合開発関係について</p> <p>○ 空知地方総合開発期成会令和7年度第2回定時総会への出席について</p> <p>岩見沢市において開催された空知地方総合開発期成会令和7年度第2回定時総会に出席し、令和8年度事業計画、歳入歳出予算及び令和9年度空知地方開発予算要望の集約要望について審議決定した。</p>
2月4日	<p>※ 道路関係について</p> <p>○ 道道夕張長沼線整備促進期成会による要望行動について</p> <p>札幌市において道道夕張長沼線整備促進期成会による要望行動を行い、未開通区間等の早期整備について、北海道、北海道議会等に対して関係町ともに要望を行った。</p>

	<p>※ 一般関係について</p> <p>12月 5 日 ○ あつやトーク at 夕張中学校の開催について</p> <p>夕張中学校においてあつやトーク at 夕張中学校を開催し、夕張中学校 2 年生生徒と市政課題等について意見交換を行った。</p> <p>12月 17 日 ○ 北海道議会人口減少問題・地方分権改革等調査特別委員会道内調査視察受け入れ及び意見交換会への出席について</p> <p>拠点複合施設りすたにおいて北海道議会人口減少問題・地方分権改革等調査特別委員会の道内調査視察を受け入れ、拠点複合施設りすたの取組などを説明した後、岩見沢市において開催された意見交換会に出席し、本市の取組報告及び意見交換を行った。</p> <p>1 月 20 日 ○ 令和 7 年度自然公園関係功労者への表彰伝達について</p> <p>市役所会議室において、自然や生物の保護監視員として永きにわたる功労により表彰され、空知総合振興局長より表彰状と記念品を伝達された次の個人に対し、お祝いの言葉を述べた。</p> <p>自然公園関係功労者環境大臣表彰 貫洞 昌美 氏</p> <p>1 月 26 日 ○ 令和 7 年度ほっかいどう応援セミナーへの出席について</p> <p>札幌市で開催された令和 7 年度ほっかいどう応援セミナーに出席し、市のプレゼンテーションを行い、参加企業に対し支援要請を行った。</p> <p>2 月 2 日 ○ 空知ゆかりの道職員と市長及び町長との交流会への出席について</p> <p>札幌市において開催された空知ゆかりの道職員と市長及び町長との交流会に出席し、特産品の PR をするとともに意見交換等を行った。</p>
--	--

2月9日	<p>○ 空知地域づくり連携会議への出席について</p> <p>岩見沢市で開催された空知地域づくり連携会議に出席し、広域的な連携・協働による地域づくりについて意見交換等を行った。</p>
2月10日	<p>○ ゆうばり小学校6年生と夕張市議会との模擬議会への出席について</p> <p>市役所議事堂において開催された、ゆうばり小学校6年生と夕張市議会との模擬議会へ出席し、議員役の児童からの提案に対して答弁を行った。</p>
2月10日	<p>○ 北海道・包括連携協定企業等交流会への出席について</p> <p>札幌市で開催された北海道・包括連携協定企業等交流会に出席し、企業関係者と意見交換等を行った。</p>
2月13日	<p>○ 企業版ふるさと納税制度による寄附に係る感謝状の贈呈について</p> <p>共立測量設計株式会社を訪問し、本市への寄附に対し感謝の意を表するとともに感謝状を贈呈した。</p>
2月13日	<p>○ 第3回石狩川流域生態系ネットワーク推進協議会への出席について</p> <p>札幌市において開催された第3回石狩川流域生態系ネットワーク推進協議会に出席し、令和7年度の取組状況等について協議を行った。</p>
2月18日	<p>○ 石狩川下流域外減災対策協議会夕張川上流外地域部会への出席について</p> <p>オンラインにより開催された石狩川下流域外減災対策協議会夕張川上流外地域部会に出席し、流域の減災対策について関係者と意見交換を行った。</p>

2月24日

○ 令和7年度統計功労者への表彰伝達について

市役所応接室において、永年にわたる統計功労により表彰された次の個人に対し、表彰状と記念品を伝達するとともに、お祝いの言葉を述べた。

2025年農林業センサス功績者農林水産大臣表彰

佐藤 則行 氏

井澤 栄 氏

知事感謝状（統計功労者） 仁杉 ゆみ子 氏

2月25日

○ 南空知ふるさと市町村圏組合令和8年第1回理事会及び第1回定例会への出席について

岩見沢市において開催された南空知ふるさと市町村圏組合令和8年第1回理事会及び第1回定例会に出席し、令和8年度事業計画及び歳入歳出予算について審議決定した。

○ 各種機関・団体総会等への出席について

市内において各種機関・団体の総会等が開催されたので次のとおり出席し、挨拶を述べた。

- ・ 12月5日 マウントレースイスキー場安全祈願祭
- ・ 12月7日 夕張太鼓保存会「竜花」55周年記念演奏会
- ・ 12月13日 2025ゆうばりジョイフルクリスマス
- ・ 12月15日 歳末特別警戒出動式
- ・ 12月27日 ゆうばりあつマルシェ
- ・ 12月29日 消防歳末特別警戒管理者巡視
- ・ 1月7日 夕張市農協青年部第52回定期総会
- ・ 1月11日 令和8年消防出初式
- ・ 1月11日 令和8年夕張市二十歳を祝う会
- ・ 1月14日 「今後の夕張の観光について考える」研修会
- ・ 1月23日 令和8年夕張商工会議所新年交礼会
- ・ 1月26日 第66回夕張メロン組合定期総会
- ・ 1月31日 夕張青年会議所新年交礼会
- ・ 2月7日 道の駅夕張メロード ウィンターフェスティバル
- ・ 2月12日 夕張高校スキー授業開校式
- ・ 2月22日 ゆうばり寒太郎まつり
- ・ 2月26日 第53回夕張土地改良区通常総会
- ・ 3月1日 北海道夕張高等学校第34回卒業証書授与式

※ 現金及び物品等の寄付について

○ 別紙調書のとおり個人及び団体から現金及び物品等の寄付があった。

一般関係	No. 1
まちづくり寄附条例関係	No. 2 ~ 8
教育関係	No. 9

寄付寄贈金品等一覧調書（一般関係）

（敬称略）

1. 物品

寄付寄贈者		受領日 年月日	物品名	寄付寄贈 の目的	取扱 担当課所	備考
現住所又は 団体所在地	氏名又は 団体名					
江別市	東光舗装株式会社 代表取締役社長 澤宏治	R8.2.10	消防水利及び 消防施設敷地除雪 1式	一般寄附	消防本部	

寄付寄贈金品等一覧調書(夕張まちづくり寄附条例関係)

(敬称略)

1. 現金

寄付寄贈者		受領 年月日	物 品 名	寄付寄贈の目的	取 扱 所	備 考
現住所又は 団体所在地	氏名又は 団体名					
大阪府	米田 紘一	7.12.2	25,000円	(ア) 夕張市の地域再生及び住民の福祉の増進に必要な事業	地域振興課	
岩手県	石田 和司	7.12.3	30,000円	(ア) 夕張市の地域再生及び住民の福祉の増進に必要な事業	地域振興課	
北海道	島 勝美	7.12.11	11,000円	(ア) 夕張市の地域再生及び住民の福祉の増進に必要な事業	地域振興課	
兵庫県	龍見 正範	7.12.12	29,000円	(ア) 夕張市の地域再生及び住民の福祉の増進に必要な事業	地域振興課	
東京都	中村 崇幸	7.12.13	11,000円	(オ) 歴史的に貴重な炭鉱遺産の伝承及び保全に関する事業	地域振興課	
東京都	中村 崇幸	7.12.13	11,000円	(オ) 歴史的に貴重な炭鉱遺産の伝承及び保全に関する事業	地域振興課	
神奈川県	藤井 庸史	7.12.13	47,000円	(ア) 夕張市の地域再生及び住民の福祉の増進に必要な事業	地域振興課	
大阪府	高田 信一	7.12.14	29,000円	(ア) 夕張市の地域再生及び住民の福祉の増進に必要な事業	地域振興課	
東京都	海老原 薫	7.12.14	29,000円	(ウ) 子どもたちの健全な育成に関する事業	地域振興課	

寄付寄贈金品等一覧調書（夕張まちづくり寄附条例関係）

（敬称略）

1. 現金

寄 付 寄 贈 者		受 領 日 年 月 日	物 品 名	寄 付 寄 贈 の 目 的	取 扱 担 当 課 所	備 考
現住所又は 団体所在地	氏 名 又 は 団 体 名					
東 京 都	堀 井 敦 生	7.12.15	77,000円	（ア）夕張市の地域再生及び住民の福祉の増進に必要な事業、（イ）高齢者や障がい者等の生活支援活動、住民の健康保持等に関する活動及び住民自治活動の維持に関する事業、（エ）市民の文化・スポーツ活動の推進に関する事業、（オ）歴史的に貴重な炭鉱遺産の伝承及び保全に関する事業	地 域 振 興 課	
福 島 県	佐 藤 勝 也	7.12.15	19,000円	（ア）夕張市の地域再生及び住民の福祉の増進に必要な事業	地 域 振 興 課	
埼 玉 県	猪 狩 健 二	7.12.17	15,000円	（ア）夕張市の地域再生及び住民の福祉の増進に必要な事業	地 域 振 興 課	
北 海 道	中 野 睦 子	7.12.17	11,000円	（ア）夕張市の地域再生及び住民の福祉の増進に必要な事業	地 域 振 興 課	
兵 庫 県	野 田 哲 司	7.12.18	22,000円	（ア）夕張市の地域再生及び住民の福祉の増進に必要な事業	地 域 振 興 課	
京 都 府	中 川 将 子	7.12.18	29,000円	（イ）高齢者や障がい者等の生活支援活動、住民の健康保持等に関する活動及び住民自治活動の維持に関する事業、（ウ）子どもたちの健全な育成に関する事業	地 域 振 興 課	
京 都 府	中 川 将 子	7.12.18	11,000円	（イ）高齢者や障がい者等の生活支援活動、住民の健康保持等に関する活動及び住民自治活動の維持に関する事業	地 域 振 興 課	

寄付寄贈金品等一覧調書(夕張まちづくり寄附条例関係)

(敬称略)

1. 現金

寄 付 寄 贈 者		受 領 日 年 月 日	物 品 名	寄 付 寄 贈 の 目 的	取 扱 所 担 当 課	備 考
現住所又は 団体所在地	氏 名 又 は 団 体 名					
京 都 府	中 川 将 子	7. 12. 18	9,000円	(ア) 夕張市の地域再生及び住民の福祉の増進に必要な事業	地 域 振 興 課	
神 奈 川 県	平 田 美 智 子	7. 12. 19	19,000円	(オ) 歴史的に貴重な炭鉱遺産の伝承及び保全に関する事業	地 域 振 興 課	
愛 知 県	田 島 啓	7. 12. 19	19,000円	(ア) 夕張市の地域再生及び住民の福祉の増進に必要な事業	地 域 振 興 課	
神 奈 川 県	会 田 春 樹	7. 12. 19	50,000円	(エ) 市民の文化・スポーツ活動の推進に関する事業	地 域 振 興 課	
岡 山 県	川 口 晴 也	7. 12. 20	22,000円	(ア) 夕張市の地域再生及び住民の福祉の増進に必要な事業	地 域 振 興 課	
東 京 都	中 川 隆	7. 12. 20	25,000円	(ア) 夕張市の地域再生及び住民の福祉の増進に必要な事業	地 域 振 興 課	
愛 知 県	中 村 浩	7. 12. 21	29,000円	(ウ) 子どもたちの健全な育成に関する事業	地 域 振 興 課	
兵 庫 県	神 保 敦	7. 12. 21	29,000円	(イ) 高齢者や障がい者等の生活支援活動、住民の健康保持等に関する活動及び住民自治活動の維持に関する事業	地 域 振 興 課	
東 京 都	高 木 義 隆	7. 12. 23	29,000円	(ア) 夕張市の地域再生及び住民の福祉の増進に必要な事業	地 域 振 興 課	

寄付寄贈金品等一覧調書(夕張まちづくり寄附条例関係)

(敬称略)

1. 現金

寄 付 寄 贈 者		受 領 日 年 月 日	物 品 名	寄 付 寄 贈 の 目 的	取 扱 所 担 当 課	備 考
現住所又は 団体所在地	氏 名 又 は 団 体 名					
兵 庫 県	宮 崎 政 和	7. 12. 24	100,000円	(ア) 夕張市の地域再生及び住民の福祉の増進に必要な事業	地 域 振 興 課	
神 奈 川 県	武 井 美 知 子	7. 12. 24	29,000円	(ア) 夕張市の地域再生及び住民の福祉の増進に必要な事業	地 域 振 興 課	
東 京 都	石 橋 勇 我	7. 12. 24	50,000円	(ウ) 子どもたちの健全な育成に関する事業	地 域 振 興 課	
東 京 都	三 好 康 介	7. 12. 26	29,000円	(ウ) 子どもたちの健全な育成に関する事業	地 域 振 興 課	
福 井 県	岩 崎 敏 夫	7. 12. 26	48,000円	(ア) 夕張市の地域再生及び住民の福祉の増進に必要な事業	地 域 振 興 課	
大 阪 府	深 浦 洋	7. 12. 26	1,000,000円	(ア) 夕張市の地域再生及び住民の福祉の増進に必要な事業	地 域 振 興 課	
大 阪 府	奥 田 信 昭	7. 12. 26	200,000円	(ア) 夕張市の地域再生及び住民の福祉の増進に必要な事業	地 域 振 興 課	
北 海 道	畑 山 忠	7. 12. 26	5,000円	(ウ) 子どもたちの健全な育成に関する事業	地 域 振 興 課	
神 奈 川 県	山 口 直 樹	7. 12. 27	29,000円	(オ) 歴史的に貴重な炭鉱遺産の伝承及び保全に関する事業	地 域 振 興 課	

寄付寄贈金品等一覧調書(夕張まちづくり寄附条例関係)

(敬称略)

1. 現金

寄 付 寄 贈 者		受 領 日 年 月 日	物 品 名	寄 付 寄 贈 の 目 的	取 扱 所 担 当 課	備 考
現住所又は 団体所在地	氏 名 又 は 団 体 名					
東 京 都	富 雄 太 郎	7. 12. 28	29,000円	(ア) 夕張市の地域再生及び住民の福祉の増進に必要な事業	地 域 振 興 課	
神 奈 川 県	金 子 崇 之	7. 12. 28	25,000円	(ア) 夕張市の地域再生及び住民の福祉の増進に必要な事業	地 域 振 興 課	
東 京 都	原 貴 行	7. 12. 28	29,000円	(ア) 夕張市の地域再生及び住民の福祉の増進に必要な事業	地 域 振 興 課	
広 島 県	久 保 義 博	7. 12. 29	19,000円	(ア) 夕張市の地域再生及び住民の福祉の増進に必要な事業	地 域 振 興 課	
愛 知 県	山 口 賢 二	7. 12. 29	73,000円	(ア) 夕張市の地域再生及び住民の福祉の増進に必要な事業	地 域 振 興 課	
神 奈 川 県	酒 井 雅 人	7. 12. 30	25,000円	(ウ) 子どもたちの健全な育成に関する事業	地 域 振 興 課	
埼 玉 県	神 田 裕 司	7. 12. 30	29,000円	(ア) 夕張市の地域再生及び住民の福祉の増進に必要な事業	地 域 振 興 課	
東 京 都	絹 川 玲 美	7. 12. 31	11,000円	(ア) 夕張市の地域再生及び住民の福祉の増進に必要な事業	地 域 振 興 課	
神 奈 川 県	中 村 Hiroshi	7. 12. 31	22,000円	(ア) 夕張市の地域再生及び住民の福祉の増進に必要な事業	地 域 振 興 課	

寄付寄贈金品等一覧調書(夕張まちづくり寄附条例関係)

(敬称略)

1. 現金

寄 付 寄 贈 者		受 領 日 年 月 日	物 品 名	寄 付 寄 贈 の 目 的	取 扱 所 担 当 課	備 考
現住所又は 団体所在地	氏 名 又 は 団 体 名					
東 京 都	佐 野 大 和	7. 12. 31	29,000円	(ア) 夕張市の地域再生及び住民の福祉の増進に必要な事業	地 域 振 興 課	
東 京 都	小 川 真 澄	7. 12. 31	22,000円	(オ) 歴史的に貴重な炭鉱遺産の伝承及び保全に関する事業	地 域 振 興 課	
大 阪 府	谷 山 進	7. 12. 31	15,000円	(ア) 夕張市の地域再生及び住民の福祉の増進に必要な事業	地 域 振 興 課	
大 阪 府	山 本 隆 晴	7. 12. 31	50,000円	(ア) 夕張市の地域再生及び住民の福祉の増進に必要な事業	地 域 振 興 課	
神 奈 川 県	宇 山 新 次	7. 12. 31	25,000円	(ア) 夕張市の地域再生及び住民の福祉の増進に必要な事業	地 域 振 興 課	
大 阪 府	福 山 弘 城	7. 12. 31	50,000円	(ア) 夕張市の地域再生及び住民の福祉の増進に必要な事業	地 域 振 興 課	
東 京 都	高 梨 光 雄	7. 12. 31	11,000円	(ア) 夕張市の地域再生及び住民の福祉の増進に必要な事業	地 域 振 興 課	
愛 知 県	福 田 鉄 平	7. 12. 31	29,000円	(ア) 夕張市の地域再生及び住民の福祉の増進に必要な事業	地 域 振 興 課	
東 京 都	笠 間 周 子	7. 12. 31	390,000円	(ア) 夕張市の地域再生及び住民の福祉の増進に必要な事業	地 域 振 興 課	

寄付寄贈金品等一覧調書(夕張まちづくり寄附条例関係)

(敬称略)

1. 現金

寄付寄贈者		受領 年月日	物 品 名	寄付寄贈の目的	取 扱 担 当 課 所	備 考
現住所又は 団体所在地	氏名又は 団体名					
神奈川県	黒田翔太	7.12.31	19,000円	(ウ) 子どもたちの健全な育成に関する事業	地域振興課	
埼玉県	北川純	7.12.31	29,000円	(ア) 夕張市の地域再生及び住民の福祉の増進に必要な事業、(イ) 高齢者や障がい者等の生活支援活動、住民の健康保持等に関する活動及び住民自治活動の維持に関する事業、(ウ) 子どもたちの健全な育成に関する事業	地域振興課	
北海道	酒井妙美	8.1.10	9,000円	(ア) 夕張市の地域再生及び住民の福祉の増進に必要な事業	地域振興課	
北海道	白尾欣也	8.2.1	50,000円	(ア) 夕張市の地域再生及び住民の福祉の増進に必要な事業、(イ) 高齢者や障がい者等の生活支援活動、住民の健康保持等に関する活動及び住民自治活動の維持に関する事業、(ウ) 子どもたちの健全な育成に関する事業	地域振興課	
京都府	茨木清隆	8.2.7	29,000円	(ア) 夕張市の地域再生及び住民の福祉の増進に必要な事業	地域振興課	
愛知県	井川幸英	8.2.26	98,000円	(ウ) 子どもたちの健全な育成に関する事業	地域振興課	
	非公表	3,412件	99,263,500円		地域振興課	
	合計	3,470件	102,507,500円			

夕張市教育委員会

寄 附 寄 贈 金 品 等 一 覧 調 書 (教 育 関 係)

(敬称略)

寄 附 寄 贈 者		受 領 年 月 日	物 品 名	寄 附 寄 贈 の 目 的	取 扱 担 当 課 所	備 考
現住所又は 団体所在地	氏 名 又 は 団 体 名					
夕 張 市	北 寿 産 業 株 式 会 社 株 式 会 社 夕 電	8.12.11	ク リ ス マ ス ツ リ ー 等 1 式	社 会 教 育 事 業 用	教 育 課	
札 幌 市	河 田 道 子	7.12.26	図 書 41 冊	閲 覧 用	りすた図書館	
東 京 都	田 代 俊 之	8. 1. 8	〃 1 冊	閲 覧 用	りすた図書館	
福 岡 県	ト ー ク フ ァ イ ブ	8. 1.21	〃 1 冊	閲 覧 用	りすた図書館	
恵 庭 市	北 海 道 文 教 大 学	8. 1.23	〃 1 冊	閲 覧 用	りすた図書館	
東 京 都	現 代 書 林	8. 1.30	〃 1 冊	閲 覧 用	りすた図書館	
〃	金 風 舎	8. 2. 3	〃 1 冊	閲 覧 用	りすた図書館	
〃	読 売 新 聞 社	8. 2. 6	〃 439 冊	閲 覧 用	りすた図書館	
愛 知 県	鈴 木 中 人	8. 2.10	〃 1 冊	閲 覧 用	りすた図書館	

自 令和7年12月3日

令和8年3月4日 開会

教 育 行 政 報 告

至 令和8年3月3日

第1回 定例夕張市議会

月 日	事 項
12月5日	<p>○ マウントレースイスキー場安全祈願祭への出席について</p> <p>マウントレースイスキー場にて開催された、安全祈願祭に市長とともに出席し、今シーズンの安全を祈願した。</p>
12月5日	<p>○ あつやトーク at 夕張中学校への出席について</p> <p>夕張中学校で開催された、あつやトーク at 夕張中学校に、厚谷市長とともに出席し、中学生の意見発表を聞き質問等を行うとともに、中学生と厚谷市長及び市役所職員との意見交流を参観した。</p>
12月7日	<p>○ 夕張太鼓保存会「竜花」55周年記念演奏会への出席について</p> <p>ゆうばり文化スポーツセンターで開催された、夕張太鼓保存会「竜花」55周年記念演奏会へ来賓として出席し、挨拶を述べた。</p>
12月13日	<p>○ 2025 ゆうばりジョイフルクリスマスへの出席について</p> <p>拠点複合施設りすたで開催された、2025 ゆうばりジョイフルクリスマスに出席し、挨拶を述べた。</p>
12月26日	<p>○ 辞令交付について</p> <p>市長室にて、第4回定例市議会において任命の同意を得た教育長が、市長より辞令交付を受けた。</p>
1月7日	<p>○ 令和8年新春書初大会への出席について</p> <p>拠点複合施設りすたで開催された、令和8年新春書初大会に出席した。</p>

1月11日	<p>○ 令和8年夕張消防出初式への出席について</p> <p>拠点複合施設りすたにて挙行された、夕張消防出初式に来賓として出席した。</p>
1月11日	<p>○ 令和8年夕張市二十歳を祝う会について</p> <p>拠点複合施設りすたにて挙行された、夕張市二十歳を祝う会に来賓として出席した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 該当者 32名 ・ 当日出席者 23名 ・ 出席率 71.9%
1月15日	<p>○ 第3回空知管内教育長会議への出席について</p> <p>空地総合振興局において開催された、令和7年度第3回空知管内市町教育委員会教育長会議に出席し、管内教育推進上の諸課題について協議を行った。</p>
1月24日	<p>○ 練成会グループ「漢字・計算コンクール」への出席について</p> <p>拠点複合施設りすたにおいて開催された練成会グループ「漢字・計算コンクール」に出席し、主催者挨拶を述べた。</p>
2月10日	<p>○ 空知管内教育行政連携推進会議への出席</p> <p>オンラインにより開催された、空知管内連携推進会議に出席し、遠隔授業拡充の方向性や部活動の地域移行などについて協議を行った。</p>
2月10日	<p>○ ゆうばり小学校6年生と夕張市議会との模擬議会への出席について</p> <p>議事堂において開催された、ゆうばり小学校6年生と夕張市議会との模擬議会に出席し、議員役の児童からの提案に対して答弁を行った。</p>

2月17日	<p>○ 令和7年度夕張市文化財保護委員会への出席について</p> <p>拠点複合施設りすたで開催された、令和7年度夕張市文化財保護委員会に出席し、主催者挨拶を述べた。</p>
2月18日	<p>○ 第7回北海道公立学校情報機器整備共同調達会議への出席について</p> <p>オンラインにより開催された、第7回北海道公立学校情報機器整備共同調達会議に出席し、令和8年度購入予定のタブレット端末に係る仕様書や事業者の選定方法、今後のスケジュールなどについて協議を行った。</p>
2月26日	<p>○ 学校運営協議会全体会への出席について</p> <p>拠点複合施設りすたで開催された、学校運営協議会全体会に出席し、主催者挨拶を述べた。</p>
3月1日	<p>○ 北海道夕張高等学校第34回卒業証書授与式への出席について</p> <p>北海道夕張高等学校で举行された、第34回卒業証書授与式に来賓として出席した。</p>

自 令和 7 年 12 月 3 日

令和 8 年 3 月 4 日 開会

選挙管理委員会行政報告

至 令和 8 年 3 月 3 日

第 1 回 定例夕張市議会

月 日	事 項
2 月 8 日	○ 第 51 回衆議院議員総選挙及び第 27 回最高裁判所裁判官国民審査の結果について 別紙「選挙結果調」のとおり

選挙結果調

令和8年2月8日執行

第51回衆議院議員総選挙

第27回最高裁判所裁判官国民審査

夕張市選挙管理委員会

目 次

I 投 票

1. 投票結果に関する調
（有権者数、投票者数、投票率） . . . 1
2. 投票区別の投票状況に関する調
 - (1) 衆議院小選挙区選出議員選挙 . . . 2
 - (2) 衆議院比例代表選出議員選挙 . . . 3
 - (3) 最高裁判所裁判官国民審査 . . . 4

II 開 票

1. 開票結果に関する調
 - (1) 衆議院小選挙区選出議員選挙 . . . 5
 - (2) 衆議院比例代表選出議員選挙 . . . 5
 - (3) 最高裁判所裁判官国民審査 . . . 6
2. 無効投票調
 - (1) 衆議院小選挙区選出議員選挙 . . . 7
 - (2) 衆議院比例代表選出議員選挙 . . . 8
 - (3) 最高裁判所裁判官国民審査 . . . 9

I 投 票

1. 投票結果に関する調

(有権者数、投票者数、投票率)

区 分		選挙当日の有権者 (人)			投票者数 (人)			投票率 (%)		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
小 選 挙 区	今 回	2,564	2,868	5,432	1,628	1,757	3,385	63.49	61.26	62.32
	前 回 R6	2,732	3,075	5,807	1,739	1,992	3,731	63.65	64.78	64.25
比 例 代 表	今 回	2,564	2,868	5,432	1,628	1,757	3,385	63.49	61.26	62.32
	前 回 R6	2,732	3,075	5,807	1,739	1,992	3,731	63.65	64.78	64.25
国 民 審 査	今 回	2,564	2,868	5,432	1,518	1,593	3,111	59.20	55.54	57.27
	前 回 R6	2,732	3,075	5,807	1,738	1,992	3,730	63.62	64.78	64.23

※ 各選挙には、在外投票者数が含まれる。

2. 投票区別の投票状況に関する調

(1) 衆議院小選挙区選出議員選挙

投票区	投票所名		選挙人名簿登録者			選挙当日の有権者			投票者総数			棄権者数			投票率(%)		
			男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1	夕張市役所	国内	102	124	226	102	124	226	27	28	55	75	96	171	26.47	22.58	24.34
		在外	18	8	26	18	8	26	1	0	1	17	8	25	5.56	0.00	3.85
		計	120	132	252	120	132	252	28	28	56	92	104	196	23.33	21.21	22.22
		不在者投票							49	81	130						
2	恵団地集会所		144	193	337	144	193	337	53	74	127	91	119	210	36.81	38.34	37.69
3	鹿の谷生活館		159	178	337	159	178	337	56	48	104	103	130	233	35.22	26.97	30.86
4	老人福祉会館		171	152	323	170	152	322	45	30	75	125	122	247	26.47	19.74	23.29
5	若菜ふれあいサロン		173	227	400	173	227	400	47	47	94	126	180	306	27.17	20.70	23.50
6	清水沢生活館		362	401	763	362	401	763	92	93	185	270	308	578	25.41	23.19	24.25
7	清陵町さわやかホール		101	104	205	101	104	205	34	29	63	67	75	142	33.66	27.88	30.73
8	南清水沢生活館		498	571	1,069	498	571	1,069	120	102	222	378	469	847	24.10	17.86	20.77
9	岳見町集会所		65	80	145	65	80	145	12	11	23	53	69	122	18.46	13.75	15.86
10	南部コミュニティセンター		35	51	86	35	51	86	14	11	25	21	40	61	40.00	21.57	29.07
11	農業研修センター		251	279	530	251	279	530	85	89	174	166	190	356	33.86	31.90	32.83
12	改良住宅真谷地6区集会所		37	50	87	37	50	87	15	22	37	22	28	50	40.54	44.00	42.53
13	紅葉山会館		434	429	863	434	429	863	138	131	269	296	298	594	31.80	30.54	31.17
14	改良住宅楓集会所		15	21	36	15	21	36	5	11	16	10	10	20	33.33	52.38	44.44
小計(投票所)			2,565	2,868	5,433	2,564	2,868	5,432	793	807	1,600	1,771	2,061	3,832	30.93	28.14	29.46
期日前投票所	夕張市役所	国内							197	179	376						
		在外							0	0	0						
		計							197	179	376						
夕張市拠点複合施設りすた											638	771	1,409				
小計(期日前)									835	950	1,785						
合計	国内		2,547	2,860	5,407	2,546	2,860	5,406	1,627	1,757	3,384	919	1,103	2,022	63.90	61.43	62.60
	在外		18	8	26	18	8	26	1	0	1	17	8	25	5.56	0.00	3.85
	国内 + 在外		2,565	2,868	5,433	2,564	2,868	5,432	1,628	1,757	3,385	936	1,111	2,047	63.49	61.26	62.32

(2) 衆議院比例代表選出議員選挙

投票区	投票所名		選挙人名簿登録者			選挙当日の有権者			投票者総数			棄権者数			投票率(%)		
			男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1	夕張市役所	国内	102	124	226	102	124	226	27	28	55	75	96	171	26.47	22.58	24.34
		在外	18	8	26	18	8	26	1	0	1	17	8	25	5.56	0.00	3.85
		計	120	132	252	120	132	252	28	28	56	92	104	196	23.33	21.21	22.22
		不在者投票							49	81	130						
2	恵団地集会所		144	193	337	144	193	337	53	74	127	91	119	210	36.81	38.34	37.69
3	鹿の谷生活館		159	178	337	159	178	337	56	48	104	103	130	233	35.22	26.97	30.86
4	老人福祉会館		171	152	323	170	152	322	45	30	75	125	122	247	26.47	19.74	23.29
5	若菜ふれあいサロン		173	227	400	173	227	400	47	47	94	126	180	306	27.17	20.70	23.50
6	清水沢生活館		362	401	763	362	401	763	92	93	185	270	308	578	25.41	23.19	24.25
7	清陵町さわやかホール		101	104	205	101	104	205	34	29	63	67	75	142	33.66	27.88	30.73
8	南清水沢生活館		498	571	1,069	498	571	1,069	120	102	222	378	469	847	24.10	17.86	20.77
9	岳見町集会所		65	80	145	65	80	145	12	11	23	53	69	122	18.46	13.75	15.86
10	南部コミュニティセンター		35	51	86	35	51	86	14	11	25	21	40	61	40.00	21.57	29.07
11	農業研修センター		251	279	530	251	279	530	85	89	174	166	190	356	33.86	31.90	32.83
12	改良住宅真谷地6区集会所		37	50	87	37	50	87	15	22	37	22	28	50	40.54	44.00	42.53
13	紅葉山会館		434	429	863	434	429	863	138	131	269	296	298	594	31.80	30.54	31.17
14	改良住宅楓集会所		15	21	36	15	21	36	5	11	16	10	10	20	33.33	52.38	44.44
小計(投票所)			2,565	2,868	5,433	2,564	2,868	5,432	793	807	1,600	1,771	2,061	3,832	30.93	28.14	29.46
期日前投票所	夕張市役所	国内							197	179	376						
		在外							0	0	0						
		計							197	179	376						
夕張市拠点複合施設りすた									638	771	1,409						
小計(期日前)									835	950	1,785						
合計	国内		2,547	2,860	5,407	2,546	2,860	5,406	1,627	1,757	3,384	919	1,103	2,022	63.90	61.43	62.60
	在外		18	8	26	18	8	26	1	0	1	17	8	25	5.56	0.00	3.85
	国内 + 在外		2,565	2,868	5,433	2,564	2,868	5,432	1,628	1,757	3,385	936	1,111	2,047	63.49	61.26	62.32

(3) 最高裁判所裁判官国民審査

投票区	投票所名		選挙人名簿登録者			選挙当日の有権者			投票者総数			棄権者数			投票率(%)		
			男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1	夕張市役所	国内	102	124	226	102	124	226	26	28	54	76	96	172	25.49	22.58	23.89
		在外	18	8	26	18	8	26	0	0	0	18	8	26	0.00	0.00	0.00
		計	120	132	252	120	132	252	26	28	54	94	104	198	21.67	21.21	21.43
		不在者投票							49	81	130						
2	恵団地集会所		144	193	337	144	193	337	53	74	127	91	119	210	36.81	38.34	37.69
3	鹿の谷生活館		159	178	337	159	178	337	56	48	104	103	130	233	35.22	26.97	30.86
4	老人福祉会館		171	152	323	170	152	322	45	30	75	125	122	247	26.47	19.74	23.29
5	若菜ふれあいサロン		173	227	400	173	227	400	47	47	94	126	180	306	27.17	20.70	23.50
6	清水沢生活館		362	401	763	362	401	763	92	93	185	270	308	578	25.41	23.19	24.25
7	清陵町さわやかホール		101	104	205	101	104	205	34	30	64	67	74	141	33.66	28.85	31.22
8	南清水沢生活館		498	571	1,069	498	571	1,069	120	102	222	378	469	847	24.10	17.86	20.77
9	岳見町集会所		65	80	145	65	80	145	12	11	23	53	69	122	18.46	13.75	15.86
10	南部コミュニティセンター		35	51	86	35	51	86	14	11	25	21	40	61	40.00	21.57	29.07
11	農業研修センター		251	279	530	251	279	530	85	90	175	166	189	355	33.86	32.26	33.02
12	改良住宅真谷地6区集会所		37	50	87	37	50	87	15	22	37	22	28	50	40.54	44.00	42.53
13	紅葉山会館		434	429	863	434	429	863	140	131	271	294	298	592	32.26	30.54	31.40
14	改良住宅楓集会所		15	21	36	15	21	36	5	11	16	10	10	20	33.33	52.38	44.44
小 計 (投票所)			2,565	2,868	5,433	2,564	2,868	5,432	793	809	1,602	1,771	2,059	3,830	30.93	28.21	29.49
期日前投票所	夕張市役所	国内							172	147	319						
		在外							0	0	0						
		計							172	147	319						
	夕張市拠点複合施設りすた								553	637	1,190						
小 計 (期日前)								725	784	1,509							
合 計	国内		2,547	2,860	5,407	2,546	2,860	5,406	1,518	1,593	3,111	1,028	1,267	2,295	59.62	55.70	57.55
	在外		18	8	26	18	8	26	0	0	0	18	8	26	0.00	0.00	0.00
	国内 + 在外		2,565	2,868	5,433	2,564	2,868	5,432	1,518	1,593	3,111	1,046	1,275	2,321	59.20	55.54	57.27

Ⅱ 開 票

1. 開票結果に関する調

(1) 衆議院小選挙区選出議員選挙《候補者別得票数（北海道10区）》

届出 番号	氏 名	得 票 数		党 派
		夕 張 市	総 数	
1	わたなべ 孝一	1,384	74,887	立憲民主党
2	神谷ひろし	1,876	74,908	公明党
	計	3,260	149,795	

(2) 衆議院比例代表選出議員選挙《名簿届出政党等別得票数（北海道選挙区）》

届出 番号	名簿届出政党等の名称	得 票 数				備 考
		夕 張 市		総 数		
			構 成 比 (%)		構 成 比 (%)	
1	日本共産党	221	6.72	134,084	5.44	
2	国民民主党	216	6.57	218,850	8.88	
3	中道改革連合	1,228	37.35	605,889	24.60	
4	日本維新の会	77	2.34	93,966	3.81	
5	社会民主党	73	2.22	31,754	1.29	
6	参政党	155	4.71	163,329	6.63	
7	自由民主党	1,047	31.84	911,742	37.01	
8	れいわ新選組	83	2.52	76,099	3.09	
9	チームみらい	98	2.98	134,613	5.46	
10	日本保守党	49	1.49	60,119	2.44	
11	減税日本・ゆうこく連合	41	1.25	32,878	1.33	
	計	3,288	100.00	2,463,323	100.00	

※四捨五入の端数調整のため、内訳の合計値が100%と合致しない場合があります。

(3) 最高裁判所裁判官国民審査

裁判官氏名	罷免を可とする投票数	罷免を可としない投票数	記載を無効とされた投票数	計
高須 順一	477	2,492	0	2,969
沖野 眞已	459	2,510	0	2,969
合 計	936	5,002	0	5,938

2. 無効投票調

(1) 衆議院小選挙区選出議員選挙

(1) 所定の用紙を用いないもの	(2) 候補者でない者又は候補者となることができない者の氏名を記載したもの	(3) 候補者届出政党の届出要件に該当していなかった政党その他の政治団体の届出に係る候補者、除名、離党その他の事由により当該候補者届出政党に所属するものでなくなった旨の届出がされた候補者又は候補者届出政党が一の選挙区において重ねて届け出た候補者の氏名を記載したもの	(4) 2人以上の候補者の氏名を記載したもの	(5) 被選挙権のない候補者の氏名を記載したもの	(6) 候補者の氏名のほか、他事を記載したもの
0 票	4 票	0 票	0 票	0 票	1 票

7

(7) 候補者の氏名を自書しないもの	(8) 候補者の何人を記載したかを確認し難いもの	(9) 白紙投票	(10) 単に雑事を記載したもの	(11) 単に記号、符号を記載したもの	(12) その他	計
0 票	1 票	72 票	42 票	6 票	0 票	126 票

(1) 衆議院比例代表選出議員選挙

(1) 所定の用紙を用いないもの	(2) 衆議院名簿届出政党等以外の政党その他の政治団体の名称又は略称を記載したもの	(3) 衆議院名簿の届出要件に該当していなかった政党その他の政治団体又は一の選挙区において衆議院名簿を重ねて届け出ている政党その他の政治団体の名称又は利益賞を記載したもの	(4) 衆議院名簿登載者の全員につき、抹消の事由が生じており又は除名、離党その他の事由により当該衆議院名簿届出政党等に所属する者でなくなった旨の届出がされている場合の当該衆議院名簿に係る政党その他の政治団体の名称又は略称を記載したもの	(5) 2以上の衆議院名簿届出政党等の名称を記載したもの
0 票	8 票	0 票	0 票	0 票

∞

(6) 衆議院名簿届出政党等の名称及略称のほか、他事を記載したもの	(7) 衆議院名簿届出政党等の名称及略称を自書したもの	(8) 衆議院名簿届出政党等のいずれを記載したかを確認し難いもの	(9) 白紙投票	(10) 単に雑事を記載したもの	(11) 単に記号、符号を記載したもの	(12) その他	計
0 票	0 票	6 票	56 票	23 票	5 票	0 票	98 票

(3) 最高裁判所裁判官国民審査

(1) 点字投票 以外の投票	無効投票	1 所定の用紙を用いないもの	0 票
		2 ×の記号以外の事項を記載したもの	140 票
		3 裁判官のすべてについて記載を無効とされたもの	0 票
		計	140 票
	記載無効	1 ×の記号を自ら記載したものではないもの	0 票
		2 裁判官の何人について×の記号を記載したかを確認し難いもの	0 票
計		0 票	
(2) 点字投票	無効投票	1 所定の用紙を用いないもの	0 票
		2 審査に付される裁判官の氏名のほか、他事を記載したもの	0 票
		3 審査に付される裁判官の氏名以外の事項のみを記載したもの	0 票
		4 すべての裁判官の氏名を自書しないもの	0 票
		5 すべての裁判官の何人を記載したかを確認し難いもの	0 票
		計	0 票
	記載無効	1 審査に付される裁判官の氏名を自書しないもの	0 票
		2 審査に付される裁判官の何人を記載したかを確認し難いもの	0 票
		計	0 票

自 令和 7 年 12 月 3 日

令和 8 年 3 月 4 日 開会

議 会 行 事 報 告

至 令和 8 年 3 月 3 日

第 1 回 定 例 夕 張 市 議 会

月 日	事 項
1 2 月 1 5 日 1 6 日	○ゆうばり小学校出前授業について 正副議長はじめ7名の議員がゆうばり小学校を訪問し、小学6年生に市議会のしくみの説明等を行った。
2 月 5 日	○夕張高校1学年総合的な探求活動報告会について ゆうばり小学校において開催された小学5年生及び6年生に向けた夕張高校1学年総合的な探求活動報告会に正副議長はじめ全議員が出席した。
2 月 7 日	○令和8年北方領土返還要求全国大会について 東京都において開催された令和8年北方領土返還要求全国大会に議長が出席し、北方領土の早期返還を求めた。
2 月 1 0 日	○ゆうばり小学校6年生との子ども議会について 本会議場においてゆうばり小学校6年生との子ども議会を開催し、正副議長はじめ全議員が出席した。議長から歓迎の挨拶を行った後、児童と模擬議会を行った。
2 月 1 6 日	○令和8年空知教育センター組合議会第1回定例会について 滝川市において開催された令和8年空知教育センター組合議会第1回定例会に副議長が出席し、令和8年度空知教育センター組合一般会計予算等について審議した。
2 月 1 7 日	○第173回地方行政委員会について 東京都において開催された第173回地方行政委員会に議長が出席し、次年度委員会への申し送り事項等について協議した。

2月19日	<p>○南空知4市5町議会議員研修会について</p> <p>岩見沢市において開催された南空知4市5町議会議員研修会に夕張市議会はじめ南空知管内の4市5町議会の議員が参加し、一般社団法人地方公共団体政策支援機構 上席研究員 渡辺 太樹氏を講師に迎え、「議会が行うべき政策議論・政策提言とは何か～データに基づく南空知地区の現状と課題について～」をテーマに研修会を行った。</p>
2月25日	<p>○南空知ふるさと市町村圏組合議会令和8年第1回定例会について</p> <p>岩見沢市において開催された南空知ふるさと市町村圏組合議会令和8年第1回定例会に議長が出席し、令和8年度の事業計画及び歳入歳出予算について審議決定した。</p> <p>市内外における各種行事等への出席について</p> <p>市内外で各種行事等が開催されたので、次のとおり出席したほか挨拶を述べた。</p>
12月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・マウントレースイスキー場安全祈願祭
12月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・夕張太鼓保存会「竜花」55周年記念演奏会
12月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・歳末特別警戒出動式
1月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年消防出初式
1月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年夕張市二十歳を祝う会
1月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・夕張商工会議所 令和8年新年交礼会
1月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・夕張市農業委員会新年会
1月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・夕張青年会議所 2026年度新年交礼会
2月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和七年度第五十回第七音楽隊定期演奏会

大 綱 質 問 通 告 者 一 覧 表

質問順	通 告 者	通告件数	件 名
1	工藤議員	2	(市政執行方針) 1 将来に向けた夕張メロン生産の基盤づくりについて 2 財源確保のためのふるさと納税推進について
2	櫻井議員	1	(教育行政執行方針) 1 小・中学校給食費の完全無償化について
	計	3	

議案第8号

令和7年度

夕張市一般会計補正予算

(第5号)

令和7年度夕張市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 250,425 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 11,314,634 千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる繰越明許費の追加は「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和8年3月4日提出

夕張市長 厚谷 司

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税		5,177,596	147,721	5,325,317
	01 地方交付税	5,177,596	147,721	5,325,317
14 国庫支出金		1,381,423	5,529	1,386,952
	02 補助金	603,384	5,529	608,913
15 道支出金		464,912	799	465,711
	02 補助金	124,549	799	125,348
17 寄附金		99,095	181,784	280,879
	01 寄附金	99,095	181,784	280,879
18 繰入金		1,775,989	90,608	1,685,381
	01 基金繰入金	1,774,604	90,608	1,683,996
21 市債		425,500	5,200	430,700
	01 市債	425,500	5,200	430,700
歳入	合計	11,064,209	250,425	11,314,634

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
02 総 務 費		1,406,101	229,780	1,635,881
	01 総 務 管 理 費	1,060,629	229,780	1,290,409
03 民 生 費		2,648,367	827	2,647,540
	01 社 会 福 祉 費	1,878,466	2,096	1,876,370
	02 児 童 福 祉 費	322,652	939	323,591
	03 生 活 保 護 費	447,249	330	447,579
07 土 木 費		1,073,276	13,272	1,086,548
	02 道 路 橋 り ょ う 費	388,930	13,272	402,202
08 消 防 費		461,867	4,884	456,983
	01 消 防 費	461,867	4,884	456,983
09 教 育 費		500,584	357	500,941
	04 社 会 教 育 費	85,443	357	85,800
11 諸 支 出 金		102,227	121	102,348
	01 過 年 度 過 誤 納 還 付 金	102,227	121	102,348
12 予 備 費		26,447	12,606	39,053
	01 予 備 費	26,447	12,606	39,053
歳 出	合 計	11,064,209	250,425	11,314,634

第 2 表 繰 越 明 許 費 補 正

款	項	事 業 名	金 額
0 2 総務費	0 1 総務管理費	市庁舎整備事業	171,306 千円
0 2 総務費	0 1 総務管理費	情報化促進	1,320 千円
0 2 総務費	0 1 総務管理費	総合行政システム管理	20,212 千円
0 2 総務費	0 5 選挙費	選挙管理委員会事務局業務	6,479 千円
0 7 土木費	0 3 都市計画費	都市計画施設整備事業	25,146 千円
0 7 土木費	0 3 都市計画費	都市公園再編事業	11,407 千円
合 計			235,870 千円

第 3 表 地 方 債 補 正

(単位:千円)

起 債 の 目 的	限 度 額		起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
	補正前	補正後			
○ 過疎対策事業債（ソフト事業分）	95,500	100,700	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)
地 方 債 限 度 額 の 総 額	425,500	430,700			

歳入歳出予算補正事項別明細

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税	5,177,596	147,721	5,325,317
14 国庫支出金	1,381,423	5,529	1,386,952
15 道支出金	464,912	799	465,711
17 寄附金	99,095	181,784	280,879
18 繰入金	1,775,989	90,608	1,685,381
21 市債	425,500	5,200	430,700
歳入合計	11,064,209	250,425	11,314,634

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳				
				特定財源			一般財源	
				国道支出金	地方債	その他		
02 総務費	1,406,101	229,780	1,635,881	1,713		177,084	50,983	
03 民生費	2,648,367	827	2,647,540	2,204	3,900	3,000	2,131	
04 衛生費	981,669	0	981,669	2,411	20,600	21,009	2,002	
05 農林業費	106,846	0	106,846			500	500	
07 土木費	1,073,276	13,272	1,086,548		11,500		24,772	
08 消防費	461,867	4,884	456,983				4,884	
09 教育費	500,584	357	500,941			0	357	
11 諸支出金	102,227	121	102,348				121	
12 予備費	26,447	12,606	39,053				12,606	
歳出合計	11,064,209	250,425	11,314,634	6,328	5,200	159,575	79,322	

2 歳 入

(款) 10 地方交付税

(項) 01 地方交付税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
01 地方交付税	5,177,596	147,721	5,325,317	01 地方交付税	147,721	普通交付税
計	5,177,596	147,721	5,325,317			

(款) 14 国庫支出金
(項) 02 補助金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
02 民生費補助金	35,530	3,682	39,212	02 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	896	
				44 子ども・子育て支援事業費補助金	1,713	
				55 豪雪地帯安全確保緊急対策交付金	2,865	
03 衛生費補助金	2,675	1,847	4,522	01 感染症予防事業費等補助金	393	疾病予防事業費等補助金
				07 母子保健衛生費国庫補助金	324	
				11 妊婦のための支援給付事業費補助金	102	
				12 子ども・子育て支援交付金	1,028	
計	603,384	5,529	608,913			

(款) 15 道支出金
(項) 02 補助金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
02 民生費補助金	34,405	235	34,640	07 乳幼児医療費補助金	235	
03 衛生費補助金	21,798	564	22,362	23 子ども・子育て支援交付金	513	
				24 妊婦のための支援給付事業費補助金	51	
計	124,549	799	125,348			

(款) 17 寄附金
 (項) 01 寄附金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
01 指定寄附金	99,094	181,784	280,878	01 指定寄附金	181,784	夕張まちづくり寄附金 177,084 まち・ひと・しごと創生寄附金 4,700
計	99,095	181,784	280,879			

(款) 18 繰入金
(項) 01 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
01 財政調整基金繰入金	1,014,743	68,399	946,344	01 財政調整基金繰入金	68,399	
04 幸福の黄色いハンカチ 基金繰入金	468,377	22,209	446,168	01 幸福の黄色いハンカチ 基金繰入金	22,209	
計	1,774,604	90,608	1,683,996			

(款) 21 市 債
 (項) 01 市 債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
03 過 疎 対 策 事 業 債	95,500	5,200	100,700	01 過 疎 対 策 事 業 債	5,200	過疎対策事業債(ソフト事業分)
計	425,500	5,200	430,700			

3 歳 出

(款) 02 総務費

(項) 01 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国道支出金	地方債	その他				
01 一般管理費	511,272	40,239	551,511				40,239	03 職員手当等	43,516	退職手当
								11 役員費	△3,277	手数料
03 財産管理費	203,717	189,541	393,258			177,084	12,457	24 積立金	189,541	減債基金積立金 12,457 幸福の黄色いハンカチ基金積立金 177,084
06 情報化促進費	169,798	0	169,798	1,713			△1,713			(財源振替)～総合行政システム管理 (国庫支出金) 1,713 (一般財源) △1,713
計	1,060,629	229,780	1,290,409	1,713	0	177,084	50,983			

(款) 02 総務費
(項) 02 地域振興費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国道支出金	地方債	その他				
01 地域振興費	129,042	0	129,042			0			(財源振替)～夕張高校魅力化事業 (その他) まち・ひと・しごと創生寄附 金 1,000 幸福の黄色いハンカチ基金繰 入金 △1,000	
計	129,042	0	129,042	0	0	0	0			

02 総務費

(款) 03 民生費
(項) 01 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国道支出金	地方債	その他				
01 社会福祉 総務費	864,254	△2,096	862,158	△1,226			△870	12 委託料	△2,454	子どもの学習支援事業委託料
								27 繰出金	358	介護保険事業会計繰出金
02 障害者福祉費	681,169	0	681,169		△900		900			(財源振替)～じん臓機能障害者通院移送支援事業 (地方債) △900 (一般財源) 900
04 老人福祉費	30,196	0	30,196	2,865	△3,000		135			(財源振替)～高齢者住宅福祉除雪事業 (国庫支出金) 2,865 (地方債) △3,000 (一般財源) 135
07 市民活動費	115,548	0	115,548			3,000	△3,000			(財源振替)～交通問題対策 (その他) 3,000 (一般財源) △3,000
計	1,878,466	△2,096	1,876,370	1,639	△3,900	3,000	△2,835			

(款) 03 民生費
 (項) 02 児童福祉費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国道支出金	地方債	その他				
01 児童福祉 総務費	77,372	939	78,311	235			704	19 扶助費	939	乳幼児医療給付費
計	322,652	939	323,591	235	0	0	704			

(款) 03 民生費
(項) 03 生活保護費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国道支出金	地方債	その他				
02 扶助費	413,839	330	414,169	330				12 委託料	330	生活保護システム改修委託料
計	447,249	330	447,579	330	0	0	0			

(款) 04 衛生費
(項) 01 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国道支出金	地方債	その他				
01 保健衛生 総務費	385,501	0	385,501		20,600	△20,600			(財源振替)～初期救急確保対策 (地方債) 20,600 (その他) △20,600	
02 予 防 費	64,270	0	64,270	2,411		△409	△2,002		(財源振替)～市民保健ケア (国庫支出金) 273 (道支出金) 136 (その他) △409 (財源振替)～健康管理システム整備 (国庫支出金) 717 (一般財源) △717 (財源振替)～出産・子育て応援事業 (国庫支出金) 857 (道支出金) 428 (一般財源) △1,285	
計	615,754	0	615,754	2,411	20,600	△21,009	△2,002			

03 民生費, 04 衛生費

(款) 05 農林業費
(項) 02 林業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国道支出金	地方債	その他				
02 林業振興費	11,338	0	11,338			500	△500		(財源振替)～薬木生育実態調査 (その他) 500 (一般財源) △500	
計	27,308	0	27,308	0	0	500	△500			

(款) 07 土木費
 (項) 02 道路橋りょう費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国道支出金	地方債	その他					
02 道路橋りょう維持費	213,143	516	213,659				516	10 需用費	516	光熱水費	
03 除雪費	154,356	12,756	167,112				12,756	10 需用費	2,150	燃料費 修繕料(物件)	1,197 953
								12 委託料	10,606	除雪委託料	
計	388,930	13,272	402,202	0	0	0	13,272				

(款) 07 土木費
(項) 04 住宅費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国道支出金	地方債	その他				
03 住宅建設費	283,868	0	283,868		△11,500		11,500		(財源振替)～市営住宅再編事業 (地方債) △11,500 (一般財源) 11,500	
計	519,290	0	519,290	0	△11,500	0	11,500			

(款) 08 消防費
 (項) 01 消防費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国道支出金	地方債	その他				
03 消防施設費	27,730	4,884	22,846				4,884	12 委託料	4,884	消防庁舎修繕設計委託料
計	461,867	4,884	456,983	0	0	0	4,884			

(款) 09 教育費
(項) 01 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国道支出金	地方債	その他				
04 一般管理費	103,004	0	103,004			0			(財源振替)～小中高連携事業 (その他) まち・ひと・しごと創生寄附金 200 幸福の黄色いハンカチ基金繰入金 △200	
計	216,957	0	216,957	0	0	0	0			

(款) 09 教育費
 (項) 04 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国道支出金	地方債	その他				
03 石炭博物館費	46,376	357	46,733				357	12 委託料	357	石炭博物館管理委託料
計	85,443	357	85,800	0	0	0	357			

(款) 11 諸支出金
 (項) 01 過年度過誤納還付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国道支出金	地方債	その他				
01 過年度過誤納還付金	102,227	121	102,348				121	22 償還金 子及び割 引料	121	子ども・子育て支援事業費補助金 過年度過誤納還付金 15 母子保健衛生費国庫補助金 過年度過誤納還付金 106
計	102,227	121	102,348	0	0	0	121			

(款) 12 予備費
(項) 01 予備費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国道支出金	地方債	その他				
01 予備費	26,447	12,606	39,053				12,606	29 予備費	12,606	
計	26,447	12,606	39,053	0	0	0	12,606			

議案第9号

令和7年度

夕張市国民健康保険事業会計補正予算

(第2号)

令和7年度夕張市国民健康保険事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 669千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1,114,562千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月4日 提出

夕張市長 厚谷 司

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
05 繰入金		139,651	669	140,320
	02 基金繰入金	15,599	669	16,268
歳入	合計	1,113,893	669	1,114,562

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
07 諸 支 出 金		3,002	669	3,671
	01 過 年 度 過 誤 納 還 付 金	1,617	669	2,286
歳 出	合 計	1,113,893	669	1,114,562

歳入歳出予算補正事項別明細

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
05 繰入金	139,651	669	140,320
歳入合計	1,113,893	669	1,114,562

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
07 諸 支 出 金	3,002	669	3,671				669
歳 出 合 計	1,113,893	669	1,114,562	0	0	0	669

2 歳 入

(款) 05 繰入金

(項) 02 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
01 国民健康保険準備基金繰入金	15,599	669	16,268	01 国民健康保険準備基金繰入金	669	
計	15,599	669	16,268			

3 歳 出

(款) 07 諸支出金

(項) 01 過年度過誤納還付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			節		説明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国道支出金	地 方 債	そ の 他					
01 過年度過誤納還付金	1,616	669	2,285				669	22 償還金 子及び割 引料	669	保険給付費等交付金普通交付金過年度過誤納還付金 特別調整交付金過年度過誤納還付金	58 611
計	1,617	669	2,286	0	0	0	669				

議案第10号

令和7年度

夕張市介護保険事業会計補正予算

(第3号)

令和7年度夕張市介護保険事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,865千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1,738,632千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月4日 提出

夕張市長 厚谷 司

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
01 介護保険料		211,166	508	211,674
	01 介護保険料	211,166	508	211,674
02 国庫支出金		430,527	868	431,395
	02 補助金	184,786	868	185,654
03 支払基金交付金		400,021	773	400,794
	01 支払基金交付金	400,021	773	400,794
04 道支出金		237,780	358	238,138
	02 補助金	13,730	358	14,088
05 繰入金		448,869	358	449,227
	01 他会計繰入金	290,401	358	290,759
歳入	合計	1,735,767	2,865	1,738,632

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
03 地域支援事業費		73,684	2,865	76,549
	01 介護予防・生活支援サービス事業費	30,619	2,865	33,484
歳 出	合 計	1,735,767	2,865	1,738,632

歳入歳出予算補正事項別明細

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
01 介護保険料	211,166	508	211,674
02 国庫支出金	430,527	868	431,395
03 支払基金交付金	400,021	773	400,794
04 道支出金	237,780	358	238,138
05 繰入金	448,869	358	449,227
歳入合計	1,735,767	2,865	1,738,632

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
03 地域支援事業費	73,684	2,865	76,549	1,225		773	867
歳出合計	1,735,767	2,865	1,738,632	1,225	0	773	867

2 歳 入

(款) 01 介護保険料

(項) 01 介護保険料

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
01 第1号被保険者保険料	211,166	508	211,674	01 現年度分	508	
計	211,166	508	211,674			

(款) 02 国庫支出金
 (項) 02 補助金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
01 調整交付金	154,923	296	155,219	01 現年度分	296	総合事業調整交付金
02 地域支援介護予防事業 交付金(総合事業)	7,209	572	7,781	01 現年度分	572	
計	184,786	868	185,654			

01 介護保険料, 02 国庫支出金

(款) 03 支払基金交付金
(項) 01 支払基金交付金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
02 地域支援事業費交付金	9,732	773	10,505	01 現年度分	773	
計	400,021	773	400,794			

(款) 04 道支出金
 (項) 02 補助金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
01 地域支援介護予防事業 交付金(総合事業)	4,505	358	4,863	01 現年度分	358	
計	13,730	358	14,088			

03 支払基金交付金, 04 道支出金

(款) 05 繰入金
(項) 01 他会計繰入金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
01 一般会計繰入金	290,401	358	290,759	09 地域支援介護予防事業費繰入金	358	地域支援事業費繰入金(介護予防事業)
計	290,401	358	290,759			

3 歳 出

(款) 03 地域支援事業費

(項) 01 介護予防・生活支援サービス事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳				節		説明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
01 介護予防・生活支援サービス事業費	26,757	2,865	29,622	1,225		773	867	18 負担金補助及び交付金	2,865	介護予防・生活支援サービス等負担金
計	30,619	2,865	33,484	1,225	0	773	867			

議案第 11 号

令和 7 年度

夕張市水道事業会計補正予算

(第 3 号)

令和7年度夕張市水道事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和7年度夕張市水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	支 出 （補正予定額）	（ 計 ）
第1款 水道事業費	423,476 千円	3,444 千円	426,920 千円
第2項 営業外費用	22,617 千円	3,444 千円	26,061 千円

令和8年3月4日提出

夕張市長 厚 谷 司

議案第12号

夕張市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正について

夕張市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を次のとおり改正する。

令和8年3月4日提出

夕張市長 厚谷 司

夕張市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

夕張市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和44年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第3号に次のように加える。

シ 育児参加の休暇

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（提案理由）

男性職員の育児参加促進のため、配偶者が出産する場合に育児に参加するための休暇制度を設けることとし、本案のとおり条例の一部を改正しようとするものである。

議案第13号

夕張市職員給与条例の一部改正について

夕張市職員給与条例の一部を次のとおり改正する。

令和8年3月4日提出

夕張市長 厚谷 司

夕張市職員給与条例の一部を改正する条例

夕張市職員給与条例（昭和31年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第17条第1号中「次条」の次に「第1項」を加える。

第18条に次の1項を加える。

- 2 前項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 駐車場等に係る通勤手当 1か月につき、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額
 - (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(夕張市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 夕張市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号）の一部を次のとおり改正する。

第15条の表中「第18条第3号」を「第18条第1項第3号」に改める。

(提案理由)

令和7年人事院勧告に基づき、駐車場等を使用しその料金を負担することを常例とする職員に対し、その利用に対する通勤手当を支給するため、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 14 号

夕張市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の制定について

夕張市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を
次のとおり制定する。

令和 8 年 3 月 4 日提出

夕張市長 厚谷 司

夕張市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条
例

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）

第 2 章 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準

第 1 節 通則（第 6 条—第 19 条）

第 2 節 乳児等通園支援事業の区分（第 20 条）

第 3 節 一般型乳児等通園支援事業（第 21 条—第 24 条）

第 4 節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第 25 条・第 26 条）

第 3 章 雑則（第 27 条・第 28 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 34 条の 16 第 1 項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準（以下「最低基準」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）乳児等通園支援事業 法第 6 条の 3 第 23 項に規定する乳児等通園支援事業をいう。

（2）乳児等通園支援 乳児等通園支援事業として行う法第 6 条の 3 第

23 項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。

(3) 利用乳幼児 乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児をいう。

(最低基準の目的等)

第3条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援を提供することにより、利用乳幼児が、心身ともに健やかに育成されることを目的とする。

2 夕張市（以下「市」という。）は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第4条 乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

3 市長は、利用乳幼児の保護者を含む児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、乳児等通園支援事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられな

なければならない。

第2章 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準

第1節 通則

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をすすめるように努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを

除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業所の職員の一般的条件)

第9条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等)

第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第13条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事の提供を行う場合に備える設備)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合(乳児等通園支援事業所外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。)においては、当該乳児等通園支援事業所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに乳児等通園支援の提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の乳児等通園支援事業の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその保護者等の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその保護者等の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければ

ならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2節 乳児等通園支援事業の区分

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

- 2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。
- 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所又は認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）において、当該施設を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳児又は幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第3節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。

(7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

(8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただ

		<p>し、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>
--	--	---

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア） スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

（イ） 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他利用乳幼児が出入し、又は通行する場所に、利用乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(職員の基準)

第 22 条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね 3 人につき 1 人以上、満 1 歳以上満 3 歳未満の幼児おおむね 6 人につき 1 人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき 2 人を下ることはできない。

3 第 1 項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を 1 人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が 3 人以下である場合であって、保育所等を利用している児童の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(乳児等通園支援の内容)

第 23 条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設定及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 35 条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第 24 条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第 4 節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第 25 条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に掲げる条例に定める基準による。

(1) 保育所 北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年北海道条例第 108 号）（保育所に係るものに限る。）

(2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例（平成 18 年北海道条例第 78 号）（幼保連携型認定こども園に係るものを除く。）

(3) 幼保連携型認定こども園 北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例（幼保連携型認定こども園に係るものに限る。）

（準用）

第 26 条 第 23 条及び第 24 条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第 23 条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第 24 条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

第 3 章 雑則

（電磁的記録）

第 27 条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（委任）

第 28 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

児童福祉法の改正等により、令和8年4月1日から全ての自治体において乳児等通園支援事業の実施が義務付けられたことから、事業の実施に際し必要となる条例を本案のとおり制定しようとするものである。

議案第 15 号

夕張市国民健康保険条例の一部改正について

夕張市国民健康保険条例の一部を次のとおり改正する。

令和 8 年 3 月 4 日提出

夕張市長 厚谷 司

夕張市国民健康保険条例の一部を改正する条例

夕張市国民健康保険条例（昭和 45 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条を次のように改める。

（保険料の賦課額）

第10条 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- （1） 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）
- （2） 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）
- （3） 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）
- （4） 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

第 10 条の 2 を次のように改める。

（基礎賦課総額）

第10条の2 保険料の賦課額のうち基礎賦課額（第21条、第21条の3及び第21条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その

減額することになる額を含む。)の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第26条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額

イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)、介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)並びに子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定による納付金(以下「子ども・子育て支援納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額

ウ 法第81条の2第5項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

エ 法第81条の2第10項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

オ 保健事業に要する費用の額

カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)を除く。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法第74条の規定による補助金の額

イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付

を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金の額

エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

(3) 当該年度における第26条第1項の規定による基礎賦課額の減免の額の総額

第11条を次のように改める。

（基礎賦課額）

第11条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。

第12条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第14条（見出しを含む。）中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1号中「100分の7.17」を「100分の7.46」に改め、同条第3号中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第14条の2を次のように改める。

第14条の2 削除

第14条の3を次のように改める。

第14条の3 削除

第14条の5を次のように改める。

第14条の5 削除

第14条の6中「又は第14条の2」及び「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第11条の基礎賦課額と第14条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第18条及び第21条第1項において同じ。）」を削り、「660,000円」を「670,000円」に改める。

第14条の6の2を次のように改める。

(後期高齢者支援金等賦課総額)

第14条の6の2 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額(第21条、第21条の3及び第21条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第26条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分に限る。次号において同じ。)の額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(3) 当該年度における第26条第1項の規定による後期高齢者支援金等賦課額の減免の額の総額

第14条の6の3を次のように改める。

(後期高齢者支援金等賦課額)

第14条の6の3 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。

第14条の6の4の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第14条の6の5（見出しを含む。）中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1号中「100分の2.38」を「100分の2.40」に改め、同条第2号中「8,400円」を「8,500円」に改める。

第14条の6の6を次のように改める。

第14条の6の6 削除

第14条の6の7を次のように改める。

第14条の6の7 削除

第14条の6の8を次のように改める。

第14条の6の8 削除

第14条の6の9中「又は第14条の6の6」及び「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第14条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第18条及び第21条第1項において同じ。）」を削る。

第14条の7を次のように改める。

（介護納付金賦課総額）

第14条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第21条及び第21条の4の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第26条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納

付に要する費用に限る。) のための収入 (法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。) の額

(3) 当該年度における第26条第1項の規定による介護納付金賦課額の減免の額の総額

第14条の8第2項を削る。

第14条の11第1号中「100分の1.88」を「100分の1.90」に改め、同条第2号中「8,600円」を「8,700円」に改める。

第14条の12の次に次の5条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第14条の13 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額 (第21条、第21条の3、第21条の4及び第21条の5の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。) の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第26条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用 (北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。) の額

イ 第21条の5に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金 (国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。) 及び同条の規定により貸し付けられる貸付金 (国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。) の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用 (国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。) のための収入 (法第72条の3第1項、第72条

の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

- (3) 当該年度における第26条第1項の規定による子ども・子育て支援納付金賦課額の減免の額の総額
(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第14条の14 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)

第14条の15 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第14条の16 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 100分の0.29
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき 1,000円
- (3) 18歳以上被保険者均等割 18歳以上被保険者1人につき 100円
- (4) 世帯別平等割 1世帯につき 1,000円。ただし、特定世帯の世帯別平等割は、1,000円に2分の1を乗じて得た額とし、特定継続世帯の世帯別平等割額は、1,000円に4分の3を乗じて得た額とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第14条の17 第14条の14の子ども・子育て支援納付金賦課額は、3万円を超えることができない。

第18条を次のように改める。

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第18条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金

賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった場合における当該納付義務者に係る第11条、第14条の6の3若しくは第14条の14の額（被保険者数が増加若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）若しくは第14条の8の額又は第21条第1項各号（同条第2項又は第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第4項各号に定める額、第21条の3第1項（同条第2項又は第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、同条第2項（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第21条の4第1項各号（同条第2項から第4項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、同条第5項各号（同条第6項から第8項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは第21条の5第1項に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

- 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第11条、第14条の6の3、第14条の8若しくは第14条の14の額又は第21条第1項各号に定める額若しくは同条第4項各号に定める額、第21条の3第1項に定める額、同条第2項に定める額、第21条の4第1項各号に定める額、同条第5項各号に定める額若しくは第21条の5第1項に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもって行う。

第 21 条第 1 項中「又は第 14 条の 2」を削り、「660,000 円」を「670,000 円」に改め、同項第 1 号中「次号及び第 3 号」の次に「並びに第 4 項」を加え、同項第 2 号中「305,000 円」を「310,000 円」に改め、同項第 3 号中「560,000 円」を「570,000 円」に改め、同条第 2 項中「又は第 14 条の 2」及び「又は第 14 条の 6 の 6」を削り、「660,000 円」を「670,000 円」に改め、同条第 3 項中「又は第 14 条の 2」を削り、「660,000 円」を「670,000 円」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第 14 条の 14 の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が 3 万円を超える場合には、3 万円）とする。

(1) 第 1 項第 1 号に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の 18 歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に 10 分の 7 を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の 18 歳以上被保険者均等割の保険料率に 10 分の 7 を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に 10 分の 7 を乗じて得た額

(2) 第 1 項第 1 号に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加えた金額）に 31 万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生

した場合にはその発生した日とする。) 現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の 18 歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に 10 分の 5 を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の 18 歳以上被保険者均等割の保険料率に 10 分の 5 を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に 10 分の 5 を乗じて得た額

(3) 第 1 項第 1 号に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額 (世帯主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加えた金額) に 57 万円に当該年度の保険料賦課期日 (賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。) 現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前 2 号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の 18 歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に 10 分の 2 を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の 18 歳以上被保険者均

等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

第21条の2中「第12条第1項及び前条第1項の規定の適用」を「第12条第1項、第14条の6の4、第14条の9及び第14条の15並びに前条第1項（同条第2項又は第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）及び同条第4項の規定の適用」に改める。

第21条の3第1項中「又は第14条の5」を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」と、「第1項及び第2項中」を「同項中」に改め、「後期高齢者支援金等賦課額」との次に、「21条第1項各号」とあるのは「第21条第2項の規定により読み替えられた同条第1項各号」とを加え、「又は第14条の5」及び「又は第14条の6の8」を削り、同項を第5項とし、第2項中「又は第14条の5」を削り、同項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条」とあるのは「第14条の6の5」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第14条」とあるのは「第14条の16」と読み替えるものとする。

第21条の3に次の1項を加える。

6 第4項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第21条第1項各号」とあるのは「第21条第4項各号」と、「第14条」とあるのは「第14条の16」と読み替えるものとする。

第21条の4第1項中「第29条の7第5項第8号」を「第29条の7第6項第8号」に改め、「又は第14条の2」を削り、「66万円」を「67万円」に、「第4項」を「第5項」に改め、同項第1号中「第32条の10の2」を「第32条の10の3」に改め、同条第2項中「又は第14条の2」及び「又は第14条の6の6」を削り、「66万円」を「67万円」に改め、同条第3項中「第1項中」を「同項中」に改め、「又は第14条の2」を削り、「66万円」を「67万円」に改め、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、「又は第14条の2」を削り、「66万

円」を「67万円」に改め、「17万円」との次に「、「第21条第1項各号」とあるのは「第21条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」とを加え、同項を第7項とし、同条第5項中「又は第14条の2」及び「又は第14条の6の6」を削り、「66万円」を「67万円」に改め、「26万円」との次に、「、「第21条第1項各号」とあるのは「第21条第2項の規定により読み替えられた同条第1項各号」とを加え、同項を第6項とし、同条第4項中「又は第14条の2」を削り、「66万円」を「67万円」に改め、同項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第11条」とあるのは「第14条の14」と、「67万円」とあるのは「3万円」と読み替えるものとする。

第21条の4に次の1項を加える。

8 第5項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第11条」とあるのは「第14条の14」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、「第21条第1項各号」とあるのは「第21条第4項各号」と読み替えるものとする。

第21条の4の次に次の1条を加える。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

第21条の5 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第14条の16の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第21条第4項、第21条の3第3項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第6項の規定により読み替えられた同条第4項又は前条第4項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第8項の規定により読み替えられた同条第5項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・

子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下同じ。) から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

第26条の2第1項第1号中「氏名」の前に「世帯主の」を加え、同条第2項中「届出は」を「届出に当たり」に、「通知を提示して行わなければならない。」を「通知の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の夕張市国民健康保険条例の規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

国民健康保険法施行令の一部改正に伴う子ども・子育て支援金制度の新設ほか所要の改正を図るとともに、国民健康保険料必要見込額との関連による保険料率を改めるため、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 16 号

夕張市営住宅条例の一部改正について

夕張市営住宅条例の一部を次のとおり改正する。

令和 8 年 3 月 4 日提出

夕張市長 厚谷 司

夕張市営住宅条例の一部を改正する条例

夕張市営住宅条例（平成 10 年条例第 17 号）の一部を次のように改正する。
別表 2 改良住宅の表中

「

清水沢清陵町	49	簡易耐火 2 階建	19	91	19,400	
		耐火 3 階建	1	18	19,400	
	50	簡易耐火 2 階建	6	29	20,500	
		耐火 3 階建	4	72	20,500	

」を

「

清水沢清陵町	49	簡易耐火 2 階建	13	66	19,400	
		耐火 3 階建	1	18	19,400	
	50	簡易耐火 2 階建	5	24	20,500	
		耐火 3 階建	4	72	20,500	

」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

住宅の除却に伴い管理戸数を改めるため、本案のとおり条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 17 号

夕張市バイオ試験農園設置条例の廃止について

夕張市バイオ試験農園設置条例を次のとおり廃止する。

令和 8 年 3 月 4 日提出

夕張市長 厚谷 司

夕張市バイオ試験農園設置条例を廃止する条例

夕張市バイオ試験農園設置条例（昭和 63 年条例第 18 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

当該施設を設置した目的である「バイオテクノロジーによる新しい農業特産物の開発」は、事業関係者による利用の終了をもって一定程度その目的を達成し、今後の活用が見込めないことから、条例を廃止しようとするものである。

議案第 18 号

夕張市火災予防条例の一部改正について

夕張市火災予防条例の一部を次のとおり改正する。

令和 8 年 3 月 4 日提出

夕張市長 厚谷 司

夕張市火災予防条例の一部を改正する条例

夕張市火災予防条例（昭和 37 年条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の見出し中、「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条第 1 項中「サウナ室に設ける放熱設備(以下「サウナ設備」という。)」を「一般サウナ設備(簡易サウナ設備以外のサウナ設備であって、サウナ室に設ける放熱設備をいう。以下同じ。)」に改め、同項第 2 号中「サウナ施設」を「一般サウナ設備」に改め、同条第 2 項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第 8 条の 3 とする。

第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（簡易サウナ設備）

第 8 条の 2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室(サウナ室のうちテントを活用したものをいう。)又はバレル型サウナ室(サウナ室のうち円筒形であって、かつ、木製のものをいう。)に設ける放熱設備であって、定格出力 6 キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備及び対象火気器具の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
 - (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りではない。
- 2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第 3 条(第 1 項第 1 号及び第 10 号から第 12 号までを除く。)及び第 5 条第 1 項の規定を準用する。

第 30 条の 9 第 1 項第 1 号中「住宅用防災機器」の次に「、感震ブレーカー」を加える。

第 50 条第 1 項第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(6)の 2 簡易サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）

第 50 条第 7 号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 3 月 31 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の夕張市火災予防条例第 8 条の 2 第 1 項に規定する簡易サウナ設備に該当することとなる当該対象火気設備又は対象火気器具等に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例によるものとし、新たな届出は不要とする。

(提案理由)

火災予防条例準則が改められたことに伴い、これに準じて本案のとおり条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 19 号

南空知管内 5 消防本部消防通信指令事務協議会の設置に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 の 2 第 1 項の規定に基づく南空知管内 5 消防本部消防通信指令事務協議会の設置に関する協議について、同条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 4 日提出

夕張市長 厚谷 司

（提案理由）

南空知管内 5 消防本部における消防通信指令業務を共同で管理し、及び執行することを目的として、南空知管内 5 消防本部消防通信指令事務協議会を設置するにあたり、岩見沢地区消防事務組合、南空知消防組合、美唄市及び三笠市と協議するため議会の議決を求めるものである。

議案第 20 号

指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 8 年 3 月 4 日提出

夕張市長 厚谷 司

記

- 1 公の施設の名称 夕張市紅葉山パークゴルフ場
- 2 指定管理者となる団体の名称及び代表者
紅葉山パークゴルフ場を守る市民の会
会長 更谷 正博
- 3 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

夕張市紅葉山パークゴルフ場の管理について、指定管理者により行うため、本案のとおり指定管理者を指定しようとするものである。

議案第 21 号

指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 8 年 3 月 4 日提出

夕張市長 厚谷 司

記

- 1 公の施設の名称 夕張市営球場
- 2 指定管理者となる団体の名称及び代表者
夕張軟式野球連盟 会長 角田 浩晃
- 3 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

夕張市営球場の管理について、指定管理者により行うため、本案のとおり指定管理者を指定しようとするものである。

議案第 22 号
指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 8 年 3 月 4 日提出

夕張市長 厚谷 司

記

- 1 公の施設の名称 夕張市南部コミュニティセンター
- 2 指定管理者となる団体の名称及び代表者
南部コミュニティセンター運営委員会
委員長 前田 安幸
- 3 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

南部コミュニティセンターの管理について、指定管理者により行うため、本案のとおり指定管理者を指定しようとするものである。

議案第 23 号
指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 8 年 3 月 4 日提出

夕張市長 厚谷 司

記

- 1 公の施設の名称 市営住宅及び市賃貸住宅並びにこれらに付帯する車庫等
- 2 指定管理者となる団体の名称及び代表者
株式会社 YKM 代表取締役 坂本 豊
- 3 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

市営住宅及び市賃貸住宅並びにこれらに付帯する車庫等の管理について、指定管理者により行うため、本案のとおり指定管理者を指定しようとするものである。

議案第 24 号
指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 8 年 3 月 4 日提出

夕張市長 厚谷 司

記

- 1 公の施設の名称 夕張市公設地方卸売市場
- 2 指定管理者となる団体の名称及び代表者
夕張友酉市場株式会社 代表取締役 多喜 雄基
- 3 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

夕張市公設地方卸売市場の管理について、指定管理者により行うため、本案のとおり指定管理者を指定しようとするものである。

議案第 25 号

夕張市過疎地域持続的発展市町村計画の変更について

夕張市過疎地域持続的発展市町村計画を別紙のとおり変更する。

令和 8 年 3 月 4 日提出

夕張市長 厚谷 司

(提案理由)

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）に基づき、過疎地域である本市の夕張市過疎地域持続的発展市町村計画を、令和 8 年度から令和 12 年度までの計画期間として、変更しようとするものである。

夕張市過疎地域持続的発展市町村計画

令和8年度～令和12年度

北海道夕張市

目 次

1. 基本的な事項	1
(1) 夕張市の概況	1
①諸条件の概要	1
②夕張市における過疎の状況	2
③夕張市の社会経済的発展の方向の概要	3
(2) 人口及び産業の推移と動向	4
①人口の推移と今後の見通し	4
②産業別の現況と今後の動向	4
(3) 夕張市の行財政の状況	8
①行政の状況	8
②財政の状況	10
(4) 地域の持続的発展の基本方針	13
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	13
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	14
(7) 計画期間	14
(8) 公共施設等総合管理計画等との整合	14
2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	15
(1) 現況と問題点	15
(2) その対策	15
(3) 計画	16
3. 産業の振興	17
(1) 現況と問題点	17
(2) その対策	18
(3) 計画	19
(4) 産業振興促進事項	20

4. 地域における情報化	2 1
(1) 現況と問題点	2 1
(2) その対策	2 1
(3) 計画	2 1
5. 交通施設の整備、交通手段の確保	2 2
(1) 現況と問題点	2 2
(2) その対策	2 4
(3) 計画	2 4
6. 生活環境の整備	2 5
(1) 現況と問題点	2 5
(2) その対策	2 8
(3) 計画	2 9
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	3 3
(1) 現況と問題点	3 3
(2) その対策	3 4
(3) 計画	3 6
8. 医療の確保	3 9
(1) 現況と問題点	3 9
(2) その対策	3 9
(3) 計画	3 9
9. 教育の振興	4 1
(1) 現況と問題点	4 1
(2) その対策	4 2
(3) 計画	4 3

10. 集落の整備	4 6
(1) 現況と問題点	4 6
(2) その対策	4 6
11. 地域文化の振興等	4 7
(1) 現況と問題点	4 7
(2) その対策	4 7
(3) 計画	4 8
12. 再生可能エネルギーの利用の推進	4 9
(1) 現況と問題点	4 9
(2) その対策	4 9
(3) 計画	4 9
事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度） 過疎地域持続的発展特別事業分	5 0

1. 基本的な事項

(1) 夕張市の概況

① 諸条件の概要

(ア) 自然的条件

本市は、北海道のほぼ中央、空知地方の南部に位置し、東西 24.89 km、南北 34.71 km でその面積は 763.07 km²、人口は 6,061 人（令和 7 年 3 月 31 日住民基本台帳）である。

総面積の約 90.7% は林野で占められ、うち約 90.4% は国有林である。

平均標高は 230m の丘陵傾斜地となっており、夕張山地に源を発する夕張川及びその支流が市内のほぼ中央を貫流し、流域に沿って帯状に集落が形成されている。

気象は、その地形的な影響から四季及び昼夜の気温の変化が著しく、風力は四囲の山々に遮られて弱い、平均雨量・積雪量とも多量である。

(イ) 歴史的条件

本市は、明治 21 年北海道庁技師「坂市太郎」氏が夕張炭田の大露頭を発見したことに始まり、明治 23 年「北海道炭礦汽船株式会社（以下本計画において「北炭」）の前身である北海道炭礦鉄道会社」が夕張第一砵を開坑。その 2 年後に追分夕張間の鉄道が開通し、以来その良質豊富な石炭産業を基幹に、国内エネルギー供給基地として飛躍的發展を遂げ、昭和 18 年に市制を施行したところである。昭和 36 年以降、エネルギー革命による炭鉱の終閉山が相次ぎ、特に昭和 62 年度からスタートした原料炭産出を「ゼロ」とする国の第 8 次石炭政策によって、昭和 62 年 10 月には真谷地炭鉱が、平成 2 年 3 月 27 日には本市最後の三菱南大夕張炭鉱が閉山し、開基以来、石炭とともにおよそ 100 年栄えてきた炭都夕張から石炭産業が完全に消滅した。

相次ぐ炭鉱の終閉山は、地域社会の存亡にかかわる重大な危機をもたらし、炭鉱離職者をはじめ、関連商工業者、一般市民等人口流出が一段と進み、深刻な過疎現象を呈している。

(ウ) 社会的・経済的条件

本市は我が国の主要な産炭地として発展してきたが、国のエネルギー政策の大きな変化により炭鉱閉山が相次ぎ、地域の経済・社会構造は急激に変化した。

石炭産業に代わる観光振興・住宅・教育・福祉対策等に多額の支出を行い、財政状況が逼迫する中、実質的な赤字は膨大な額となった。

そのため、平成 18 年 6 月、市は財政の自主再建を断念し、地方財政再建促進特別措置法の準用による法の下での財政再建に取り組むことを表明し、平成 19 年度から赤字を解消する財政再建計画に基づく取組がスタートした。平成 21 年度には、地方財政再建促進特別措置法に変わる地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴い新たに財政再生計画を策定し財政再生団体となり、翌平成 22 年度から 17 年間に及ぶ実質上の赤字にあたる借入金の返済が、市民の理解と協力のもとで令和 7 年度現在も続いている。なお、この借入金については令和 8 年度末をもって返済を完了する予定であり、実質的な財政再生団体の終了という転換期を迎えることとなる。

次に、交通網について、本市は、周囲 9 市町村に隣接しており、道路網は国道 274 号により札幌及び道東と連絡し、主要道道札幌夕張線により札幌圏と車で 1 時間 30 分の至近距離にある。また、

道道夕張岩見沢線が昭和 49 年に開通し、三笠・芦別に通じる道道夕張芦別線は平成 4 年に国道 452 号に昇格し、なお一部工事中である。さらに平成 11 年 10 月には、北海道横断自動車道の千歳夕張間が開通し、平成 23 年 10 月 29 日には夕張 IC～占冠 IC 間が開通。道央～道東間の高速道が整備されている。

鉄道については、道央と道東を結ぶ幹線鉄道として、国鉄石勝線（JR 石勝線）が昭和 56 年に開通し、市南端の玄関口である紅葉山駅が新たに新夕張駅として開業しており、本市を通ずる道央～道東間の鉄道網の整備がされている。

産業対策については、新規企業による開発を促進することにより、本市の新たな雇用創出と人口流出を食い止めるため、夕張・第 2 夕張、清水沢・清水沢第 2 及び緑陽の 5 工業団地（51.5ha）を造成し、34 区画全て完売の状況にあるが、休廃止・未着工となっている区画が残されている。

観光振興について、本市は夕張岳やシューパロ湖を含む富良野芦別道立自然公園の他、マウントレースイスキー場、滝の上公園等、四季を通して景勝と変化に富んだ優れた地域資源を有している。財政再建団体入り以降、観光施設運用については指定管理者制度や施設の民間売却の手法を導入し、民間活力による交流人口拡大の施策を実施している。

②夕張市における過疎の状況

（ア）過疎現象の状況とその原因

本市は、その発展過程を通じて石炭産業に極めて強い依存度をもつ経済構造を有し、加えて本市の地形的な立地条件から、必然的に近隣市町村との社会的・経済的圏域から孤立するという特殊な条件の下に歴史を重ねてきた。一方、国内有数の原料炭供給基地として日本経済復興に大きな役割を果たす等、過去においては躍進的な発展を遂げてきたところである。

しかしながら、昭和 36 年以降の急激なエネルギー事情の変化に伴い、石炭産業は衰退の一途をたどり、市内の中小炭鉱は相次いで閉山を余儀なくされ、人口は逐年減少を続けてきた。特に昭和 48 年以降、地域の経済を支えてきた大手の三菱大夕張炭鉱、北炭夕張炭鉱、北炭平和炭鉱、北炭清水沢炭鉱、北炭夕張新炭鉱が、昭和 62 年 10 月には北炭真谷地炭鉱が、平成 2 年 3 月には一山だけ残っていた三菱南大夕張炭鉱が閉山した。多数の炭鉱離職者の他、本市の将来に不安を抱く関連商工業者及び一般市民の市外流出が一段と進んだ。

さらに炭鉱閉山後の跡処理対策や観光産業への積極投資の失敗等により、市の実質的な赤字額が膨大となり財政が逼迫し、財政再建団体となった平成 18 年度以降、人口の市外流出が加速している。最盛期の住民基本台帳人口 116,908 人が、令和 7 年 3 月末時点には 6,061 人となり、人口が最盛期の約 5%となる他に例を見ない超過疎地域となった。

炭鉱閉山以後、企業誘致並びに地場産業育成に努めてきたが、石炭産業に代わる産業を創出できず、若年労働者の市外流出が続くとともに、高齢者比率が年々上昇し、全国一高齢化が進んだ市となっている。

（イ）旧過疎法等に基づく過疎対策の成果と問題点

炭鉱に代わる新たな基幹産業として、農業振興や観光開発、企業誘致を積極的に促進し、産業基盤の整備を進めた他、快適な生活環境づくりを推進して住民の定着化を図る等、明るく希望に満ちたまちづくりと市民が安心して暮らせる福祉の充実を基本に、その実現を目指してきたところで

ある。

施策の柱である企業誘致については、工業団地の造成をはじめ、道路網及び産業基盤の整備が進められた結果、昭和 43 年以降 30 数社が進出立地した。

さらに、観光開発では「石炭の歴史村」等の建設と「ゆうばり国際ファンタスティック映画祭」等、各種ソフト事業も実施してきたところである。

財政破綻以降は、財政の健全化を基本としながら、市民生活の安全安心の維持確保を図り、また、人口減少が進む中で地域の活力を維持するための取組や、将来的なまちづくりに資する事業等、限られた財源の中で効果的な政策展開を図ってきた。

平成 27 年度には第 1 期夕張市地方版総合戦略を策定し、財政破綻から 10 年目を迎えた平成 28 年度には、夕張市の再生方策に関する検討委員会からの提言を受け、財政再生計画の抜本的な見直しを行った。令和元年度には第 1 期夕張市地方版総合戦略の評価・検証を踏まえた第 2 期夕張市地方版総合戦略を策定しており、これまで同様に財政の再建を着実に推進するとともに、将来を見据えた地域再生への取組を進めていく必要がある。

(ウ) 今後の見通し

これまで、財政再生計画を最上位計画として財政再建に取り組みつつ行政運営を行ってきたが、令和 8 年度末に再生振替特例債が償還完了となる見込みであり、財政再生計画及び財政再建の終了が見えてきたところである。この転換期に合わせて、財政再生計画に代わる最上位計画の策定を進めている。また、「夕張市まちづくりマスタープラン」に基づき、コンパクトなまちづくりを目指し、拠点地区へ都市機能の集積を図り、夕張で暮らし続けられる環境づくりを促進する。その中核として、市北部に立地し、老朽化著しい市庁舎を南清水沢地区に移転・整備し、周辺に生活利便機能の立地促進を図ることで、拠点形成を加速させる。これらの方策により、本市が持続的に存立・発展していけるよう、今後も過疎地域持続的発展市町村計画に基づき、市民一人ひとりが自分らしく安心して幸せに暮らせる持続可能な魅力あるまちづくりを進めることで、人口減少の抑制を図る。

③夕張市の社会経済的発展の方向の概要

本市は、日本有数の原料炭産出地として、国内エネルギー資源の安定供給の上で大きな役割を果たしてきたが、国のエネルギー政策の転換により石炭産業が消滅した。

“炭鉱のまち”から“観光のまち”へと変貌を目指した本市は、「石炭の歴史村」の建設や民間によるマウントレースリゾートの開発が進められたが、平成 22 年度から地方公共団体の財政の健全化に関する法律の下で、実質 17 年間に及ぶ財政再建を目指すこととなった。

財政再生中の令和 7 年度現在は、民間による市有施設の指定管理による運営や各種民間資本による観光施設の取得、市内でまちづくり活動を行う市民団体や NPO 法人との連携等、民間と行政の協働によるまちづくりが進められている。

また、道央中核都市圏に近接する本市は、JR 石勝線、国道 274・452 号、北海道横断自動車道の開通をはじめとする道路網の整備によって、飛躍的に向上する交通条件を活かし、中核的企業の誘致とともに、既存企業の育成や振興を図り、調和のとれた産業構造のまちを目指してきた。

(2) 人口及び産業の推移と動向

①人口の推移と今後の見通し

(ア) 人口の推移 (表 1-1 (1) 表 1-1 (2))

本市の人口は、基幹産業である石炭産業の衰退を反映して急激な減少を示しており、昭和 35 年の国勢調査人口 107,972 人をピークに以後減少の一途をたどり、昭和 60 年には 31,665 人と 70.7% の減少率を示している。

さらには、昭和 62 年 5 月の三菱南大夕張炭鉱の縮小合理化、同年 10 月の北炭真谷地炭鉱の閉山、平成 2 年 3 月には最後の炭鉱であった三菱南大夕張炭鉱の閉山、また平成 19 年の市の財政再建団体入りの影響により、令和 2 年 3 月末住民基本台帳人口は 7,744 人 (外国人住民を含む) で、昭和 60 年と比較し減少率は 75.5% となっている。

年齢別構成では、幼年及び生産年齢人口の大幅な減少により高齢者比率が高くなり、令和 2 年 3 月末 (住民基本台帳) には 51.39% に達し、全国で最も高齢化率の高い市となっている。

(イ) 今後の見通し (表 1-1 (3))

国立社会保障・人口問題研究所によると、若者の人口流出と少子高齢化により、2030 年には 4,604 人、2040 年には 2,880 人の人口になると推計されている。

一方、令和 2 年 3 月に策定した第 2 期夕張市地方人口ビジョンでは、併せて策定した第 2 期夕張市地方版総合戦略における施策の実現により、2030 年時点で約 300 人、2040 年時点で約 600 人の自然減少・社会減少を抑制することを目標としている。

その中で、施策効果の影響で特に大きいものは次世代を担う若い世代であると捉え、自然減少を抑制するために、子育て支援策の充実だけでなく、雇用促進・医療等の施策展開により、子どもを産み育てる環境を改善し、社会減少を抑制するために、若年世代にも住みやすい価格帯の住宅等生活環境を整備し定住を促進するとともに、高齢者も安心して暮らせる医療環境を整え、さらに魅力的な教育の場づくりや将来の夕張を担う人材育成等の施策に取り組んでいく。

②産業別の現況と今後の動向

(ア) 産業別人口の動向 (表 1-1 (4))

産業別就業人口は、第一・二・三次産業のいずれにおいても市外流出に伴い減少しており、特に第二次産業における減少が著しい。

(イ) 主要産業の現況

本市の基幹産業であった石炭産業は、昭和 35 年の全盛期には 17 を超える炭鉱を擁し、出炭量も年間 400 万トンを確認していた。その後、エネルギー情勢の変化により炭鉱は相次いで閉山したが、大手の北炭真谷地炭鉱及び三菱南大夕張炭鉱の 2 社により操業を継続し、その出炭量も年間 180 万トンと最盛期の半分ではあったが、石炭産業不振の中にあって計画出炭が確保される等、比較的安定操業が図られていた。

しかし、昭和 62 年度からスタートした国の第 8 次石炭政策の影響を受け 2 炭鉱とも閉山し、炭都夕張から石炭産業が完全に消滅した。

また、関連商工業については石炭産業との関わりが強く、石炭産業の衰退を反映して長期間停滞

を続け、転廃業、経営規模の縮小合理化等地域経済に大きな影響を与えた。

本市は産業構造の転換を図るため、早くから観光産業を石炭産業に代わる基幹産業として位置づけ、第3セクターを中心とした観光施設整備を促進してきた。しかしながら、バブル崩壊による不況の影響や、過大な設備投資とその後の維持運営経費の増大から、市が財政再建団体となり、同時期に第3セクターが倒産したことから、観光政策が大きな方向転換を迫られることとなった。

その後、観光施設運用については指定管理者制度や施設の民間売却の手法を導入し、民間活力を活用して交流人口の拡大を図ってきた。

農業では、特産物である夕張メロンを中心にそ菜類が農業経営の基幹をなしており、特に夕張メロンは全国的に高い評価を受けたブランド品に成長した。平成27年12月には、国が保護する地域ブランドの農産物を認定する地理的表示法に基づく地理的表示（GI）に認定された。平成30年度には、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための取組である農業生産工程管理（GAP）の団体認証を夕張GAP推進部会が取得した。

林業は、平成27年から市有林において漢方薬としての利用が見込まれる薬木（キハダ・ホオノキ）を新たな地域産業資源として位置づけ、育成に取り組んでいる。

（ウ）今後の動向

本市の基幹作物である「夕張メロン」の生産力の維持向上と活力のある農村形成に向けた取組を強化する。また、担い手の確保・育成や新規販路の開拓、高付加価値化等の諸課題を検討し、持続的で安定した、力強い、調和のとれた産地力強化を目指す。

森林・林業については、3,002haにもおよぶ市有林を核として、地元林業事業者・木材関連製造業と連携を図り、木材の加工・流通体制の整備、地元産木材の利用拡大、薬木等の新たな地域産業資源の育成を進める。

商工業については、引き続き、国や道の諸制度を活用し、既存企業の育成や新産業の創出、起業に対する支援等を行うとともに、過疎地域における税制優遇措置等を活用し、新規企業の誘致を目指していくが、人口減少が続く状況の中にあって、人材確保が困難になることが想定される。

また本市は、豊かな自然、夕張メロンをはじめとする特産品、各種イベント、スキー場等の観光施設、多目的な運動施設さらには産業遺産や文化施設等、魅力ある地域資源を有しており、こうした地域資源を有効に活用していくことで、交流人口の拡大を図っていくが、施設の老朽化等の課題への対策を取りながら、取組を進めていく必要がある。

表1 - 1(1) 人口の推移(国勢調査)

区 分	昭和55年		平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 41,715	人	人 20,969	% △ 49.7	人 13,001	% △ 38.0	人 8,843	% △ 32.0	人 7,334	% △ 17.1
0歳～14歳	8,358		2,799	△ 66.5	1,022	△ 63.5	500	△ 51.1	411	△ 17.8
15歳～64歳	29,571		14,318	△ 51.6	6,819	△ 52.4	4,046	△ 40.7	3,093	△ 23.6
うち15歳～ 29歳(a)	6,836		2,511	△ 63.3	1,190	△ 52.6	647	△ 45.6	455	△ 29.7
65歳以上 (b)	3,786		3,852	1.7	5,160	34.0	4,297	△ 16.7	3,828	△ 10.9
(a)/総数 若年者比率	% 16.4	%	% 12.0	—	% 9.2	—	% 7.3	—	% 6.2	—
(b)/総数 高齢者比率	% 9.1	%	% 18.4	—	% 39.7	—	% 48.6	—	% 52.2	—

表1 - 1(2) 人口の推移(住民基本台帳)

区 分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数	人 15,538	—	人 13,615	—	% △ 12.4	人 11,213	—	% △ 17.6
男	7,401	% 47.6	6,435	% 47.3	△ 13.1	5,237	% 46.7	△ 18.6
女	8,137	% 52.4	7,180	% 52.7	△ 11.8	5,976	% 53.3	△ 16.8

区 分	平成27年3月31日			令和2年3月31日			
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	
総 数 (外国人住民除く)	人 9,273	—	% △17.3	人 7,631	—	% △17.7	
男 (外国人住民除く)	4,341	% 46.8	△17.1	3,549	% 46.5	△18.2	
女 (外国人住民除く)	4,932	% 53.2	△17.5	4,082	% 53.5	△17.2	
参 考	男(外国人住民)	3	% 3.4	—	14	% 12.4	366.7
	女(外国人住民)	86	% 96.6	—	99	% 87.6	15.1

表1 - 1(3) 人口の見通し(人口ビジョン)

区 分	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年
年少人口 (0~14歳)	人 500 5.7%	人 426 5.9%	人 369 6.2%	人 354 7.2%	人 318 7.7%	人 295 8.5%
生産年齢人口 (15歳~64歳)	4,046 45.8%	3,057 42.2%	2,480 41.7%	2,006 40.7%	1,651 40.0%	1,347 38.6%
老年人口 (65歳)	4,297 48.6%	3,753 51.9%	3,101 52.1%	2,565 52.1%	2,154 52.2%	1,848 53.0%
総人口	8,843	7,236	5,950	4,925	4,123	3,490

表1 - 1(4) 産業別人口の動向(国勢調査)

区 分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 13,702	% -	人 8,604	% △37.2%	人 7,556	% △12.2%	人 6,402	% △15.3%
第一次産業 就業者数	人 1,124	% -	人 1,043	% △7.2%	人 990	% △5.1%	人 844	% △14.7%
第二次産業 就業者数	人 5,857	% -	人 2,265	% △61.3%	人 1,867	% △17.6%	人 1,536	% △17.7%
第三次産業 就業者数	人 6,721	% -	人 5,296	% △21.2%	人 4,697	% △11.3%	人 4,022	% △14.4%

区 分	平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 5,637	% △11.9%	人 4,660	% △17.3%	人 3,721	% △20.2%	人 3,161	% △15.0%
第一次産業 就業者数	人 744	% △11.8%	人 640	% △14.0%	人 582	% △9.1%	人 530	% △8.9%
第二次産業 就業者数	人 1,261	% △17.9%	人 1,172	% △7.1%	人 815	% △30.5%	人 698	% △14.4%
第三次産業 就業者数	人 3,632	% △9.7%	人 2,848	% △21.6%	人 2,315	% △18.7%	人 1,933	% △16.5%

(3) 夕張市の行財政の状況

①行政の状況

本市は、急激な人口減少が進む中、行政組織のスリム化が大きく遅れていたが、平成 18 年度に財政再建団体となったことを機に大幅な組織の見直しを進め、病院や各連絡所の廃止等により一気にスリム化が進んだ。

職員数については、平成 18 年 4 月の 309 名から令和 7 年 4 月現在 147 名と約半数、組織については、市長部局において平成 18 年 4 月の 5 部 17 課 30 係体制から部制の廃止、令和 7 年 4 月現在 10 課 24 係体制となっている。(行政機構は別図のとおり)

しかし、急激なスリム化によって行政サービスの維持確保は厳しい状況となり、令和 7 年 4 月現在も道職員を中心に応援職員を受け入れ、業務が行われている。

本市の行財政は、平成 21 年 4 月 1 日施行された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく財政再生計画により令和 11 年度まで運営していくことになるが、その他法令に基づき策定・実施する各種計画については、財政再生計画を基本としながら進めていく必要がある。

広域行政については、南空知地区に属し、平成 3 年 9 月 3 日圏域選定を受け、同年 12 月 1 日 11 市町村で設立された南空知ふるさと市町村圏組合に加入している。

また、令和 7 年 3 月 26 日に中心市宣言を行った岩見沢市と本市を含めた南空知地区 3 市 5 町が連携協定を締結した南空知定住自立圏の形成により、新たな広域連携を展開していく。

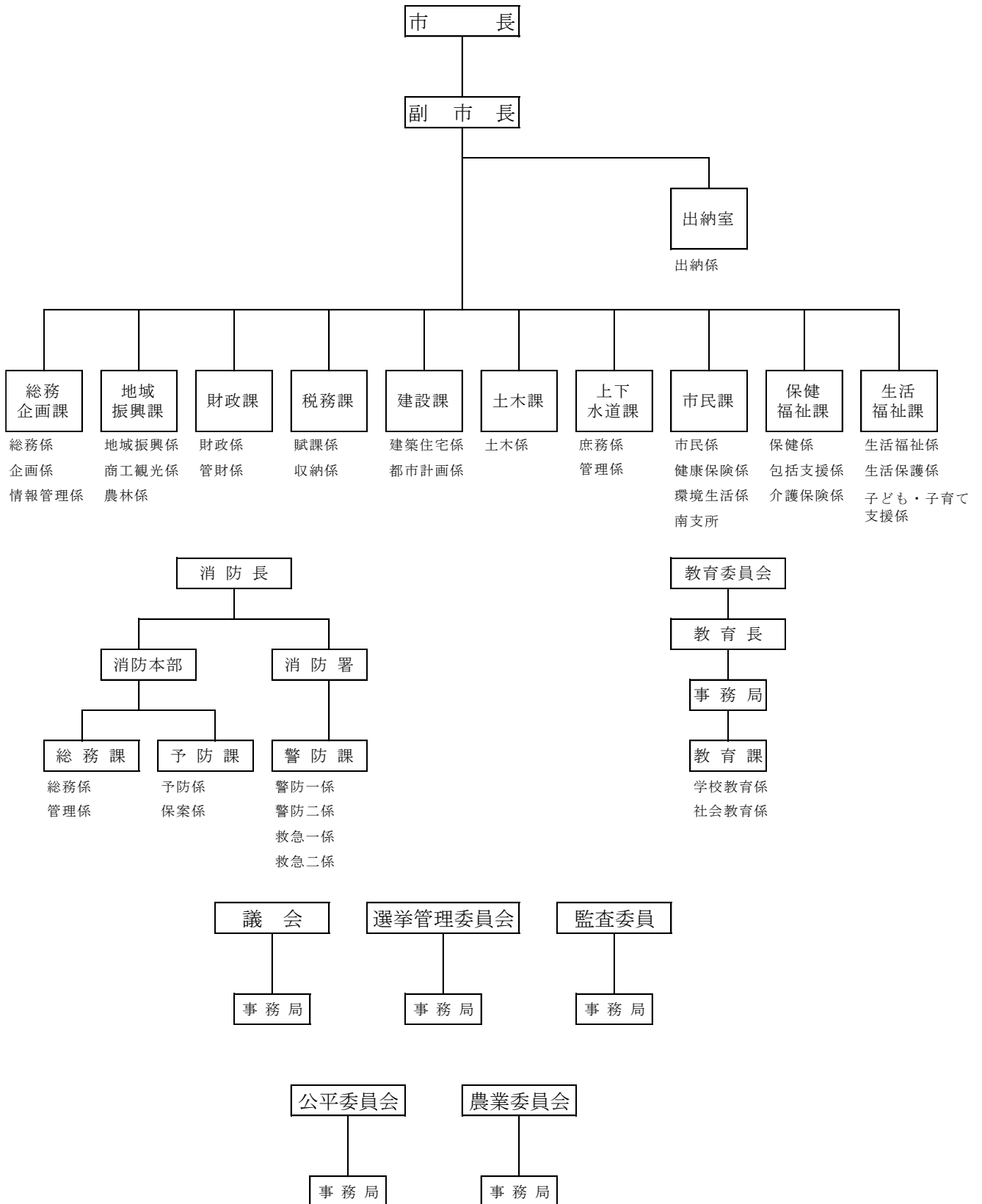
社会情勢の変化とともに、住民の生活や考え方も複雑・多様化していく中、過疎地域の持続的発展のため、必要に応じて他市町村と調整・連携を図りながら住民の安全・安心な暮らしの確保と住みやすいまちづくりを進めていく。

また、本市は下記の地域指定を受けており、さらに一部事務組合としては北海道市町村備荒資金組合並びに空知教育研修センター組合に加入している。

- 昭和 46 年 9 月 農業振興地域の整備に関する法律
- 平成 5 年 9 月 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律
- 平成 12 年 4 月 過疎地域自立促進特別措置法
- 令和 3 年 4 月 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

夕張市行政機構図

(令和7年4月1日現在)



②財政の状況（表 1－2（1））

本市は、国のエネルギー政策の転換により相次ぐ炭鉱の閉山と人口の流出が続く中、その跡処理のため、また、人口減少対策として雇用の場を創出するため、住宅や水道、道路等のインフラ整備、石炭産業に代わる観光振興等に多額の財政支出を行ってきた。これらの対策には、産炭地域振興臨時措置法による特別支援や市債等を財源として活用してきたが、平成 13 年度に産炭地域振興臨時措置法が失効し、また人口の減少や国の「三位一体の改革」によって市税や地方交付税が大幅に減少、さらに公債費の償還が財政を大きく圧迫する厳しい状況となった。

このような財政状況の中、不適正な会計処理を行い、赤字決算を先送りしてきたことにより、多額の赤字を抱えることになり、平成 18 年度に地方財政再建促進特別措置法による財政の再建を進めることになった。

約 353 億円もの巨額な赤字を確実に解消するため、「財政再建計画」のもと、各種事務事業の見直しや人件費の削減、観光事業・病院事業の見直し等徹底した歳出の削減と税率の見直しによる市税や施設使用料の引き上げ等による歳入の確保により、赤字の解消に取り組み、平成 20 年度末において、赤字額は約 322 億円となり、約 31 億円の解消を図ったところである。

前述のとおり平成 21 年度には新法による「財政再生計画」を策定し、再生振替特例債の発行によって予算上の赤字を解消したが、その償還によって実質公債費比率は高くなり、今後は将来負担比率と併せた両比率を早期健全化基準未満にすることが目標となった。

財政再建計画から財政再生計画を策定する際には、それまでの取組を基本としながらも財政再建計画策定後に生じた諸課題を整理し、市民生活に真に必要な事業を新たに盛り込むとともに、投資的事業についても抑制と効率的な執行に努めながら、真に必要な事業以外は実施しないこととした。

財政再建計画策定以後の 10 年間の財政健全化の取組による成果と課題を検証し、今後の夕張市の行財政・地域・自治の再生をより確かなものにしていくという観点から、今後どのような方策を実施すべきかを検討した「夕張市の再生方策に関する検討委員会」から、財政再建と地域再生の調和に向けて新たな段階に移行すべきとの報告書を受け、平成 28 年度に財政再生計画を抜本的に見直し、令和 7 年度現在、財政再建と地域再生の両立を図るべく取り組んでいる。

平成 21 年度の再生振替特例債の発行により、平成 22 年度の地方債現在高は約 439 億円となったが、平成 25 年度に再生振替特例債の元金償還が始まり、その後の着実な償還により令和 6 年度末には地方債残高が約 174 億円となるとともに、将来負担比率においても比率が改善している。一方、再生振替特例債の元金償還開始により、平成 25 年度以降、歳出の「義務的経費」に占める公債費の割合が高くなり、実質公債費比率及び経常収支比率が高くなっている。

本市の財政運営は、今後も財政再生計画を基本とし、引き続き国・北海道の助言を受けながら適切に運営していく。

なお、本市の主要公共施設等の整備状況は、表 1－2（2）のとおりである。

表 1 - 2 (1) 市町村財政の状況

(単位：千円)

区分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度
歳入総額 A	11,198,199	11,886,019	12,206,183
一般財源	7,722,262	8,447,878	7,687,509
国庫支出金	1,009,805	1,245,035	1,842,435
道支出金	546,750	527,083	430,792
地方債	852,400	543,700	918,700
うち過疎対策事業債	485,400	355,900	854,200
その他	1,066,982	1,122,323	1,326,747
歳出総額 B	10,671,749	11,006,280	11,723,619
義務的経費	4,288,488	6,105,354	5,893,187
投資的経費	2,465,543	756,939	1,152,616
うち普通建設事業	2,465,543	756,939	1,152,616
その他	3,917,718	4,143,987	4,677,816
(過疎対策事業費)	(1,284,040)	(1,142,181)	(1,673,843)
歳入歳出差引額 C (A-B)	526,450	879,739	482,564
翌年度へ繰越すべき財源 D	9,134	13,175	238,332
実質収支 C-D	517,316	866,564	244,232
財政力指数	0.210	0.178	0.209
公債費負担比率 (%)	21.8	40.3	41.2
実質公債費比率 (%)	42.8	76.3	70.0
起債制限比率 (%)	—	—	—
経常収支比率 (%)	77.2	120.7	124.9
将来負担比率 (%)	922.5	632.4	336.0
地方債現在高 (%)	43,925,632	36,736,946	27,210,091

表 1 - 2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和2年度末
市町村道	—	—	—	—	—
改良率(%)	11.3	14.8	19.7	22.6	23.1
舗装率(%)	8.7	11.2	16.2	15.5	15.5
農道 延長(m)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
耕地1ha当たり農道延長(m)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
林道 延長(m)	—	—	19,108	19,108	19,108
林野1ha当たり林道延長(m)	0.1	0.2	0.3	0.3	0.3
水道普及率(%)	99.0	96.2	99.7	99.8	99.5
水洗化率(%)	—	—	27.4	23.5	27.9
人口千人当たり病院、診療所の病床数(床)	0.0	9.5	11.3	1.7	2.5

(4) 地域の持続的発展の基本方針

第2期夕張市地方版総合戦略との整合性を図り、本市が目指すまちの将来像を「誰もが幸福に暮らせる持続可能なまち」とし、人口減少の抑制を図るとともに、人口減少下にあっても市民一人ひとりが自分らしく安心して幸せに暮らせる持続可能なまちづくりに取り組むため、本計画を策定するうえでの基本方針を次のとおりとする。

①誰もが安心して暮らせる環境づくり

人口減少を抑制するためには自然減少と社会減少の、その両面から抑制する施策が必要である。特に若年世代の定住を図ることは、社会減少の抑制に直接的な効果があることはもちろん、将来的な自然減少の抑制(＝出生率の増加)を考えるうえでも重要な意味を持つ。一方で、夕張市においては高齢世代の社会減少数も多いことから、医療や福祉の充実を図る等、高齢者も安心して暮らせるまちづくりの観点も必要である。

このような状況を踏まえ、「医療・福祉の充実」と「住宅不足の解消」による社会減少の抑制と、「子育て環境の充実」による自然減少の抑制という、大きく3点に分けて取り組んでいく。

②新たな人の流れ・関係人口・交流人口の創出

豊かな自然や夕張メロンをはじめとする特産品、さらには多目的な運動施設や産業遺産・文化施設等、魅力ある地域資源を有効に活用し交流人口の拡大を図る。また、市外に在住していても、様々な形で夕張に関わりをもち応援してくれる関係人口を増やすことにより、地域で賄えない「知恵」の修得や新たなネットワークの構築、地域を豊かにするための人材や資金の確保を図っていく。このような取組を丁寧に積み上げることにより、最終的には移住・定住にも繋げていく。

③地域資源を活用した働く場づくり

商工会議所や農業協同組合といった関係団体等とも連携しながら既存の地域産業を守り育てるとともに、地域資源を活用した地域創発型の仕事づくりを推進し、働く場の維持・創出を目指す。

④夕張の未来を創るプロジェクト

地域に誇りを持ち、地域の未来を担っていく人材の育成を、幼稚園・保育園から高校まで連携して実施する。また、未来技術(5G、AI等)の活用を視野に入れた地域課題の解決を目指す。

⑤持続可能なまちづくり(コンパクト化・拠点形成等)

これまで取り組んできた、まちのコンパクト化を引き続き推進するとともに、JR廃線後に構築した公共交通体系を維持することにより、持続可能なまちづくりに取り組む。

また、市民活動の促進や地域防災力の向上支援を行い、官民協働によるまちづくりを推進する。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

上記(4)の基本方針に基づき、本市の持続的発展に向けた基本目標を以下のとおり設定する。

指標	目標値	備考
総人口	4,925 人（令和 12 年度）	第 2 期夕張市地方人口ビジョンにおける政策効果による推計値
人口の社会減少数	△76 人／年（令和 12 年度）	第 2 期夕張市地方人口ビジョンにおける政策効果による推計値

（6）計画の達成状況の評価に関する事項

本計画における基本方針及び目標については、第 2 期夕張市人口ビジョンや第 2 期夕張市地方版総合戦略と整合性が図られた内容であり、当総合戦略については毎年度、外部有識者で構成する検証委員会において事業効果の評価・検証を行っていることから、同委員会における検証をもって本計画の評価とする。

（7）計画期間

本計画は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 箇年間とする。

（8）公共施設等総合管理計画等との整合

平成 27 年度に策定した「夕張市公共施設等総合管理計画」では、本市の公共施設等を効率的に管理していくための基本方針を定めており、令和 4 年 3 月に改定を行っている。

老朽化対策の推進については、長期的な維持管理・更新等コストを踏まえつつ、安全性や重要性、経済性の観点から優良な施設を選定し、積極的に統廃合及び長寿命化を図る。

施設の維持管理と修繕については、日常管理において把握される情報に基づき、中長期的なコストを明示し、必要性が高いと判断される事項について修繕等を実施し、維持及び保全を図る。

トータルコストの縮減、平準化については、今後、全ての建築系施設を維持することは困難であることを踏まえ、数多く保有する施設の削減について計画期間中は 2021 年度（令和 3 年度）現在の公共施設延べ床面積から 15%削減とすることを目標とする。

また、長期的には一人あたりの公共施設延べ床面積を北海道平均の値（6.3 m²/人）まで縮減することを目指し、施設維持にかかる経費負担の低減をはかる。

本計画に記載された全ての公共施設等の整備は「夕張市公共施設等総合管理計画」に適合する。

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

本市は札幌や新千歳空港から約 1 時間強の距離であり、新千歳空港から富良野・旭川へ抜ける観光ルートの中に位置しているという地理的優位性を有している。また、本市には、夕張岳、シューパロ湖を含む富良野芦別道立自然公園、滝の上公園等の雄大な自然と美しい景観、さらに夕張の歴史を伝える石炭産業関連遺産等の豊かな資源がある他、メロン祭り等の様々なイベントが企画・実施されている。

全道を上回るスピードで人口減少や高齢化が急速に進行する本市において、これらの資源は、都市の人々にとって過疎地域の新たな魅力として期待されている。そして、これらの資源を活用し、都市住民との交流を図ることにより、地域資源の再活用、市民のまちづくりへの参加、若者の仕事づくり等の促進につながり、地域の持続的発展に大きな効果があるとともに、広域的な人的・経済的交流が推進されている。

一方、本市は公営住宅が多く、持家比率が低いことから、既存分譲地の積極的な分譲を進めるとともに、住宅建設適地において遊休市有地の更地分譲を進め、定住促進を図る必要がある。

(2) その対策

- 地理的優位性や地域資源を最大限活かし、交流人口の拡大に向け、豊かな自然・石炭産業関連遺産等の地域資源の魅力化を行い、地域の観光・イベント等の一元化した情報発信を促進する他、市内に在住していなくても、様々な形で夕張に関わりをもち応援してくれる人々（＝関係人口）を増やすことにより、地域で賄えない「知恵」の修得や新たなネットワークの構築、地域を豊かにするための人材や資金の確保を図っていく。
- UJI ターンの推進及び人口流出の防止のため既存分譲地の分譲促進及び遊休市有地の更地分譲を図る。
- 現に「夕張に住みたい」という希望を持つ人が自ら住居情報を検索できるように、また、新たな移住・交流希望を喚起するために、情報発信体制の整備を行う。
- 情報通信技術 (ICT) によるサービスの利活用により、市民と都市住民の交流機会の増大を図る。
- 民間が取り組むソフト事業等を促進するため、情報収集・コーディネートに努める。
- 空知総合振興局や近隣自治体と連携して情報の発信等に取り組み、広域（＝「面」）での魅力づくり・PR を推進するとともに、近隣自治体のみならず、道内の石炭産業関連遺産で構成される日本遺産「炭鉄港」や令和 2 年 7 月に開業した民族共生象徴空間（ウポポイ）等、北海道内でトピックとなる事業やイベント等にも着目しながら、関係自治体等と連携して新たな魅力づくりを図っていく。
- 南空知ふるさと市町村圏組合や南空知定住自立圏と連携する等、都市圏との間で人、物、情報、文化等の交流を一層充実させ、外部からの様々な刺激により市の活性化を導き出す。
- 令和 4 年度より実施した奨学金返還支援事業補助金を広く周知し、引き続き大学等卒業後の市内への移住・定住促進を図る。

(3) 計画

別表のとおり

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流 の促進、人材 育成	(4) 過疎地域持続的発展 特別事業 移住・定住	<関係人口創出事業> 夕張Likersの取組を通じて継続的に関わりを持つネットワークを広げることで、関係人口創出拡大を図る。	市	当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
		<移住・定住促進事業> 情報発信の強化等により、創出した関係人口・交流人口を移住・定住に繋げる取組の推進を図る。	市	
	地域間交流	<地域おこし協力隊派遣事業> 地域経済活性化のため、新たな視点を持った人材を確保し、交流人口の増加を図る。	市	
	<地方創生加速化事業> スポーツ合宿誘致等により交流人口の増加を図る。	市		
	<炭鉄港推進協議会負担金> 日本遺産登録された「炭鉄港」に係る取組を推進するため、当協議会へ負担する。	市		

3. 産業の振興

(1) 現況と問題点

① 鉱業

平成2年3月、市内の全ての炭鉱が閉山し、基幹産業である石炭産業は完全に消滅したが、市内には66か所にズリ山（石炭採掘に伴い発生する捨石の集積場）が存在し、最大規模の高松ズリ山においては気象変動等の影響により平成24年から平成25年にかけて山の一部が崩落する災害が発生した。その解決の手法として平成27年度から地元事業者が事業主体となり水洗炭事業により石炭を回収し販売するとともに、ズリ山の整形と安定化を図っている。

② 工業

本市の工業は、主として石炭産業の関連産業として発展してきており、製品としては鉱山・建設機械、製材、木製品が主なものであった。しかし令和7年度現在では、金属製品、木材・木製品、食料品が主たる工業製品である。

石炭産業の消滅に伴う人口の減少、特に若年労働者の流出が続き過疎現象を呈しているが、産業構造の転換による雇用の増大と市民の定着を図るため、工業団地の造成等産業基盤の整備を行うとともに、企業誘致活動を進めてきたところである。

令和7年度現在においては工業団地34区画全て完売の状況にあるが、休廃止や未着工の区画があることから、遊休地を所有する企業を訪問等、情報収集を図りながら早期稼働の促進に取り組んでいく。

また、既に市内で稼働している企業に対しては、国の補助金制度の活用等に関し適切な情報提供を行う等、引き続きフォローアップを行い、事業の継続を図っていく必要がある。

今後は、新規創業や市内企業の事業拡大を支援する等、地域資源を活用した地元企業への支援を強化していく必要がある。

③ 観光

夕張市には、豊かな自然、夕張メロンをはじめとする特産品、各種イベント、スキー場等の観光施設、多目的な運動施設さらには産業遺産や文化施設等、魅力ある地域資源が存在する。また、本市は札幌や新千歳空港から約1時間強の距離であり、新千歳空港から富良野・旭川へ抜ける観光ルートの中に位置しているという地理的優位性も有している。

こうした特徴を最大限に活かし、交流人口の拡大を図っていくために、地域資源の魅力の洗い出しや磨き上げ、これらを利用した魅力的な体験型観光の推進、観光情報等を一元化するなどした積極的な情報発信、夕張市の南の玄関口である道の駅「夕張メロード」の魅力向上を行っていく必要がある。

④ 商業

本市の商業は、石炭産業を背景に小売業を中心として形成されてきたため、経営規模は零細であり、人口の激減によって購買力が著しく低下し、商店経営は過去にない厳しい状況におかれている。

今後は、商工会議所等の関係機関と連携しながら、地域経済の担い手である商業事業者の事業継

続を図っていくとともに、新規創業や市内企業の事業拡大を支援する等、地域資源を活用した地元企業への支援を強化していく必要がある。

⑤農業

本市の経営耕地面積は、令和7年2月現在1,005haであり、このうち水田は85ha、畑920haである。総農家戸数105戸であり、近年は後継者がいない高齢農業者も増加しており、農家戸数及び就農者数等減少傾向にある。

本市の農業は、夕張川や中小河川の沿岸以外に農耕適地がなく、気象条件等にも恵まれていないため、経営規模が零細であった。通常的な農業経営では自立安定を図ることが困難とされていたため、昭和30年頃より本市の自然条件、環境等に即応した農業振興目標の模索が行われた。

この胎動の中で、地域の特性を生かし、特異性と収益性を備えた特産そ菜づくりを行うことが進められた。メロン、アスパラガス、長芋、イチゴ（後年、キュウリを追加）を特産そ菜として選定し、農業者、農業関係団体が一体となった特産づくりがスタートした。

中でも、メロンは昭和35年にメロン組合が結成され、昭和36年にアールスメロンとスパイシー種の交配に成功し、「ネットが完全に外観を覆い、肉質はサーモンピンク、甘味、風味とも優れた」一代雑種の『夕張キング』が誕生した。

以来、良品の生産技術と農協共販体制の確立に努め、夕張キングは夕張メロンのブランド名で全国の夏の果実として名声を博する特産作物として成長し、農業総生産額の85%（令和6年度）を占めている。平成27年12月には、地理的表示法に基づく地理的表示（GI）の認定を受けている。平成30年度には、夕張GAP推進部会が農業生産工程管理（GAP）の団体認証を取得した。一方、後継者不足、高齢化等により担い手が減少し、夕張メロンの作付面積や生産量も減少傾向にある。

基幹作物である夕張メロンの生産力の維持向上と活力のある農村形成に向け、生産基盤の整備やブランド力の向上、多様な担い手の育成確保、土地改良施設の維持管理や排水改善等の取組を積極的に行い、産地力強化を目指す。

⑥林業

本市の森林面積は、総面積の約91%にあたる69,130haで、国有林が森林面積の9割を占めており、次いで夕張市有林となり3,002haにおよぶ。

森林は、国土の保全、水源のかん養、木材等の生産等の多面的機能の発揮によって市民生活及び経済に大きな貢献をしており、多面的機能が十分に発揮できるように森林を適正に管理・経営していくためには、林内路網の整備が課題となる。

（2）その対策

①鉱業

○ズリ山崩壊防止策と石炭ズリの活用を促進する。

②工業

○市内立地企業の事業継続を支援するとともに、新たな企業の誘致を図る。

○新規創業や市内企業の事業拡大を支援する。

③観光

- 地域資源の魅力の洗い出しや磨き上げを行う。
- 観光情報等を一元化する等して積極的な情報発信を行う。
- 地域資源を利用した魅力的な体験型観光を推進する。
- 道の駅「夕張メロード」の道の駅としての機能（休憩・情報発信・地域連携など）の維持・強化を図るとともに、夕張の魅力を伝える拠点として情報発信の強化に努め、魅力向上を図る。

④商業

- 関係機関等と連携し、地元事業者の事業継続を図る。
- 新規創業や市内企業の事業拡大を支援する。
- コンパクトなまちづくりを進めるにあたり、拠点地区への企業の誘導や新規起業の促進を図る。

⑤農業

- 生産性の向上、生産基盤の整備拡充、農用地活用、営農改善、農道の整備を図る。
- 良質で安定した農産物の生産に向け、雇用就農者等の担い手の確保・育成を進めるため、必要な農業支援住宅の整備を図る。

⑥林業

- 国庫補助事業等を活用して路網整備を進め、持続的な林業の推進と人と自然が共生できる森林の整備を進める。

(3) 計画

別表のとおり

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 商業	<地域産業活性化拠点整備> 地域経済の活性化と雇用機会の創出を図るため、民間事業者や新規起業家を対象としたオフィス施設を整備する。	市	
	農業	<夕張メロンの安定生産に向けた整備> 農業生産基盤の整備や優良農地の確保等を進める。 雇用就農者等の担い手を確保するための農業支援住宅を整備する。	市	
	林業	<路網整備と森林整備> 林道、林業専用道等の整備・維持及び森林整備を行う。	市	
	(9) 観光又はレクリエーション	<夕張市公園施設長寿命化対策事業> 市内公園施設の整備（補修）を行う。	市	
	(10) 過疎地域持続的発展 特別事業 第1次産業	<遊休地有効利用対策事業> 夕張メロンの生産基盤強化を図るため、遊休地の地力維持増進を進める。	市	

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
夕張市全域	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、有線放送業及び租税特別措置法施行規則第5条の13第6項第4号で定める事業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業内容

上記(2)及び(3)のとおり

4. 地域における情報化

(1) 現況と問題点

市内の一部で導入されている光回線について、まちづくりマスタープランに基づく拠点地区にはほぼ導入済みであるが、未整備地区に対する対応を整理・検討する必要がある。また、主要施設における公衆無線 LAN の整備を行っていく必要がある。

(2) その対策

- 光回線未整備地区に対する対応を検討する。
- 市内主要施設の公衆無線 LAN の整備を進めていく。

(3) 計画

別表のとおり

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3 地域における 情報化	(3) その他	<無線 LAN の整備> 市内主要施設の無線 LAN 整備	市	

5. 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

①道路

本市の道路状況（実延長）は、高速自動車道 17.0 km、一般国道 2 路線 49.6 km、道道 6 路線 70.7 km、市道 249 路線 170.3km、合計 258 路線、307.6km となっている。

道路整備状況のうち市道については、舗装率 15.5%、改良率 23.1%といずれも全道平均に比し、著しく低水準にある。

国道の舗装率については 100%となっているものの、道道の舗装率は 52.6%となっている。

また、本市と他市町村を結ぶ国道 274 号及び主要道路は、逐次整備されつつあるものの一部未整備部分があり、特に北海道横断自動車道（黒松内～根室・網走線）及び国道 452 号の全線開通が果たれるところである。

さらに市の中心部である清水沢地区と栗山町・由仁町・長沼町を結ぶ道道夕張長沼線の開通が、本市が進めるコンパクトシティ構想において必要とされているところである。（第 1 表 道路状況のとおり）

橋梁の整備については、高速道、国道、道道、市道ともに永久化されているが、定期点検や修繕（架換）を計画的に実施する必要がある。（第 2 表 橋梁状況のとおり）

交通安全施設については、本市特有の地形上から坂道やカーブの多い道路状況になっており、通学路交通安全プログラムの対策必要箇所の改善等、今後さらに整備を促進する必要がある。

農林道については、依然として整備が立ち遅れているため、今後積極的に推進しなければならない。

②交通

本市の公共交通を取り巻く環境は依然として厳しさを増しているところだが、平成 31 年 4 月の JR 夕張支線の廃線に伴い、市内南北軸を結び 1 日 10 往復運行する路線バスを中心に、公共交通空白地におけるデマンドバスの運行やタクシー乗車代金補助制度の導入等を行ったことで、現段階においては市内の交通体系は一定程度確立されたと言える。

また、令和 5 年度からは、市外路線バスの廃止に伴う市外線デマンド交通を運行し、市内から北広島市まで 1 日 4 往復運行している。

しかしながら、本市の公共交通は、市内の交通事業者 3 社（バス事業者 1 社、タクシー事業者 2 社）によって、少ない交通資源と制度を活用しその体系をどうにか維持している状況にある。今後さらに加速すると予測される人口減少や高齢化により公共交通利用者及び公共交通従事者の双方が減少し、現行の体系を永続的に維持することは厳しくなっている。

第1表 道路状況（令和7年4月1日）

(単位:km)

区 分		高速道	国道	道道	市道	合計
路線数		1	2	6	249	258
市内延長(A)		17.0	49.6	70.7	170.3	307.6
整備 状況	舗装延長(B)	17.0	49.6	37.2	30.2	134.0
	砂利道(C)			33.6	140.1	173.7
	改良延長(D)	17.0	49.6	37.2	39.8	143.6
	舗装率(B/A)%	100.0%	100.0%	52.6%	17.7%	43.6%
	砂利道率(C/A)%			47.5%	82.3%	56.5%
	改良率(D/A)%	100.0%	100.0%	52.6%	23.4%	46.7%
除雪 状況	除雪延長(E)	17.0	49.6	33.3	137.3	237.2
	除雪率(E/A)%	100.0%	100.0%	47.1%	80.6%	77.1%
自 動 車 交 通 不 能	自動車交通不能延長(F)			1.8	2.0	3.8
	交通不能率(F/A)%			2.5%	1.2%	1.2%

※夕張市土木課調

第2表 橋梁状況（令和7年4月1日）

(単位:m)

区 分		高速道	国道	道道	市道	合計	
橋数		12	38	26	78	154	
延長(A)		1,854	3,455	1,343	4,124	10,776	
内 訳	永久橋(B)	橋数	12	38	26	78	154
		延長	1,854	3,455	1,343	4,124	10,776
	木橋	橋数					0
		延長					0
永久橋率(B/A)%		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

※夕張市土木課調

(2) その対策

①道路

- 一般国道 452 号の整備促進を国へ要望する。
- 主要道道夕張新得線、一般道道夕張長沼線の早期整備促進を要望する。
- 市道については、幹線道路及び生活道路の改良舗装率を高めるとともに、地域開発に応じた道路網の整備を促進する。
- 農林業の生産基盤を確立するため、基幹的な農道及び林道の整備を促進する。
- 交通安全対策として、歩道造成等安全施設の整備を促進する。
- 安全で円滑な冬期間の交通確保と歩行者の安全を図るため、除排雪体制の確立と除雪機械の整備を進める。

②交通

- スクールバス、デマンドバスの運行等により、地域住民の日常生活を守る足の確保に努める。
- 交通空白地における利便性の向上を図るため、スクールバスの一般混乗化を継続する。
- 交通事業者の負担軽減を図るため、スクールバス予約システムの一層の活用を図る。
- 交通従事者（乗務員）の確保を図るため、資格取得支援として補助制度を導入し、二種免許の資格取得の一層の促進を図る。
- 市内の路線バスが JR 夕張支線の代替交通を担っていることから、その維持のため、JR から市への拠出金等を活用し運営費の一部を補助している。将来的には、令和 3 年度現在の市内南北軸 1 日 10 往復を維持することは困難であると推察されることから、今後、利用状況調査等を経て、減便等も含め適正な体系構築に向けた見直しを検討する。

(3) 計画

別表のとおり

事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道 道路 橋りょう	<市道の整備> 道路の維持補修	市	
		<橋りょう長期寿命化> 点検及び修繕	市	
	(6) 自動車等 自動車	<地域公共交通対策事業> 交通車両（順次更新）	市	
	(8) 道路整備機械等	<除雪車整備> 除雪車（順次更新）	市	

6. 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

①上水道施設

本市では、旭町と清水沢にあるダムを水源とし、大きく 2 つの系統で水道水の供給を行ってきたが、平成 24 年度より水道施設の運転維持管理等包括的民間委託（PFI 事業）を実施。効率的な配水体制を構築しており、水道普及率は、令和 6 年度現在、99.5%となっている。

今後も、安全で安定した水道水を供給するため、将来の人口規模や社会基盤を想定して、運営体制の効率化を図り、計画的に施設更新を進める必要がある。

②公共下水道事業

本市の下水道は、平成元年に下水道整備を開始し、平和以北を処理区域として平成 7 年度から供用を開始しているが、人口減少により処理人口の増加が見込めない状況にある。平成 20 年度から施設の運転・維持管理を包括的に民間委託し、経営健全化に取り組んでいるが、今後も施設の長寿命化を図るなど経費削減に努めていく必要がある。

③合併処理浄化槽

公共下水道事業の認可区域外の地域については、集合処理方式に比べ浄化槽による個別の汚水処理方式が効率的であると想定されるので、生活環境の保全及び公衆衛生の向上のため、合併処理浄化槽の普及を推進させる必要があり、設置者に対する補助を平成 22 年度から継続的に実施し普及の促進を図る。

④環境衛生

(ア) じん芥処理施設

本市のじん芥処理事業は、昭和 29 年より開始し市内全域の収集を行っている。

収集されたじん芥のうち可燃物は、じん芥焼却場において焼却処理していたが、平成 9 年に「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止ガイドライン」が策定され、平成 14 年に規制強化されたため焼却場を廃止し、以降は可燃物を含め全量埋立て処理を行っている。

こうしたことから、じん芥埋立処分施設の延命化を図るため、ごみ減量化の重要性がより一層高まることとなった。

平成 9 年に施行された容器包装リサイクル法に基づき、本市ではゴミの減量化、資源の有効利用等を目的に、平成 12 年から 7 品目（アルミ、スチール、ペット、無色・色・その他ガラスビン、紙パック）の容器包装廃棄物のリサイクルを実施し、平成 22 年よりさらに 3 品目（プラスチック製容器、紙製容器包装、段ボール）を加えた完全実施を行っている。

また、平成 19 年 7 月より、ごみ処理手数料の有料化を実施し、施設維持等の経費負担を市民に求め、本市の財政負担の軽減を図ると同時に、ごみの排出抑制及び減量化を推進しているが、今後さらに施設延命化のための努力が必要であるとともに、将来的な施設整備の検討を行う。

なお、ごみの広域処理に関しては、平成 9 年に本市を含む空知管内 11 市町村によって南空知地域ごみ処理広域化検討協議会が発足したが、その後 4 町の離脱と市町村合併により、令和 3 年

現在は5市町によって構成されている。そのうち、岩見沢市・美唄市・月形町が一部の可燃ごみを共同で処理しており、5市町が共同でゴミ処理を行うことは難しい状況にある。

平成27年度に、環境省が、小規模自治体における低炭素化施策の基礎調査を本市において実施しており、当該調査の結果を踏まえて今後のごみ減量化に活かすべく、市では検討を進めている。

(イ) し尿処理場（汚泥再生処理センター）

昭和32年より供用開始した平和し尿処理場は、著しい老朽化のため今後の処理が懸念されていた。市の公共下水道区域の拡大は見込めず、今後ともし尿処理施設の必要性は高いことから、し尿・浄化槽汚泥・有機性廃棄物を一体的に処理し、資源としてリンを回収する汚泥再生処理センターを建設し、平成27年7月より本稼働となった。

新施設の維持管理については、今後も、安定的な処理及び経費削減に努めていく。また新施設の本稼働に合わせ、これまで徴収しなかったし尿処分料金を新たに徴収し、維持管理経費の一部に充てている。

(ウ) 公衆浴場

炭鉱都市の特徴として浴室を持たない給与住宅・公営住宅に多くの市民が居住しており、公衆浴場を利用してきた。

市内の民営浴場は、炭鉱閉山による利用者の減少により経営が悪化し、営業廃止する状態が続き、平成27年4月をもってゼロとなった。

市としては、公衆衛生対策のため市営浴場を設置し、平成9年度には市営共同浴場は8か所に増えたが、その後、シューパロダム建設や住宅建設に伴う住民集団移転等のため、2か所を廃止した。平成19年度、地域の利用状況等から2か所廃止、さらに住宅再編事業の推進により平成27年度及び令和7年度にそれぞれ1か所を廃止したことから、現在2施設となっている。

浴場は一般的に老朽化が進むのが早く、定期的な機械設備の保守点検、改修又は更新が不可欠で、一般の施設よりは維持管理費も高く、日常の業務の中で細心の管理を常に心がけなければならない施設であり、本市の市営浴場においても施設・機械設備維持に苦労しているところである。

今後、住宅再編計画の進捗及び地域の人口推移により、市営浴場のニーズも変化してくるため、そのあり方についても随時見直しが必要になってくる。

(エ) 葬斎苑

市内唯一の火葬場である葬斎苑は、建築後57年経過しており、老朽化が進行している。3基ある火葬炉については、火葬炉の定期整備計画を策定し運用している。

今後、施設のあり方を含めて検討していく必要がある。

⑤生活館等

各地域にある生活館は炭鉱時代の集会場等が廃止されたため、地域住民の会合の場所・葬儀会場として、生活文化の向上と社会福祉の増進を図る目的で市が設置し、町内会が指定管理者となつて

管理運営を行っている。しかし、指定管理における収入は会場使用料のみに頼っているのが現状で、人口減少等による利用頻度の減少で収入は減り、管理運営が困難に陥っている生活館もある。

そのため、少しでも安定的な管理運営が図れるように、市は一定額の補助や施設の法定点検費を負担する等の施策の促進を行っているが、今後はコミュニティ施設の中長期的なあり方について検討を行う必要がある。

⑥消防施設及び救急体制

本市の消防現有勢力は、令和7年4月1日現在、消防職員37名（定数41名）、消防団員132名、消防ポンプ自動車11台、防火水槽134基、消火栓210基、無線基地局3基、救急車2台を保有しており、国の基準に基づく充足率は、動力消防ポンプ100%、消防水利75%、救急車100%である。

本市は、炭鉱都市特有の地勢から集落が点在し、各地域の消防施設の統廃合は困難とされていたが、平成19年4月、財政再建計画に基づく統廃合により消防署所を1署に、消防団については、13分団から8分団に集約した。また、平成24年4月には、女性ならではのきめ細やかな視点を生かした防災活動を目的に女性分団を発足し、9分団となっている。

しかしながら、人口流出による空き家の増加や老朽化している市営住宅及び点在する住宅の集約に伴う市営住宅の再編、加えて企業誘致による工場の進出等、地域様相の変化に伴い、災害の多様化が懸念される。

このような状況において、耐用年数が経過している消防ポンプ自動車や資機材等の更新、分団詰所を含めた現有施設の維持管理について、計画的に整備を図る必要がある。

また、消防防災対策の面では、消防職団員が地域の防災に果たす役割は大きく、消防団員の新規加入や自主防災組織の充実、防災マップの整備更新を図るとともに、大規模災害時に対応できる訓練を計画的に実施していくことが必要である。

さらに、救急体制については、令和2年10月より夕張市立診療所が救急告示医療機関として認定されたが、依然として市外への救急搬送が半数以上を占めているため、救急車2台体制で運用している。

高齢化率53%を超える本市において、今後も救急業務におけるニーズの増加が予想されることから、市民が安心して暮らせる生活を守るため、メディカルコントロール体制の強化と救急車や資機材等の整備により救急業務の高度化を図る必要がある。

⑦住宅

本市の市営住宅は、広域分散した市街地に配置されているため、その集約が課題となっている。また、急激な人口減少に伴い市営住宅の保有量が過剰となっており、令和7年4月現在の管理戸数2,960戸に対して入居は1,083戸、入居率は36.6%と低水準である。

さらに、多くの住宅は老朽化が著しく、維持管理費の抑制や居住環境の改善が急務であるとともに、入居者の減少により空き住宅（空き住棟住戸数）も増加し、その除却費用が財政上、大きな負担となっている。

加えて、市営住宅の数と比較し、民間賃貸住宅や戸建て住宅が極端に少ないことで、多様な居住のニーズへの対応が困難となっている。

⑧不用公共施設の除却

市内には、炭鉱の閉山に伴い北炭から市が引き継いだ建物や、市の公共施設として使われていた施設が廃止された後にそのまま放置され、令和 7 年度現在では使用されていない老朽施設が数多く存在している。

老朽化した施設は地域の景観を損ねるだけでなく、建物倒壊のおそれがあり、また建物への侵入による事故が起きることも想定されることから、市民生活の安全を確保するためには老朽施設の計画的な解体を進める必要がある。

(2) その対策

①上水道施設

- 浄水場・送配水施設等の維持管理等については引き続き PFI 事業を活用して効率的な配水体制を維持する。また、施設の老朽化対策については、今後、施設の廃止やダウンサイジングなど効率的な更新を検討する。

②公共下水道施設

- 処理場・マンホールポンプなど下水道施設の延命化を図る。

③合併処理浄化槽

- 公共下水道事業の現認可区域以外の地域については、地域が分散し、既に浄化槽の設置を行っている戸数も多く、公共下水道事業の新たな普及は見込めないため、浄化槽設置事業等により普及を図り、生活排水処理の促進を図る。

④環境衛生

- ごみ排出抑制、減量化、資源リサイクルの完全実施、施設の適正管理により、現ごみ処理施設の延命化を図るとともに、将来的な代替え施設の検討や広域化共同処理について検討を行う。
- ごみ運搬車の整備を図る。
- 共同浴場の施設維持を図る。
- 葬斎苑の火葬炉の維持管理及び定期的な炉の修繕を行う。

⑤生活館等

- 生活館等の安定的管理運営の促進を図る。

⑥消防施設及び救急体制

- 老朽化している消防団拠点施設を含む現有施設の維持及び除去並びに消防ポンプ自動車、資機材等の更新を図る。
- 救急搬送体制の維持確保及び救急業務の高度化を図る。

⑦住宅

- 市内の住環境が抱える課題に対応するため、以下の取組を計画的に推進する。

- 地域の持続可能性を高めるため、主要な都市骨格軸から離れて分散して居住する市営住宅入居者に対し、生活利便性の高い拠点地区への移転等を進め、市営住宅の管理戸数の適正化を図り、居住環境の改善を目指す。
- 多様な居住ニーズに対応するため、住宅の取得やリフォーム等に対する支援制度の充実を図るほか、移住者や子育て世代等の定住促進に資する住宅整備を進めるとともに、民間事業者の多様な住宅供給を促すため、既存ストック等の有効活用を視野に入れた官民連携による住環境整備を目指す。
- 住宅除却や移転等により生じた跡地（市営住宅の除却跡地等）については、活用を推進することで、地域全体の維持管理コスト及び財政負担の軽減を目指す。

⑧不用公共施設の除却

- 市民生活に影響の出る倒壊の危険性の高い建物の計画的な解体をとり進める。

(3) 計画

別表のとおり

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 上水道	<配水施設整備> 配水管改良 ポンプ場・配水池改良	市	
		<水道PFI事業> 浄水場・ポンプ場・配水池等の運転維持管理、 給水装置管理、メータ検針、窓口業務等	市	
		<水道メータ更新> 水道メータ更新事業	市	
	(2) 下水処理施設 公共下水道 その他	<施設整備事業> 処理場・マンホールポンプ改良	市	
		<合併処理浄化槽設置整備> 設置補助・普及事業	市	
	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設	<じん芥収集車両>	市	
		<リサイクル収集車>	市	
		<一般廃棄物最終処分場建設>	市	
	(5) 消防施設	消防ポンプ自動車整備（水Ⅱ型）	市	
		<災害救助資機材整備> 消防救助資機材他	市	

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境の整備	(5) 消防施設	<高規格救急自動車整備> 高規格救急車 高度救命処置用資機材	市	
		<指揮広報車整備>	市	
		<ゴムボート整備>	市	
		<屋上防水改修工事>	市	
		<消防庁舎ボイラー等取替工事>	市	
		<庁舎LED化工事>	市	
		<中央末広分団詰所建築及び無線局移転整備>	市	
		<指令台更新及び無線局整備>	市	
		<旧分団詰所解体>	市	
		<救急救命士養成>	市	
		<屈折はしご車重整備>	市	
		<防火水槽改修>	市	
		<Jアラート整備>	市	
		(6) 公営住宅	<市営住宅建設> 市営住宅建設事業	
	<市営住宅長期寿命化工事> 優良ストックの長期的な活用のため、予防保全的な修繕・改善工事を行う。		市	
(7) 過疎地域持続的発展特別事業 生活	<老朽市営住宅除却> 老朽且つ危険な住宅の除却を行い、住宅管理戸数の適正化及び市民の安全安心を確保する。	市	当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。	
	<不用公共施設除却> 倒壊の恐れ等がある老朽危険建物の除却を行い市民の安全安心を確保する。	市		
	<生活館管理等業務> 地域住民のコミュニケーションの場である生活館の法定点検を行うとともに、維持管理を行う地域町内会へ一定額の助成を行う。	市		

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 生活	<居住環境創出促進事業> 多様な居住ニーズに応える住まいの選択肢を確保するため、安心して暮らせる環境づくりを目指し、民間事業者による賃貸住宅の建設や既存住宅ストックの有効活用を支援する。	市	当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
		<住宅取得・リフォーム支援事業> 移住・定住促進と住環境の向上を図るため、持続可能な住まいづくりを支援し、住宅の取得やリフォームに係る費用の一部を助成する。	市	
		<結婚新生活支援事業> 経済的理由により結婚に踏み出せない低所得者を対象に、婚姻後の住宅賃貸費用や引越し費用の支援を行う。	市	
		<空き家等対策> 空き家の有効活用や除却等、市民生活の安心安全の確保及び景観を含めた環境保全を図るため、市内の空き家解消に向けた取組を継続する。	市	
	環境	<共同浴場管理業務> 浴室のない住宅に入居する市民の公衆衛生を確保するため市内2か所の共同浴場の維持管理を行う。	市	
		<し尿処理場管理業務> 公共下水道、浄化槽が未整備の地域が多い本市において、衛生的な生活環境を維持するため、し尿処理場である夕張市汚泥再生処理センターの維持管理を行う。	市	
		<じん芥埋立処分場維持管理> 市の一般廃棄物を埋め立て処分している富野じん芥埋立処分施設の維持管理及び定期的な測量等を行い、施設の延命化を図る。	市	
		<葬斎苑管理事業> 市内唯一の火葬場である葬斎苑の火葬炉の維持管理及び定期的な炉の修繕を行う。	市	

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	<ズリ山管理> 市民の安全確保のため、堆積したズリの除去等対策工事を行う。	市	当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
	(8) その他	<容器包装リサイクル事業> リサイクル施設整備・完全10品目の分別収集	市	

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

①児童福祉

子ども・子育てを取り巻く環境は、急速な少子化の進行、子育ての負担や不安・孤立感等、様々な問題を抱えているが、次代を担う子どもの健全な育成と保護は最も重要な課題であり、今後、ますます多様化するニーズに対し、子どもの教育、保育、子育て支援を総合的に進めていく必要がある。また、家庭や地域社会が一体となって、全ての家庭が安心して子どもを産み育てられることができる環境づくりを推進する必要がある。

本市は、人口減少に伴う子どもの減少に対応し、保育所の一部統廃合を以前より行っており、令和3年4月には、認可保育所や幼稚園の施設の老朽化、職員の人員配置等の課題を解消すべく、保育所1園と幼稚園を統合再編し、認定こども園「ゆうばり丘の上こども園」を開設した。令和7年4月1日現在は、認定こども園1園、認可保育所1園、認可外保育施設1園が設置されており、入所児童数は69名（うち認可外6名）である。

なお、今後も少子化が進行すると予想され、令和7年4月1日現在1園ある認可保育所についても認定こども園への統廃合に向けた検討等の見直しが必要である。

児童遊園（既存施設5か所）については、老朽化が進んでおり、今後も危険防止の観点から整備を図らなければならない状況にある。人口減少や少子化に伴い、子どもの遊び場等を含め全市的に施設の見直しを行い、世代間で利用できるような整備充実を図る必要がある。

また、拠点複合施設「りすた」における子どもの居場所づくりについては、今後永続的に実施していくために更なる環境整備が必要である。

ひとり親世帯は、生計維持と子育ての2つの役割を1人で担わなければならないが、就労や生活面で様々な課題を抱えることが多く、こうしたことに対する相談機能の強化の他、母子家庭の経済的な自立を促進するための就労支援策の充実等が必要である。

これら課題に対処するため、令和7年3月には「第3期夕張市子ども・子育て支援事業計画」を策定しており、その実現を図ることにより、今後の福祉対策を促進する。

②高齢者福祉

本市は炭鉱の閉山による幼年、生産年齢人口の大幅な減少に伴い、令和7年1月1日現在人口に占める65歳以上の高齢者比率は54.1%の高率を示しており、全道平均の33.4%を大きく上回り、全道の市町村の中で2番目に高い割合となっている。

今後着実に進行する高齢化社会に対応する高齢者福祉対策は重要な課題であり、今後ますます多様化する福祉ニーズに対し、保健・福祉・教育・雇用・住宅・いきがい等広範にわたって総合的な施策を展開する必要がある。

これら施策に対処するため、令和6年3月には「夕張市第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定しており、その実現を図ることにより、今後の福祉対策を促進する。

③障がい者（児）福祉

障がいのある人や介護者の高齢化、障がいの重度化・重複化が進む中、多様なニーズに対応し、

障がいのある人が地域で安心して生活を送ることができるよう、地域生活支援体制の充実、自立と社会参加の促進、生活環境の整備等障がい者施策を総合的に推進していく必要がある。

これら施策に対処するため、令和6年3月には「第3次夕張市障がい者計画・第7期夕張市障がい福祉計画・第3期夕張市障がい児福祉計画」を策定しており、その実現を図ることにより、今後の福祉対策を促進する。

④労働福祉

市内企業は、中小・小規模事業者が多く、労働環境、福利厚生等を十分に整備する余力が少なく、人材確保や職場定着に向けた課題となっている。

⑤高齢者等の保健・介護

高齢化が進む中で、高齢者になっても生きがいに満ちた生活を送るためには、自ら積極的に社会参加し、生き生きと活動していくことが大切であり、そのためには若い時期から心身の健康保持増進に一人ひとりが努めることが基本となる。

したがって、糖尿病等の生活習慣病を予防するための意識の向上、健診の受診体制の整備、受診者の事後支援等、健康の増進と疾病予防・重症化予防の推進、さらには様々な社会的要因を背景に生じる精神保健への対応を含めた一連の健康づくり対策が必要である。

また、人口減少や高齢化は、高齢者のみならず、高齢者を介護する側、支え手が不足するという問題が生じる。

特に公的なサービスを補完する役割を果たしてきた老人クラブや町内会等住民組織の数も減ってきていることから、高齢者の福祉・保健・介護を推進する上で、抜本的な見直しが必要である。

今後更なる高齢化を見据え、自助・互助・共助・公助を基本としながら、高齢者が地域社会とのつながりを持ち続け、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが一体的に提供される支援体制づくりが求められている。

また、子育て世代に関しては、生活状況の多様化、少子化による社会的な孤立化等が問題となり、関係機関と連携しながら安心して子育てできる育児支援、特に妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の構築や健やかな子の成長発達を促す発達支援を推進する必要がある。

(2) その対策

①児童福祉

○令和3年4月に子育て支援の機能として「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、子どもの保育と発達支援・相談・援助の促進を図ってきたが、保健と福祉の両機能が一体的に相談支援を行うため令和8年度以降に組織を見直し、「こども家庭センター」を設置する。

また、地域、ボランティア、民生児童委員等の協力を得て、地域ぐるみでの子育ての不安の解消、育成指導体制の充実を図る。

○保育サービスについては、子どもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえて、乳幼児保育や障がい児保育等の様々な保育機能を拡充するとともに、認定こども園や保育所等子育て支援体制の充実を図る。

- ひとり親家庭が経済的に安定した生活が送れるよう就労の拡大に努め、自立のための貸付制度、児童手当、児童扶養手当等の諸制度の活用を進めるとともに、その生活実態を常に把握し、適切な指導並びに相談業務の充実促進を図る。
- 児童虐待の予防や早期発見、早期解決に向け、関係行政機関や民間団体、また、要保護児童対策地域協議会と連携しながら、地域住民と一体となって、子どもと子育て家庭の支援を行う。
- 小学校児童で、家庭における諸事情により下校後適切な保護を受けられない児童に対して学童保育所を運営し、児童の危険防止と健全育成の充実を図る。
- 児童遊園については、既存施設や都市公園、住宅に隣接する公園等を含めて今後の整備方針を検討し、世代間で利用できるよう整備を進める。
- 子育て支援機能等を有する拠点複合施設「りすた」をはじめとする市内施設を活用した、下校後の子どもの居場所づくりの整備を促進する。
- 認定こども園を活用した育児教室の開催、園庭開放等、子育て支援の充実を図る。また、施設を利用していない世帯の子どもの一時的な預かり事業を認定こども園及び認可保育所とともに継続して行う。
- 若い世代が安心して子育てができるよう、子育て世帯の経済的負担軽減のため、多子世帯の保育料等の軽減を図る。

②高齢者福祉

- 高齢者の各種福祉サービスと健康保持、学習、交流等の充実促進を図る。
- 介護保険制度による、介護予防及び健康づくり施策の充実・推進を図る。
- 体力的・経済的に除雪が困難なひとり暮らしの高齢者等に、安心して生活を営むことができるように、福祉除雪の支援を図る。
- 社会福祉協議会との連携の強化及び住民ボランティア等地域活動との連携の充実を図る。
- ひとり暮らしの高齢者等の安全を確保するため、緊急通報システムの整備を図る。
- 高齢者の閉じこもり防止、社会参加を促進するため、高齢者のバス料金の軽減を図る。
- 老人福祉会館を拠点とし、高齢者の社会参加、生きがい及び健康増進を図る。
- 地域福祉の活動の場となっているふれあいサロンとの連携を強化し、ふれあいサロンに行政窓口機能を設置して、高齢者等地域住民の利便性の向上と福祉の増進を図る。
- 地域住民が主体的に高齢者や障がい者の見守りや支え合い等の福祉活動に参加することで、生きがいや社会的役割を持ち、住民が気軽に集うことができる地域サロン活動等に対し、助成を行い、福祉活動の推進を図る。

③障がい者（児）福祉

- 関係機関との連携のもと相談支援体制の充実を図るとともに、事業者の参入を促進し、障害福祉サービス等の基盤整備及びその質の向上に努める。
- 障害福祉サービス事業所等における就労の場や障がい特性を踏まえた職域の開拓等就労機会の確保に努めるとともに、自主的活動や地域住民との交流の場の確保等自立と社会参加の促進を図る。
- 障がいに対する理解や認識を深めるための啓発活動の推進や公共的施設のバリアフリー化等

生活環境の整備に努める。

- 夕張市立病院の廃止により、透析治療のため市外に通院している患者のうち、公共交通機関等の利用が困難な患者への通院支援を行う。

④労働福祉

- 千歳夕張公共職業安定所等関係機関・団体と連携を密にし、働く側の都合に配慮した柔軟な「働き方」の導入・促進を図る等、誰もが活躍できる働く場づくりに努める。
- 夕張商工会議所等関係機関・団体と連携を密にし、定年延長や福利厚生事業等の労働条件の改善に努める。
- 労働者の福祉増進と健全な余暇活動を助長するため、公共施設の有効活用の促進を図る。

⑤高齢者等の保健・介護

- 成人、高齢者については、精神保健の維持・増進を含む健康知識の普及のための健康教育、疾病予防・重症化予防のための各種健康診査、がん検診等及び個人の健康課題に応じた健康相談、訪問指導を実施する。
- 高齢者等が、できるかぎり住み慣れた地域で生活を継続できるよう医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスを一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築・推進する。
- そのためには、高齢者自身が地域社会とのつながりを持ちつづけ、多様な主体による生活支援サービスの充実を図り、医療と介護サービスを連携させ、切れ目のないサービス提供体制を目指す。
- 乳幼児の健康状況を把握し関係機関との連携を図りながら適切な支援を行う健康診査の実施や妊娠期からの面接相談を実施する等して、母親との関係を築きながら切れ目のない子育て支援に重点を置いた子育て世代包括支援センターを開設し、支援体制の構築を図る。
- 市内在住の子育て世代の負担軽減策として、乳幼児等医療費の無償化を行う。

(3) 計画

別表のとおり

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境の 確保、高齢者 等の保健及 び福祉の向 上及び増進	(8) 過疎地域持続的発 展特別事業 児童福祉	<認定こども園等を活用した子育て支援体制の強化> 認定こども園等を活用し、継続事業である一時預かり事業や子育て支援体制を整備、強化を目指す。	市	当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
		<保育協会運営費補助> 認定こども園及び市内1か所の認可保育所の運営を継続させ、未就学児童を持つ親が子どもを預ける場の確保を図る。	市	
		<公立学童保育所運営> 共働きの親を持つ小学校に就学している児童の危険防止、健全育成を目的に市内2か所に学童保育所を設置する。	市	
		<子どもの居場所づくり事業> 下校後の児童の遊び場の確保等を目的とした、子どもの居場所づくりを行う。	市	
		<子育て世帯の経済的負担の軽減> 若い世代が安心して子育てができるよう、多子世帯の保育料等の軽減や中学生までの医療費の無料化等により子育て世帯の経済的な負担軽減を図る。	市	
		<子育て世代包括支援センターの活動> 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の相談拠点として、特に妊娠期からの母子保健や子育て支援機能を強化する。	市	
		<こども家庭センターの活動> 「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の設立意義や機能を維持した上で組織を見直し、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う。	市	
	高齢者・障害者福祉	<老人福祉会館運営費補助> 高齢者の引きこもり防止や健康増進のため、会館の指定管理者に運営補助を行い、市内唯一の高齢者交流の場の維持存続を図る。	市	

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の 確保、高齢者 等の保健及 び福祉の向 上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	<高齢者公共交通利用者負担軽減事業> 70歳以上の高齢者に対し、片道自己負担100円の敬老パスを交付し、高齢者の外出機会・社会参画の増大を図る。	市	当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
		<緊急通報システム運用> 高齢者や体調に不安のある単身者に、緊急通報が可能な機材を配布し、市民の安全安心のため万一の事態に備える。	市	
		<高齢者住宅福祉除雪事業> 体力的・経済的に除雪が困難なひとり暮らしの高齢者等で、地域や家族の援助を受けられない方に対して福祉除雪を行う。	市	
		<社会福祉協議会事業費補助> 社会福祉協議会による地域の福祉増進を図るため、高齢者等を対象としたサービスや事業実施に係る補助を行う。	市	
		<地域サロン活動推進事業> 高齢者や障がい者の見守りや支えあい等の福祉活動を推進するため、地域サロン活動に対する補助を行う。	市	
		<じん臓機能障がい者通院移送支援> 夕張市立病院の廃止により、透析治療のため市外に通院している患者のうち、公共交通機関等の利用が困難な患者へ通院支援を行う。	市	
		<障がい児保育> 特別児童扶養手当受給者等の扶養児童の福祉の向上を図るため、当該児童が認定こども園に入所した際、保育協会へ補助を行う。	市	
	その他	<行政窓口設置事業> 窓口行政の利便性を図るため、閉鎖した旧連絡所等4か所を活用して、南北に細長い地域の住民窓口を開設する。	市	
(9) その他	<児童遊園の整備>	市		

8. 医療の確保

(1) 現況と問題点

本市には、市立診療所をはじめとして、7か所の医療機関があり、高齢社会に対応した医療の確保と医療・介護を包括的に連携させたサービスの提供が求められている。

地域医療を確保するためには、市内で唯一の有床医療機関である市立診療所を中心に、市内の医療機関が一次医療を担い、高度な専門医療は市外の医療機関と連携し機能を分化することが必要である。

施設の老朽化が著しいことなどから、市立診療所は、令和5年9月に移転改築をしている。地域医療の中核を担う施設として、限られた医療資源を有効に活用しながら、持続可能な医療提供体制を維持していく必要がある。

(2) その対策

- 地域医療を確保するため、有床診療所である市立診療所と市内外の医療機関との連携により、医療体制の充実を図る。
- 疾病予防や早期発見、リハビリや在宅療養を推進するため、医療・保健・福祉サービスを連携させ切れ目のない支援が受けられる地域包括ケアシステムを構築する。
- 住み慣れた自宅や地域で療養しながら生活を送れるよう、訪問診療や訪問看護等の在宅医療を推進する。
- 市立診療所の診療体制を充実させ市内医療機関の協力により初期救急医療の安定的な確保を図る。さらには市外医療機関との広域連携を図り、二次・三次救急医療に対応する。
- 市立診療所の診療体制を充実させるために、引き続きへき地診療所の認定を受け、社会医療法人等からの支援を受ける。
- 市立診療所の医療従事者等を確保するため、総合的な政策の中で住宅の整備を取り進める。

(3) 計画

別表のとおり

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設 診療所	<医師等住宅改築> 市立診療所及び介護医療院の医師等の住宅改築工事。	市	

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 医療の確保	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	<p><市立診療所病床維持負担> 不採算である病床を維持するため、市立診療所指定管理者の運営費の一部を負担する。</p>	市	当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
		<p><休日・夜間緊急医療体制補助> 平日夜間（17時30分から21時まで）及び休日の救急医療体制確保するため、輪番制で対応している医師会及び市立診療所指定管理者へ助成する。</p>	市	
		<p><初期救急医療確保対策> 市立診療所の医療体制の確保に対する助成及び深夜等、市内医療機関が輪番制で対応する時間以外の初期救急受入れに要する経費の一部を受入れ実績に応じて助成する。</p>	市	
		<p><訪問看護ステーション設置負担> 在宅療養を要する患者へ看護師を派遣する訪問看護ステーションを維持するため、運営事業者の運営費の一部を負担する。</p>	市	

9. 教育の振興

(1) 現況と問題点

①小中学校

市内小中学校のあり方については、平成 17 年 9 月に「夕張市小・中学校適正配置検討委員会」から、「学校数は中学校 3 校、小学校 3 校～4 校程度とするのが望ましいが、児童生徒数の減少の状況によっては更に検討が必要である」旨の答申があったところである。しかし、その翌年には市の財政問題が明らかになったことに伴い、1 年間で 50 名以上の児童生徒数が減少したこと等から、子ども達の教育環境の充実のためにも早急に学校の統廃合を進めることが必要な状況となった。このことを踏まえ、平成 19 年 11 月に長期的見通しに立った「夕張市小・中学校統合に関わる方針」を決定し、この中で今後の市内小・中学校の配置については、各 1 校体制とすることとなったことから、小学校は当時の清水沢小学校を大規模改修した上で、平成 23 年 4 月に統合、また、中学校についても当時の清水沢中学校を大規模改修し平成 22 年 4 月に統合した。

現在、全児童生徒の約 6 割が路線バス及びスクールバスを利用して通学しており、安全・安心な通学体制の確保が課題となっている。

また、小・中学校及び道立高校が清水沢地区に集約されたことから、各学校間の連携・交流を通じた教育活動の展開や、義務教育 9 年間の児童生徒の学びを支えるべく令和 6 年度から実施した小中一貫教育の更なる充実に向けた取組を進めている。

学校施設については、統合時の大規模改修により耐震化は実施済みであるが、今後、次期改修周期を迎える他、大規模改修時期に対象外であった設備等の老朽化が見られることから、計画的な対策を進め建物の長寿命化を行うが、老朽度調査等により長寿命化が困難である場合やトータルコストの試算の結果、統廃合等にコスト軽減が見込まれるときは建替えも検討する。

②高等学校

市内唯一の高校である夕張高等学校においては、夕張市内の児童数が減少したことから夕張高校の入学者・生徒数も減少しており、平成 27 年度以降は、1 学年 1 学級の状態が続いている。さらに平成 27 年に実施した夕張中学校生徒へのアンケート調査では、夕張高校に進学を希望する生徒は約 30%に留まり、入学者減少の懸念、さらに高校の存続そのものが危ぶまれた。

そこで、地域に高校がなくなることによる市への影響を懸念し、高校の魅力を高めることによって入学者数の確保と地域の教育環境の維持を図ることを目的として、「夕張高校魅力化プロジェクト」を立ち上げている。

このプロジェクトは市内の有志職員からなるワーキンググループにより検討を重ね、平成 28 年度の財政再生計画の抜本見直しにおいて、本市の主要施策の一つとして位置づけをしている。平成 29 年度からは同校の魅力化推進に向けた本格的な事業実施に取り組んでおり、入学支援補助や公設塾等の取組を実施し、子育て世代の流出防止に努めている。

令和 6 年度に実施した中学生へのアンケート調査では、夕張高校に進学を希望する生徒は約 60%と増加しており、これまでの取組の成果と言える。

今後も、夕張高校の各種活動に対する支援に加え、独自の魅力あるカリキュラムづくりや市内児童数の推移も踏まえて市外からの生徒受入れも推進していく。

③社会教育施設

市民講座や公民館活動の拠点の一つであった夕張市公民館は、市の財政破綻により平成 18 年度末で閉鎖され、市民の趣味・教養・レクリエーション活動の拠点は、清水沢地区公民館に集約され、図書活動の拠点であった夕張市立図書館についても、最低限の図書館機能を継承するため、平成 19 年 4 月に夕張保健福祉センター内に「ゆうばり図書コーナー」として設置された。

しかし、施設の老朽化及び耐震化等の課題があったことから、「夕張市まちづくりマスタープラン」に基づくコンパクトシティ化構想の実現に向けて、「拠点複合施設りすた」を建設する中で、清水沢公民館及びゆうばり図書コーナーの機能を集約し新たに令和 2 年 3 月に供用開始した。

拠点複合施設は、今後、市民が心豊かに生活をおくることができるように建設されたものであり、施設の活用にあたっては生涯にわたりスポーツや文化に親しみ、生きがいの感じられる生涯学習社会の実現に向け、その中核的な役割を担うことが可能となるよう、市民ニーズに即応した施策を進めていく必要がある。

また、図書コーナーについても、蔵書の充実や利用者の利便性の向上、市民ボランティアの協力等により運営の充実を図る必要がある。

美術品の管理についても、夕張市美術館が解体されたことから、令和 7 年度現在市内の公共施設を利用して行っているが、市民の鑑賞機会の提供と収蔵作品の有効活用を継続して図っていく必要がある。

④体育施設

本市には、体育施設として文化スポーツセンター、テニスコート、サッカー場や野球場を主とする平和運動公園等があるが、これらの管理運営業務は NPO 法人化した夕張市体育協会にアウトソーシングし、市民の健康増進はもちろん、雇用の場の創出にも寄与してきた。

今後も、公共施設予約システムの導入など運用の効率化や利便性の向上に努めながら交流人口の拡大を目指していくこととなる。

しかし、これらの施設はいずれも建設後 20 年以上が経過する中で老朽化が顕著となっており、計画的な修繕や抜本的な改修が必要となってきた。

また、市営野球場、紅葉山パークゴルフ場、清水沢プールについては、引き続き、施設活用の円滑化と市民利用の促進を図らなければならないが、これらについても施設の老朽化は否めず、施設を維持するか否かの検討の上についた解体等の対応も必要である。

なお、これらの施設において開催されるスポーツ大会等の実施にあたっては、主催者や各種競技団体との連携を図りながら、スポーツ振興と施設の有効活用を行っていくことが重要である。

⑤集会施設等

本市のコンパクトシティ化を推進するにあたり、その拠点都市として位置付けた南清水沢地区において、生活利便性機能の誘導や公共的な機能の集約・複合化して都市拠点機能の強化を図るため、拠点複合施設を整備し令和 2 年 3 月から供用開始している。

(2) その対策

①小中学校

市の施策として小中学校の再編を進めたことから、安全・安心な通学体制の確保に努める。また、夕張ならではの地域資源を活用した小中高での一貫した教育や、小中一貫教育の推進に係り ICT 機器やデジタル教材を活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に努める。

②高等学校

「夕張高校魅力化プロジェクト」を推進する中で、夕張ならではの特色ある学びを通して将来の夕張を担う人材の育成に取り組むとともに、令和 6 年度より設置した公設寮を活用し、市外からの生徒受入れも行っていくことにより、入学者数の確保に努める。

また、高校のみならず小中学校との連携による小中高一貫した郷土愛教育を実践することで、生徒自身が地域に愛着を持ち、将来的に地域の担い手として UI ターンにつながる取組を推進する。

③社会教育施設

生涯学習活動や図書活動等については、各種市民団体やサークル等と連携を図るとともに、これらの活動を支援するため、生涯学習推進に係る人材の確保と育成、施設の維持と機能の充実に努めていく。

④体育施設

NPO 法人化した体育協会が運営する総合型地域スポーツクラブを支援し、市有施設の管理運営をアウトソーシングし、雇用の場の創出及び市民の健康増進に取り組む。

また、必要な施設設備の維持補修については、管理者との協議により対応を図る。

⑤集会施設等

拠点複合施設における交通結節点、子育て支援、図書館、その他のほか、市民活動の場としての多目的ホールと新たに整備する市庁舎の集会施設が相互に連動しながら、集会施設等としてのより一層の機能強化を図り、全世代の市民が集う交流の場づくりを目指す。

(3) 計画

別表のとおり

事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	< 小学校電気設備等改修事業 > 国の地球温暖化対策計画（平成 28 年 5 月閣議 決定）に基づき、照明 LED 化を実施するもの。	市	
		< 中学校電気設備等改修事業 > 国の地球温暖化対策計画（平成 28 年 5 月閣議 決定）に基づき、照明 LED 化を実施するもの。	市	

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設 校舎 その他	<児童生徒情報化促進事業> GIGA スクール構想に基づき市内小中学校 2 校の学習者用端末及びそれに係る校内無線ネットワーク環境を整備する。	市	
	(3)集会施設、体育施設等 体育施設 集会施設等	<体育施設改修事業>	市	
		<市民交流空間整備> 市庁舎に多目的な集会施設を備える。	市	
	(4)過疎地域持続的発展 特別事業 義務教育	<小学校通学援助> 学校統合により遠距離通学が必要となった児童の通学の足を確保するため、路線バスを利用する児童に対しバス定期代を負担する。	市	当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
		<中学校通学援助> 学校統合により遠距離通学が必要となった生徒の通学の足を確保するため、路線バスを利用する生徒に対しバス定期代を負担する。	市	
		<スクールバス運営> 学校統合により遠距離通学が必要となった児童生徒の通学の足を確保するため、一部路線でスクールバスを運行する。	市	
		<遠距離通学等支援> 特別支援学級在籍や特別な配慮を必要とする児童生徒の安全確保のため、タクシー会社による輸送を行う。	市	
		<児童・生徒通学安全対策事業> 児童生徒の安全安心のため、通学バス添乗員の配置を行う。	市	
		<特別支援教育支援員配置事業> 小中学校に在籍する教育上特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対し、適切な教育を行うための支援員を配置する。	市	
		<児童生徒芸術鑑賞補助> 児童生徒の情操のかん養のため、芸術文化鑑賞会開催に係る補助を行う。	市	

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展 特別事業 高等学校	<高校魅力化事業> 市内唯一の高校である夕張高校の魅力化を進めるため、入学支援補助や海外短期留学補助、公設塾の運営等を行う他、市外生徒受入れも推進する。	市	当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
		<高校生通学給付事業> 市内唯一の高校である夕張高校に路線バスを利用し通学する生徒に対し、定期券購入費を負担する。	市	
	生涯学習・スポーツ	<美術品管理事業> 市民の財産である美術品を市内公共施設等で展示公開する等有効活用を図るため、美術品の適正な管理を行う。	市	

10. 集落の整備

(1) 現況と問題点

本市は、炭鉱都市特有の地勢から、夕張川流域並びにその支流に集落が点在しており、そのほとんどは旧炭鉱所在地ごとに市街地が形成されている。

人口減少と高齢化の急速な進行とともに、老朽化したコミュニティ施設の維持管理や集落における自主防災機能の維持が困難となってきている。

集落の中には、老朽化した公営住宅が多く存在するところもあり、空戸も多いが居住者が安心して暮らせる集落整備を進める。また、夕張市まちづくりマスタープランで定める拠点地区に都市機能を集積し、暮らしやすい環境を形成する。

(2) その対策

- 夕張市の将来のあるべき姿を具体的に明示し、地域におけるまちづくりの課題とこれに対応した整備等の方針を明らかにするため策定した、「夕張市まちづくりマスタープラン」及び「夕張市立地適正化計画」に基づき、持続的でコンパクトなまちづくりを進めていく。
- 集落としての自主防災機能を維持するために、生活館等のコミュニティ施設の自主的な運営・管理を促進する。
- 市庁舎周辺に公園などの必要な都市機能を誘導することで、コンパクトなまちづくりの中核となる拠点形成を図る。

1 1. 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

①芸術文化活動

芸術文化活動については、心の豊かさを求め、精神的ゆとりを大切にする市民層が増えていることから、夕張の歴史を語る郷土資料を守る活動、貴重な動植物が生息する夕張岳の自然環境を守る活動、各種発表会の開催等を支援する事業を行っているが、今後もこれらの活動に加え、拠点複合施設「りすた」のギャラリーを活用した絵画等の発表の場の確保や、「児童生徒の芸術鑑賞教室」による芸術鑑賞機会の充実を図る必要がある。

また市民の自主的な文化活動の促進と支援、芸術文化に関する情報提供の拡充を図るとともに、歴史的文化遺産の保存・継承もあわせ、地域の歴史や文化を活かしたまちづくりについて検討する必要がある。

②郷土文化施設

日本の産業の礎を築いた石炭に関する知見を後世に伝えるため、昭和 55 年に開館した夕張市石炭博物館は、石炭の生成、採炭技術の変遷、炭鉱の歴史等、その展示内容は様々な分野に及んでいる。実際に採炭で使用されていた坑道は「誰でも見学できる炭鉱の坑道」としては国内で唯一で極めて貴重なものとなっている。

しかしながら、開館以来 30 年以上に渡って展示等のリニューアルが行われてこなかったこと、見学坑道である模擬坑道の老朽化が著しいことから、平成 28 年に模擬坑道、平成 29 年に石炭博物館本館の大改修工事を実施したところである。

こうした中、平成 31 年 4 月 18 日に模擬坑道内で火災が発生し、「旧北炭夕張炭鉱模擬坑道（国登録有形文化財）」は令和 7 年 4 月復旧工事が完了し再開した。本市における地域再生に極めて重要な施設であることから、「再生夕張」の象徴として位置づけ地域文化の振興と地域の再生に繋がる取組を進めていく。

また、老朽化が顕著となっており、計画的な修繕や抜本的な改修が必要となってきている。

(2) その対策

①芸術文化活動

郷土資料を守る活動や夕張岳の自然環境を守る活動等、関係機関や市民団体と連携して情報の発信、啓蒙活動等に取り組むとともに、市民の自主的な文化活動の支援や芸術文化に関する情報提供の拡充、さらに文化遺産の保存と継承についても検討する。

また、拠点複合施設「りすた」を活用し、市内の芸術愛好家等に作品の発表の場を確保するとともに、市民に対し芸術作品の鑑賞機会の拡大を図る。また、次世代を担う児童生徒に対し、生の舞台芸術に接する機会を設けるため、芸術鑑賞事業の実施を行う。

②郷土文化施設

補助金や基金を利用し、石炭博物館及びその周辺の文化施設等の維持補修を行うとともに、石炭に関する知識の無い人たちにも理解できる展示内容へ魅力向上を実施し、子どもたちの学習への

支援に資する内容となるようにする。

今後は、「出来あがったものを見せる」という従来の枠にとらわれない、市内外の様々な方たちの協力を得てみんなで作り上げていく、作っていく過程が見えるような博物館を実現することで、学習の場のみならずコミュニティ形成の場ともなる施設を目指すものとする。

(3) 計画

別表のとおり

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
10 地域文化の 振興等	(1)地域文化振興施設等 地域文化振興施設	<石炭博物館施設改修事業>	市	
		<石炭博物館電気設備更新事業> 石炭博物館内電気設備に含まれている低濃度 PCB 処分に伴う機器更新を実施するもの。	市	
	(2)過疎地域持続的発展 特別事業 地域文化振興	<石炭博物館管理> 炭鉱の歴史等石炭に関する知見を後世に継承 するため、市の貴重な郷土文化施設である石炭 博物館を管理運営する。	市	

12. 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

市内に数多く残る災害のリスクを有するズリ山の一部では、水洗炭事業に取り組み、ズリ山の安定化を図るとともに採取したズリを販売するなど有効利用している他、農業用暗渠排水材としての活用の可能性も把握されており、今後も、本市の特色を活かした再生可能エネルギー利用の可能性について検討していく必要がある。

(2) その対策

○ズリ山の水洗炭事業における需要拡大を想定した、生産規模拡大に向けた性能品質試験及び暗渠排水材としての性能品質試験を実施する。

(3) 計画

別表のとおり

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
11 再生可能エネルギーの 利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展 特別事業 再生可能エネルギー 利用	<ズリ山水洗炭> 生産規模を拡大する場合に性能品質試験棟を 実施する。	市	当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。

事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流 の促進、人材 育成	(4) 過疎地域持続的発展 特別事業 移住・定住	<関係人口創出事業> 夕張 Likers の取組を通じて継続的に関わりを 持つネットワークを広げることで、関係人口創 出拡大を図る。	市	当該施策は、 地域の持続 的発展に資 するもので あり、その効 果は将来に 及ぶもので ある。
		<移住・定住促進事業> 情報発信の強化等により、創出した関係人口・ 交流人口を移住・定住に繋げる取組の推進を図 る。	市	
	地域間交流	<地域おこし協力隊派遣事業> 地域経済活性化のため、新たな視点を持った人 材を確保し、交流人口の増加を図る。	市	
	<地方創生加速化事業> スポーツ合宿誘致等により交流人口の増加を 図る。	市		
	<炭鉄港推進協議会負担金> 日本遺産登録された「炭鉄港」に係る取組を推 進するため、当協議会へ負担する。	市		
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	<遊休地有効利用対策事業> 夕張メロンの生産基盤強化を図るため、遊休地 の地力維持増進を進める。	市	当該施策は、 地域の持続 的発展に資 するもので あり、その効 果は将来に 及ぶもので ある。
5 生活環境の整 備	(7) 過疎地域持続的発展 特別事業 生活	<老朽市営住宅除却> 老朽且つ危険な住宅の除却を行い、住宅管理戸 数の適正化及び市民の安全安心を確保する。	市	当該施策は、 地域の持続 的発展に資 するもので あり、その効 果は将来に 及ぶもので ある。
		<不用公共施設除却> 倒壊の恐れ等がある老朽危険建物の除却を行 い市民の安全安心を確保する。	市	
		<生活館管理等業務> 地域住民のコミュニケーションの場である生 活館の法定点検を行うとともに、維持管理を行 う地域町内会へ一定額の助成を行う。	市	

5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展 特別事業 生活	<居住環境創出促進事業> 多様な居住ニーズに応える住まいの選択肢を確保するため、安心して暮らせる環境づくりを目指し、民間事業者による賃貸住宅の建設や既存住宅ストックの有効活用を支援する。	市	当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
		<住宅取得・リフォーム支援事業> 移住・定住促進と住環境の向上を図るため、持続可能な住まいづくりを支援し、住宅の取得やリフォームに係る費用の一部を助成する。	市	
		<結婚新生活支援事業> 経済的理由により結婚に踏み出せない低所得者を対象に、婚姻後の住宅賃貸費用や引越し費用の支援を行う。	市	
	環境	<空き家等対策> 空き家の有効活用や除却等、市民生活の安心安全の確保及び景観を含めた環境保全を図るため、市内の空き家解消に向けた取組を継続する。	市	
		<共同浴場管理業務> 浴室のない住宅に入居する市民の公衆衛生を確保するため市内 2 か所の共同浴場の維持管理を行う。	市	
		<し尿処理場管理業務> 公共下水道、浄化槽が未整備の地域が多い本市において、衛生的な生活環境を維持するため、し尿処理場である夕張市汚泥再生処理センターの維持管理を行う。	市	
		<じん芥埋立処分場維持管理> 市の一般廃棄物を埋め立て処分している富野じん芥埋立処分施設の維持管理及び定期的な測量等を行い、施設の延命化を図る。	市	
		<葬斎苑管理事業> 市内唯一の火葬場である葬斎苑の火葬炉の維持管理及び定期的な炉の修繕を行う。	市	
		<ズリ山管理> 市民の安全確保のため、堆積したズリの除去等対策工事を行う。	市	
その他				

6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	<認定こども園等を活用した子育て支援体制の強化> 認定こども園等を活用し、継続事業である一時預かり事業や子育て支援体制を整備、強化を目指す。	市	当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
		<保育協会運営費補助> 認定こども園及び市内 1 か所の認可保育所の運営を継続させ、未就学児童を持つ親が子どもを預ける場の確保を図る。	市	
		<公立学童保育所運営> 共働きの親を持つ小学校に就学している児童の危険防止、健全育成を目的に市内 2 か所に学童保育所を設置する。	市	
		<子どもの居場所づくり事業> 下校後の児童の遊び場の確保等を目的とした、子どもの居場所づくりを行う。	市	
		<子育て世帯の経済的負担の軽減> 若い世代が安心して子育てができるよう、多子世帯の保育料等の軽減や中学生までの医療費の無料化等により子育て世帯の経済的な負担軽減を図る。	市	
		<子育て世代包括支援センターの活動> 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の相談拠点として、特に妊娠期からの母子保健や子育て支援機能を強化する。	市	
		<こども家庭センターの活動> 「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の設立意義や機能を維持した上で組織を見直し、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う。	市	
	高齢者・障害者福祉	<老人福祉会館運営費補助> 高齢者の引きこもり防止や健康増進のため、会館の指定管理者に運営補助を行い、市内唯一の高齢者交流の場の維持継続を図る。	市	
		<高齢者公共交通利用者負担軽減事業> 70 歳以上の高齢者に対し、片道自己負担 100 円の敬老バスを交付し、高齢者の外出機会・社会参画の増大を図る。	市	

6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	<緊急通報システム運用> 高齢者や体調に不安のある単身者に、緊急通報が可能な機材を配布し、市民の安全安心のため万一の事態に備える。	市	当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
		<高齢者住宅福祉除雪事業> 体力的・経済的に除雪が困難なひとり暮らしの高齢者等で、地域や家族の援助を受けられない方に対して福祉除雪を行う。	市	
		<社会福祉協議会事業費補助> 社会福祉協議会による地域の福祉増進を図るため、高齢者等を対象としたサービスや事業実施に係る補助を行う。	市	
		<地域サロン活動推進事業> 高齢者や障がい者の見守りや支えあい等の福祉活動を推進するため、地域サロン活動に対する補助を行う。	市	
		<じん臓機能障がい者通院移送支援> 夕張市立病院の廃止により、透析治療のため市外に通院している患者のうち、公共交通機関等の利用が困難な患者へ通院支援を行う。	市	
		<障がい児保育> 特別児童扶養手当受給者等の扶養児童の福祉の向上を図るため、当該児童が認定こども園に入所した際、保育協会へ補助を行う。	市	
	その他	<行政窓口設置事業> 窓口行政の利便性を図るため、閉鎖した旧連絡所等4か所を活用して、南北に細長い地域の住民窓口を開設する。	市	
7 医療の確保	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	<市立診療所病床維持負担> 不採算である病床を維持するため、市立診療所指定管理者の運営費の一部を負担する。	市	当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
		<休日・夜間緊急医療体制補助> 平日夜間（17時30分から21時まで）及び休日の救急医療体制確保するため、輪番制で対応している医師会及び市立診療所指定管理者へ助成する。	市	

7 医療の確保	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	<p><初期救急医療確保対策></p> <p>市立診療所の医療体制の確保に対する助成及び深夜等、市内医療機関が輪番制で対応する時間以外の初期救急受入れに要する経費の一部を受入れ実績に応じて助成する。</p>	市	当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
		<p><訪問看護ステーション設置負担></p> <p>在宅療養を要する患者へ看護師を派遣する訪問看護ステーションを維持するため、運営事業者の運営費の一部を負担する。</p>	市	
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	<p><小学校通学援助></p> <p>学校統合により遠距離通学が必要となった児童の通学の足を確保するため、路線バスを利用する児童に対しバス定期代を負担する。</p>	市	当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
		<p><中学校通学援助></p> <p>学校統合により遠距離通学が必要となった生徒の通学の足を確保するため、路線バスを利用する生徒に対しバス定期代を負担する。</p>	市	
		<p><スクールバス運営></p> <p>学校統合により遠距離通学が必要となった児童生徒の通学の足を確保するため、一部路線でスクールバスを運行する。</p>	市	
		<p><遠距離通学等支援></p> <p>特別支援学級在籍や特別な配慮を必要とする児童生徒の安全確保のため、タクシー会社による輸送を行う。</p>	市	
		<p><児童・生徒通学安全対策事業></p> <p>児童生徒の安全安心のため、通学バス添乗員の配置を行う。</p>	市	
		<p><特別支援教育支援員配置事業></p> <p>小中学校に在籍する教育上特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対し、適切な教育を行うための支援員を配置する。</p>	市	
		<p><児童生徒芸術鑑賞補助></p> <p>児童生徒の情操のかん養のため、芸術文化鑑賞会開催に係る補助を行う。</p>	市	

8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展 特別事業 高等学校	<p><高校魅力化事業></p> <p>市内唯一の高校である夕張高校の魅力化を進めるため、入学支援補助や海外短期留学補助、公設塾の運営等を行う他、市外生徒受入れも推進する。</p>	市	当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
		<p><高校生通学給付事業></p> <p>市内唯一の高校である夕張高校に路線バスを利用し通学する生徒に対し、定期券購入費を負担する。</p>	市	
		<p>生涯学習・スポーツ</p> <p><美術品管理事業></p> <p>市民の財産である美術品を市内公共施設等で展示公開する等有効活用を図るため、美術品の適正な管理を行う。</p>	市	
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展 特別事業 地域文化振興	<p><石炭博物館管理></p> <p>炭鉱の歴史等石炭に関する知見を後世に継承するため、市の貴重な郷土文化施設である石炭博物館を管理運営する。</p>	市	当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展 特別事業 再生可能エネルギー利用	<p><ズリ山水洗炭></p> <p>生産規模を拡大する場合に性能品質試験棟を実施する。</p>	市	当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。

報告第1号

例月現金出納検査の結果について

例月現金出納検査の結果につき、夕張市監査委員から別紙のとおり報告があった。

令和8年3月4日提出

夕張市議会議長 大山修二

夕張市監査第 68 号
令和 7 年 12 月 26 日

夕張市議会議長 大山 修二 様

夕張市監査委員 小林 尚文
夕張市監査委員 千葉 勝

例月現金出納検査の報告について

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定に基づき実施した例月現金出納検査について、同条第 1 項の規定によりその結果を下記のとおり報告します。

記

本審査は、夕張市監査基準第 4 条第 1 項第 10 号の規定に準拠し実施した。

1. 検査の種類 地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定による検査
2. 検査の対象 一般会計・各特別会計・歳入歳出外・基金・団体会計、企業会計の現金出納【令和 7 年度 11 月分】
3. 検査の着眼点 現金の出納事務が正確に行われているか
4. 主な実施内容 下記の点に主眼をおき、通常実施すべき検査手続により実施。
 - (1) 各検査対象の関係資料の計数は正確か。
 - (2) 現金出納調・出納計算書・歳計現金在額報告書・預金残高内訳表・預金通帳と現金残高が一致しているか。
 - (3) 関係諸帳簿は適切に処理されているか。
5. 実施場所 夕張市監査事務局
6. 実施日 令和 7 年 12 月 26 日（金）
7. 検査の結果 夕張市監査基準に準拠し検査した結果は下記のとおり。
 - (1) 各検査資料の計数を確認した結果、誤りはなかった。
 - (2) 現金預金残高は各資料・預金通帳と一致していた。
 - (3) 関係諸帳簿を確認した結果、適正に処理されていた。



第1号表

各会計現金出納調

(令和7年11月28日現在)

令和7年度

(単位: 円)

会計別	収 入			支 出			差引残高
	前月末累計残	本月の収入	本月末累計残	前月末累計残	本月の支出	本月末累計残	
一般会計	4,695,655,698	1,098,959,871	5,794,615,569	4,636,876,147	285,713,985	4,922,590,132	872,025,437
歳入金	4,675,655,698	1,238,959,871	5,914,615,569				
一時借入金	0	0	0				
一時運用金	20,000,000	△ 140,000,000	△ 120,000,000				
国民健康保険事業会計	436,100,041	99,150,683	535,250,724	431,368,089	81,301,932	512,670,021	22,580,703
歳入金	376,100,041	59,150,683	435,250,724				
一時借入金	0	0	0				
一時運用金	60,000,000	40,000,000	100,000,000				
市場事業会計	0	0	0	0	0	0	0
歳入金	0	0	0				
一時借入金	0	0	0				
一時運用金	0	0	0				
介護保険事業会計	753,839,490	165,353,140	919,192,630	726,316,689	143,481,377	869,798,066	49,394,564
歳入金	813,839,490	105,353,140	919,192,630				
一時借入金	0	0	0				
一時運用金	△ 60,000,000	60,000,000	0				
後期高齢者事業会計	74,767,450	28,664,000	103,431,450	72,490,290	20,430,626	92,920,916	10,510,534
歳入金	64,767,450	18,664,000	83,431,450				
一時借入金	0	0	0				
一時運用金	10,000,000	10,000,000	20,000,000				
歳入歳出外	255,273,222	42,270,255	297,543,477	212,413,779	23,240,616	235,654,395	61,889,082
歳入金	285,273,222	12,270,255	297,543,477				
一時借入金	0	0	0				
一時運用金	△ 30,000,000	30,000,000	0				
合 計	6,215,635,901	1,434,397,949	7,650,033,850	6,079,464,994	554,168,536	6,633,633,530	1,016,400,320
歳入金	6,215,635,901	1,434,397,949	7,650,033,850				
一時借入金	0	0	0				
一時運用金	0	0	0				

第2号表

現金保管調

(令和7年11月28日現在)

令和7年度

(単位:円)

種 別	北洋銀行	その他の銀行	合計
歳計現金及び 歳入歳出外現金	1,016,400,320	0	1,016,400,320
基金に属する現金	6,439,936,831	1,172,000,000	7,611,936,831

第3号表

一時運用金調

(令和7年11月28日現在)

令和7年度

(単位:円)

運用払会計	運用受会計	前月末 運用残高	当 月		運用残高
			運用額	返済額	
一般会計	国民健康保険事業会計	60,000,000	40,000,000	0	100,000,000
一般会計	介護保険事業会計	△ 60,000,000	0	60,000,000	0
一般会計	後期高齢者事業会計	10,000,000	10,000,000	0	20,000,000
一般会計	歳計外	△ 30,000,000	0	30,000,000	0

第4号表

基金出納調

(令和7年11月28日現在)

令和7年度

(単位:円)

種 別	前月末累計残高	本 月		本月末残高
		収 入	支 出	
夕張市財政調整基金	3,979,201,926	0	0	3,979,201,926
夕張市土地開発基金	1,569	0	0	1,569
夕張市国民健康保険準備基金	257,635,146	0	0	257,635,146
夕張市奨学基金	24,659,804	0	0	24,659,804
夕張市公の施設建設基金	528	0	0	528
夕張市復興再建基金	5,783,043	0	0	5,783,043
夕張市減債基金	674,648,935	0	0	674,648,935
夕張市社会福祉基金	11	0	0	11
夕張市シュ-ハロダム建設対策基金	11,442,929	0	0	11,442,929
夕張市介護給付費準備基金	358,844,094	0	0	358,844,094
夕張市子ども・文化振興基金	19,778,161	0	0	19,778,161
幸福の黄色いハンカチ基金	1,172,010,929	0	0	1,172,010,929
夕張市公設地方卸売市場管理基金	790,324	0	0	790,324
夕張市浄化槽整備償還基金	0	0	0	0
夕張市財政再生計画調整基金	533,246,007	0	0	533,246,007
夕張市石勝線代替輸送確保基金	551,959,705	0	0	551,959,705
夕張市森林環境譲与税基金	21,933,720	0	0	21,933,720
合 計	7,611,936,831	0	0	7,611,936,831

一時借入金内訳調

(令和7年11月28日現在)

令和7年度

(単位:千円)

会計別	借 入 先	前月末 借入残高	当 月		借入残高
			借入額	償還額	
合 計		0	0	0	0

水 道 事 業 会 計

令和7年11月28日現在

1 収入・支出額調

(単位：円)

区 分	先 月 末 累 計	本 月 分	本 月 末 累 計	備 考
収入（戻入）	150,994,123	21,170,641	172,164,764	
支出（還付）	283,287,842	35,283,671	318,571,513	
差 引	△ 132,293,719	△ 14,113,030	△ 146,406,749	

2 現金保管調

(単位：円)

保 管 先	北 洋 銀 行 (普 通)			合 計
金 額	182,841,732			182,841,732

(一時借入金調)

借 入 先	前月末借入残高	当 月		借 入 残 高
		借 入 額	償 還 額	
南空知ふるさと	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

(他会計)

運 用 元	前月末借入残高	当 月		借 入 残 高
		借 入 額	返 済 額	
一 般 会 計	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

3 暫定預金

(単位：円)

借 入 先	前月末借入残高	当 月		差 引 現 在 額
		預 入 額	償 還 額	
北洋銀行（暫定）	100,000	0	0	100,000
合 計	100,000	0	0	100,000

4 一時貸付金調

(他会計)

(単位：円)

運 用 先	前月末貸付残高	当 月		貸 付 残 高
		返 済 額	貸 付 額	
公共下水道事業会計	100,000,000	0	0	100,000,000
合 計	100,000,000	0	0	100,000,000

下 水 道 事 業 会 計

令和7年11月28日現在

1 収入・支出額調

(単位：円)

区 分	先 月 末 累 計	本 月 分	本 月 末 累 計	備 考
収入（戻入）	145,315,513	3,526,139	148,841,652	
支出（還付）	112,464,838	6,001,925	118,466,763	
差 引	32,850,675	△ 2,475,786	30,374,889	

2 現金保管調

(単位：円)

保 管 先	北 洋 銀 行 (普 通)			合 計
金 額	71,407,397			71,407,397

(一時借入金調)

借 入 先	前月末借入残高	当 月		借 入 残 高
		借 入 額	償 還 額	
南空知ふるさと	20,000,000	0	0	20,000,000
合 計	20,000,000	0	0	20,000,000

(他会計)

運 用 元	前月末借入残高	当 月		借 入 残 高
		借 入 額	返 済 額	
一 般 会 計	0	0	0	0
水 道 事 業 会 計	100,000,000	0	0	100,000,000
合 計	100,000,000	0	0	100,000,000

3 暫定預金

(単位：円)

借 入 先	前月末借入残高	当 月		差 引 現 在 額
		預 入 額	償 還 額	
北洋銀行（暫定）	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

4 一時貸付金調

(他会計)

(単位：円)

運 用 先	前月末貸付残高	当 月		貸 付 残 高
		返 済 額	貸 付 額	
一 般 会 計	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

報告第2号

例月現金出納検査の結果について

例月現金出納検査の結果につき、夕張市監査委員から別紙のとおり報告があった。

令和8年3月4日提出

夕張市議会議長 大 山 修 二

夕張市監査第4号
令和8年1月28日

夕張市議会議長 大山 修二 様

夕張市監査委員 小林 尚文
夕張市監査委員 千葉 勝

例月現金出納検査の報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき実施した例月現金出納検査について、同条第1項の規定によりその結果を下記のとおり報告します。

記

本審査は、夕張市監査基準第4条第1項第10号の規定に準拠し実施した。

1. 検査の種類 地方自治法第235条の2第1項の規定による検査
2. 検査の対象 一般会計・各特別会計・歳入歳出外・基金・団体会計、企業会計の現金出納【令和7年度12月分】
3. 検査の着眼点 現金の出納事務が正確に行われているか
4. 主な実施内容 下記の点に主眼をおき、通常実施すべき検査手続により実施。
 - (1) 各検査対象の関係資料の計数は正確か。
 - (2) 現金出納調・出納計算書・歳計現金在額報告書・預金残高内訳表・預金通帳と現金残高が一致しているか。
 - (3) 関係諸帳簿は適切に処理されているか。
5. 実施場所 夕張市監査事務局
6. 実施日 令和8年1月28日（水）
7. 検査の結果 夕張市監査基準に準拠し検査した結果は下記のとおり。
 - (1) 各検査資料の計数を確認した結果、誤りはなかった。
 - (2) 現金預金残高は各資料・預金通帳と一致していた。
 - (3) 関係諸帳簿を確認した結果、適正に処理されていた。



第1号表

各会計現金出納調

(令和7年12月30日現在)

令和7年度

(単位: 円)

会計別	収 入			支 出			差引残高
	前月末累計残	本月の収入	本月末累計残	前月末累計残	本月の支出	本月末累計残	
一般会計	5,794,615,569	457,870,460	6,252,486,029	4,922,590,132	535,413,595	5,458,003,727	794,482,302
歳入金	5,914,615,569	567,870,460	6,482,486,029				
一時借入金	0	0	0				
一時運用金	△ 120,000,000	△ 110,000,000	△ 230,000,000				
国民健康保険事業会計	535,250,724	132,240,692	667,491,416	512,670,021	133,134,378	645,804,399	21,687,017
歳入金	435,250,724	82,240,692	517,491,416				
一時借入金	0	0	0				
一時運用金	100,000,000	50,000,000	150,000,000				
市場事業会計	0	2,156	2,156	0	0	0	2,156
歳入金	0	2,156	2,156				
一時借入金	0	0	0				
一時運用金	0	0	0				
介護保険事業会計	919,192,630	92,715,020	1,011,907,650	869,798,066	131,520,321	1,001,318,387	10,589,263
歳入金	919,192,630	62,715,020	981,907,650				
一時借入金	0	0	0				
一時運用金	0	30,000,000	30,000,000				
後期高齢者事業会計	103,431,450	36,978,500	140,409,950	92,920,916	39,709,202	132,630,118	7,779,832
歳入金	83,431,450	6,978,500	90,409,950				
一時借入金	0	0	0				
一時運用金	20,000,000	30,000,000	50,000,000				
歳入歳出外	297,543,477	48,098,756	345,642,233	235,654,395	54,238,711	289,893,106	55,749,127
歳入金	297,543,477	48,098,756	345,642,233				
一時借入金	0	0	0				
一時運用金	0	0	0				
合 計	7,650,033,850	767,905,584	8,417,939,434	6,633,633,530	894,016,207	7,527,649,737	890,289,697
歳入金	7,650,033,850	767,905,584	8,417,939,434				
一時借入金	0	0	0				
一時運用金	0	0	0				

第2号表

現金保管調

(令和7年12月30日現在)

令和7年度

(単位:円)

種 別	北洋銀行	その他の銀行	合計
歳計現金及び 歳入歳出外現金	890,289,697	0	890,289,697
基金に属する現金	6,439,936,831	1,172,000,000	7,611,936,831

第3号表

一時運用金調

(令和7年12月30日現在)

令和7年度

(単位:円)

運用払会計	運用受会計	前月末 運用残高	当 月		運用残高
			運用額	返済額	
一般会計	国民健康保険事業会計	100,000,000	50,000,000	0	150,000,000
一般会計	介護保険事業会計	0	30,000,000	0	30,000,000
一般会計	後期高齢者事業会計	20,000,000	30,000,000	0	50,000,000

第4号表

基金出納調

(令和7年12月30日現在)

令和7年度

(単位:円)

種 別	前月末累計残高	本 月		本月末残高
		取 入	支 出	
夕張市財政調整基金	3,979,201,926	0	0	3,979,201,926
夕張市土地開発基金	1,569	0	0	1,569
夕張市国民健康保険準備基金	257,635,146	0	0	257,635,146
夕張市奨学基金	24,659,804	0	0	24,659,804
夕張市公の施設建設基金	528	0	0	528
夕張市復興再建基金	5,783,043	0	0	5,783,043
夕張市減債基金	674,648,935	0	0	674,648,935
夕張市社会福祉基金	11	0	0	11
夕張市シュパローム建設対策基金	11,442,929	0	0	11,442,929
夕張市介護給付費準備基金	358,844,094	0	0	358,844,094
夕張市子ども・文化振興基金	19,778,161	0	0	19,778,161
幸福の黄色いハンカチ基金	1,172,010,929	0	0	1,172,010,929
夕張市公設地方卸売市場管理基金	790,324	0	0	790,324
夕張市浄化槽整備償還基金	0	0	0	0
夕張市財政再生計画調整基金	533,246,007	0	0	533,246,007
夕張市石勝線代替輸送確保基金	551,959,705	0	0	551,959,705
夕張市森林環境譲与税基金	21,933,720	0	0	21,933,720
合 計	7,611,936,831	0	0	7,611,936,831

一時借入金内訳調

(令和7年12月30日現在)

令和7年度

(単位:千円)

会計別	借 入 先	前月末 借入残高	当 月		借入残高
			借入額	償還額	
合 計		0	0	0	0

水 道 事 業 会 計

令和7年12月30日現在

1 収入・支出額調

(単位：円)

区 分	先 月 末 累 計	本 月 分	本 月 末 累 計	備 考
収入（戻入）	172,164,764	24,639,200	196,803,964	
支出（還付）	318,571,513	10,609,667	329,181,180	
差 引	△ 146,406,749	14,029,533	△ 132,377,216	

2 現金保管調

(単位：円)

保 管 先	北 洋 銀 行 (普 通)			合 計
金 額	196,871,265			196,871,265

(一時借入金調)

借 入 先	前月末借入残高	当 月		借 入 残 高
		借 入 額	償 還 額	
南空知ふるさと	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

(他会計)

運 用 元	前月末借入残高	当 月		借 入 残 高
		借 入 額	返 済 額	
一 般 会 計	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

3 暫定預金

(単位：円)

借 入 先	前月末借入残高	当 月		差 引 現 在 額
		預 入 額	償 還 額	
北洋銀行（暫定）	100,000	0	0	100,000
合 計	100,000	0	0	100,000

4 一時貸付金調

(他会計)

(単位：円)

運 用 先	前月末貸付残高	当 月		貸 付 残 高
		返 済 額	貸 付 額	
公共下水道事業会計	100,000,000	0	0	100,000,000
合 計	100,000,000	0	0	100,000,000

下 水 道 事 業 会 計

令和7年12月30日現在

1 収入・支出額調

(単位：円)

区 分	先 月 末 累 計	本 月 分	本 月 末 累 計	備 考
収入（戻入）	148,841,652	2,969,638	151,811,290	
支出（還付）	118,466,763	8,116,602	126,583,365	
差 引	30,374,889	△ 5,146,964	25,227,925	

2 現金保管調

(単位：円)

保 管 先	北 洋 銀 行 (普 通)			合 計
金 額	66,260,433			66,260,433

(一時借入金調)

借 入 先	前月末借入残高	当 月		借 入 残 高
		借 入 額	償 還 額	
南空知ふるさと	20,000,000	0	0	20,000,000
合 計	20,000,000	0	0	20,000,000

(他会計)

運 用 元	前月末借入残高	当 月		借 入 残 高
		借 入 額	返 済 額	
一 般 会 計	0	0	0	0
水 道 事 業 会 計	100,000,000	0	0	100,000,000
合 計	100,000,000	0	0	100,000,000

3 暫定預金

(単位：円)

借 入 先	前月末借入残高	当 月		差 引 現 在 額
		預 入 額	償 還 額	
北洋銀行（暫定）	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

4 一時貸付金調

(他会計)

(単位：円)

運 用 先	前月末貸付残高	当 月		貸 付 残 高
		返 済 額	貸 付 額	
一 般 会 計	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

報告第3号

例月現金出納検査の結果について

例月現金出納検査の結果につき、夕張市監査委員から別紙のとおり報告があった。

令和8年3月4日提出

夕張市議会議長 大 山 修 二

夕 監 第 13 号
令和 8 年 2 月 27 日

夕張市議会議長 大 山 修 二 様

夕張市監査委員 小林 尚文
夕張市監査委員 千葉 勝

例月現金出納検査の報告について

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定に基づき実施した例月現金出納検査について、同条第 1 項の規定によりその結果を下記のとおり報告します。

記

本審査は、夕張市監査基準第 4 条第 1 項第 10 号の規定に準拠し実施した。

1. 検査の種類 地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定による検査
2. 検査の対象 一般会計・各特別会計・歳入歳出外・基金・団体会計、企業会計の現金出納【令和 7 年度 1 月分】
3. 検査の着眼点 現金の出納事務が正確に行われているか
4. 主な実施内容 下記の点に主眼をおき、通常実施すべき検査手続により実施。
 - (1) 各検査対象の関係資料の計数は正確か。
 - (2) 現金出納調・出納計算書・歳計現金在額報告書・預金残高内訳表・預金通帳と現金残高が一致しているか。
 - (3) 関係諸帳簿は適切に処理されているか。
5. 実施場所 夕張市監査事務局
6. 実施日 令和 8 年 2 月 27 日（金）
7. 検査の結果 夕張市監査基準に準拠し検査した結果は下記のとおり。
 - (1) 各検査資料の計数を確認した結果、誤りはなかった。
 - (2) 現金預金残高は各資料・預金通帳と一致していた。
 - (3) 関係諸帳簿を確認した結果、適正に処理されていた。



第1号表

各会計現金出納調

(令和8年1月30日現在)

令和7年度

(単位: 円)

会計別	収 入			支 出			差引残高
	前月末累計残	本月の収入	本月末累計残	前月末累計残	本月の支出	本月末累計残	
一般会計	6,252,486,029	214,046,660	6,466,532,689	5,458,003,727	465,628,456	5,923,632,183	542,900,506
歳入金	6,482,486,029	224,046,660	6,706,532,689				
一時借入金	0	0	0				
一時運用金	△ 230,000,000	△ 10,000,000	△ 240,000,000				
国民健康保険事業会計	667,491,416	71,033,476	738,524,892	645,804,399	57,677,132	703,481,531	35,043,361
歳入金	517,491,416	71,033,476	588,524,892				
一時借入金	0	0	0				
一時運用金	150,000,000	0	150,000,000				
市場事業会計	2,156	0	2,156	0	0	0	2,156
歳入金	2,156	0	2,156				
一時借入金	0	0	0				
一時運用金	0	0	0				
介護保険事業会計	1,011,907,650	111,980,660	1,123,888,310	1,001,318,387	113,794,922	1,115,113,309	8,775,001
歳入金	981,907,650	101,980,660	1,083,888,310				
一時借入金	0	0	0				
一時運用金	30,000,000	10,000,000	40,000,000				
後期高齢者事業会計	140,409,950	18,400,600	158,810,550	132,630,118	20,354,204	152,984,322	5,826,228
歳入金	90,409,950	18,400,600	108,810,550				
一時借入金	0	0	0				
一時運用金	50,000,000	0	50,000,000				
歳入歳出外	345,642,233	27,642,781	373,285,014	289,893,106	21,938,318	311,831,424	61,453,590
歳入金	345,642,233	27,642,781	373,285,014				
一時借入金	0	0	0				
一時運用金	0	0	0				
合 計	8,417,939,434	443,104,177	8,861,043,611	7,527,649,737	679,393,032	8,207,042,769	654,000,842
歳入金	8,417,939,434	443,104,177	8,861,043,611				
一時借入金	0	0	0				
一時運用金	0	0	0				

第2号表

現金保管調

(令和8年1月30日現在)

令和7年度

(単位:円)

種 別	北洋銀行	その他の銀行	合計
歳計現金及び 歳入歳出外現金	654,000,842	0	654,000,842
基金に属する現金	6,439,936,831	1,172,000,000	7,611,936,831

第3号表

一時運用金調

(令和8年1月30日現在)

令和7年度

(単位:円)

運用払会計	運用受会計	前月末 運用残高	当 月		運用残高
			運用額	返済額	
一般会計	国民健康保険事業会計	150,000,000	0	0	150,000,000
一般会計	介護保険事業会計	30,000,000	10,000,000	0	40,000,000
一般会計	後期高齢者事業会計	50,000,000	0	0	50,000,000

第4号表

基金出納調

(令和8年1月30日現在)

令和7年度

(単位:円)

種 別	前月末累計残高	本 月		本月末残高
		取 入	支 出	
夕張市財政調整基金	3,979,201,926	0	0	3,979,201,926
夕張市土地開発基金	1,569	0	0	1,569
夕張市国民健康保険準備基金	257,635,146	0	0	257,635,146
夕張市奨学基金	24,659,804	0	0	24,659,804
夕張市公の施設建設基金	528	0	0	528
夕張市復興再建基金	5,783,043	0	0	5,783,043
夕張市減債基金	674,648,935	0	0	674,648,935
夕張市社会福祉基金	11	0	0	11
夕張市シュパローム建設対策基金	11,442,929	0	0	11,442,929
夕張市介護給付費準備基金	358,844,094	0	0	358,844,094
夕張市子ども・文化振興基金	19,778,161	0	0	19,778,161
幸福の黄色いハンカチ基金	1,172,010,929	0	0	1,172,010,929
夕張市公設地方卸売市場管理基金	790,324	0	0	790,324
夕張市浄化槽整備償還基金	0	0	0	0
夕張市財政再生計画調整基金	533,246,007	0	0	533,246,007
夕張市石勝線代替輸送確保基金	551,959,705	0	0	551,959,705
夕張市森林環境譲与税基金	21,933,720	0	0	21,933,720
合 計	7,611,936,831	0	0	7,611,936,831

一時借入金内訳調

(令和8年1月30日現在)

令和7年度

(単位:千円)

会計別	借 入 先	前月末 借入残高	当 月		借入残高
			借入額	償還額	
合 計		0	0	0	0

水 道 事 業 会 計
令和8年1月30日現在

1 収入・支出額調

(単位：円)

区 分	先 月 末 累 計	本 月 分	本 月 末 累 計	備 考
収入（戻入）	196,803,964	18,370,871	215,174,835	
支出（還付）	329,181,180	6,489,768	335,670,948	
差 引	△ 132,377,216	11,881,103	△ 120,496,113	

2 現金保管調

(単位：円)

保 管 先	北 洋 銀 行 (普 通)			合 計
金 額	208,752,368			208,752,368

(一時借入金調)

借 入 先	前月末借入残高	当 月		借 入 残 高
		借 入 額	償 還 額	
南空知ふるさと	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

(他会計)

運 用 元	前月末借入残高	当 月		借 入 残 高
		借 入 額	返 済 額	
一 般 会 計	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

3 暫定預金

(単位：円)

借 入 先	前月末借入残高	当 月		差 引 現 在 額
		預 入 額	償 還 額	
北洋銀行（暫定）	100,000	0	0	100,000
合 計	100,000	0	0	100,000

4 一時貸付金調

(他会計)

(単位：円)

運 用 先	前月末貸付残高	当 月		貸 付 残 高
		返 済 額	貸 付 額	
公共下水道事業会計	100,000,000	0	0	100,000,000
合 計	100,000,000	0	0	100,000,000

下 水 道 事 業 会 計

令和8年1月30日現在

1 収入・支出額調

(単位：円)

区 分	先 月 末 累 計	本 月 分	本 月 末 累 計	備 考
収入（戻入）	151,811,290	3,524,416	155,335,706	
支出（還付）	126,583,365	6,370,061	132,953,426	
差 引	25,227,925	△ 2,845,645	22,382,280	

2 現金保管調

(単位：円)

保 管 先	北 洋 銀 行 (普 通)		合 計
金 額	63,414,788		63,414,788

(一時借入金調)

借 入 先	前月末借入残高	当 月		借 入 残 高
		借 入 額	償 還 額	
南空知ふるさと	20,000,000	0	0	20,000,000
合 計	20,000,000	0	0	20,000,000

(他会計)

運 用 元	前月末借入残高	当 月		借 入 残 高
		借 入 額	返 済 額	
一 般 会 計	0	0	0	0
水 道 事 業 会 計	100,000,000	0	0	100,000,000
合 計	100,000,000	0	0	100,000,000

3 暫定預金

(単位：円)

借 入 先	前月末借入残高	当 月		差 引 現 在 額
		預 入 額	償 還 額	
北洋銀行（暫定）	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

4 一時貸付金調

(他会計)

(単位：円)

運 用 先	前月末貸付残高	当 月		貸 付 残 高
		返 済 額	貸 付 額	
一 般 会 計	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

報告第4号

専決処分の報告について

令和8年2月24日市長において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年3月18日提出

夕張市長 厚谷 司

記

損害賠償額の決定

市は損害賠償の額を次のとおり決定する。

- 1 損害賠償の額 66,000 円
- 2 損害賠償の相手方 夕張市 個人

報告第5号

専決処分の報告について

令和8年2月27日市長において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年3月18日提出

夕張市長 厚谷 司

記

損害賠償額の決定

市は損害賠償の額を次のとおり決定する。

- 1 損害賠償の額 76,000 円
- 2 損害賠償の相手方 岩見沢市 個人

報告第6号

定期監査の結果について

定期監査の結果につき、夕張市監査委員から別紙のとおり報告があった。

令和8年3月18日提出

夕張市議会議長 大山修二

夕張第 16 号

令和 8 年 3 月 2 日

夕張市議会議長 大 山 修 二 様

夕張市監査委員 小林 尚文

夕張市監査委員 千葉 勝

令和 7 年度定期監査の結果について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により、市財務(令和 6 年度に行ったもの)に係わる定期監査を実施しましたので、その結果を夕張市監査基準第 20 条第 1 項に基づき、別添のとおり報告いたします。



(夕張市監査事務局)

令和7年度実施 定期監査報告

1. 監査の結果に関する報告

- (1) **監査基準の準拠** 本監査は、夕張市監査基準第4条第1項第1号及び同条第2項に準拠し実施した。
- (2) **監査等の種類** 地方自治法第199条第4項に基づく定期監査
- (3) **監査等の対象** 令和6年度における市の財務に関わる関係書類
- (4) **監査等の着眼点** 地方自治法、夕張市契約規則その他法令に適合して実施しているか、を主な着眼点とした。
- (5) **監査等の主な実施内容** 契約書類等の監査及び関係職員からの内容聴取
- (6) **監査等の実施場所及び日程**
- | | |
|------|---------------------|
| 実施場所 | 監査事務局 |
| 日 程 | 令和7年10月1日～令和8年2月27日 |
- (7) **監査等の結果**

今回実施した令和7年度定期監査において気付いた事項について以下の例に示すとおり、事務処理上の基本的な疑問点が見受けられたことについて、主な事由について記載する。

- ① 契約及び会計規則等に関する事務について
- i) 1社随意契約に関する事案等、その根拠等について徴取した。
 - ii) 予定価格調書の作成の仕方について疑問点が見受けられた。
 - iii) 委託事業や修繕工事などの必要である場合の検査調書の不備があった。
 - iv) 手数料の支出について、会計規則第44条の3第6項の規定とする事案と判断した旨報告を受けたが、その根拠が明確ではなかった。
- ② 長期継続契約に関する事案について(確認事項)
- i) 一部の業務について長期継続契約に関する条例に基づき長期継続契約の契約について、その根拠また、長期継続契約とする内容に当てはまる業務であるのか、また、契約期間等について担当者に徴取し確認した結果、適正とした。
- ③ 申請書等（市民受付等）の受領や書類の取扱いについて
- i) 窓口職場など、対外的な申請書等の受領について、受領印や受付担当者を明確にすることなどを申しした。

- ii) 一部において、訂正箇所等の修正テープの使用、また鉛筆での記載などが散見され、公的な書類として適切ではないところが見受けられた。

④ 総論

以上記載のとおり職員においては、事務執行上において、基本的な規則、又は法令根拠について、以前の書類を基本に参考にするため、訂正箇所などをそのまま、事務処理してしていることから、改善されていない箇所が見受けられる。

多忙の中での、業務執行とは察するが、今一度、事務担当者については、疑問を持ち、根拠法令、会計規則などを理解したうえで事務執行に務めていただきたい。また、担当者においては、上司などに相談し指導を仰ぎ、理解の上での適正な書類作成となれば、より良く正しいものなると感じる。

決裁する側の上司においても、都度チェックし疑問があれば確認し、訂正などの指導を願うことを申し上げる。

今一度、職員一人一人が、お互いの立場において、ダブルチェックなどの確認について、ミスの無いよう協力しあい適正な事務執行に務めるよう願う。

(8) その他必要と認める事項 なし

2. 監査の結果に関する報告に添える意見 なし

3. 監査の結果に関する報告に係る勧告 なし

決議案第1号

閉会中の所管事務調査について

行政常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について、別紙のとおり決議する。

令和8年3月18日提出

提出者	夕張市議会議員	徳	谷	康	憲
	同	荒	井	周	司
	同	工	藤	政	則
	同	君	島	孝	夫
	同	櫻	井		暁
	同	千	葉		勝
	同	高	間	澄	子

「別紙」

所 管 事 務 調 査

1 調査の目的

(1) 行政常任委員会

本市並びに他自治体の実態等を調査し、市政の伸展に寄与することを目的とする。

(2) 議会運営委員会

議会運営の実態等を調査し、議会の円滑かつ積極的な運営を図ることを目的とする。

2 調査事項

(1) 行政常任委員会

① 行政全般に関する事項

(2) 議会運営委員会

① 議会運営に関する事項

② 議会規則、委員会条例等に関する事項

③ 議長の諮問に関する事項

3 調査の時期及び方法

令和8年度の閉会中に調査を行うこととし、その方法については、各委員会においてそれぞれ決定する。

4 調査費用

議会費予算の定める費用弁償の範囲内とする。

以上のとおり決議する。

令和8年3月18日

夕 張 市 議 会